

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、常設のアンユラス水素濃度計を使用する。 ・泊3号炉は、アンユラス部の水素濃度を直接測定する可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットを使用する。（伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、B系のアンユラス空気浄化設備の弁を、常設代替交流電源設備によって使用する（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによるアンユラス部の水素濃度測定手段は可搬であり進
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンユラス部の水素排出及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制及び原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンユラス空気浄化設備によるアンユラス部の水素排出及び可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を行う手順等を整備する。	
水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、アンユラス部の水素を含むガスがアンユラス部からアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。	静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。	水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、アンユラス部の水素を含むガスがアンユラス部からアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることをアンユラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源喪失又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパにアンユラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アンユラス空気浄化ファンを運転する。	
対応手順等	炉心の損傷を判断した場合、アンユラス部の水素濃度を、アンユラス水素濃度計により測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。 また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。	対応手段等	原子炉建屋内の水素濃度監視	対応手段等	可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視	
配慮すべき事項	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	非常用ガス処理系の停止	配慮すべき事項	電源確保	
			非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。		全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いてB系アンユラス空気浄化設備による水素排出及び可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			備や起動操作が必要なため、炉心損傷前に測定準備に着手する方針としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの熱負荷が除熱量を上回る水温で管理。 ・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		
方針目的	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレィ、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p>	方針目的	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。さらに、使用済燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止する手順を整備する。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料プールへのスプレィ、大気への放射性物質の拡散抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。</p>	方針目的	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、使用済燃料ピットへの注水、漏えい抑制、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ピットへのスプレィ、大気への放射性物質の拡散抑制、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p>	
対応手順等	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合、送水車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水ピット等を優先する。送水車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ピット等の注水手段がなければ使用する。</p>	<p>燃料プール代替注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は漏えい抑制</p> <p>残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プールへ注水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水できない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（可搬型）から注水する。 <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。</p>	<p>対応手順等</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は漏えい抑制</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
対応手段等	使用済燃料ピットへのスプレー及び放水	使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレー又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。	燃料プールのスプレー	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレーする。	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	使用済燃料ピットへのスプレー及び放水	【大飯】設備の相違 ・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。
		<ul style="list-style-type: none"> 送水車及びスプレーヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする。 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 		<ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（常設配管）からスプレーする。 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（常設配管）からスプレーできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（可搬型）からスプレーする。 なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへのスプレーは、海を水源として利用できる。			
対応手段等	大気への放射性物質の拡散抑制	対応手段等	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	使用済燃料ピットへのスプレー及び放水			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
使用済燃料ピットの監視 対応手順等	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位/放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの熱負荷が除熱量を上回る水温で管理。 プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。 		
	<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視 対応手段等</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視 対応手段等</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視 対応手段等</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。 泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。 女川は常設のSA設備を用いて監視する。 泊は常設と可搬型のSA設備を用いて監視する。 		
	<p>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響の防止</p>	<p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p>	<p>代替電源による給電</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール監視カメラへ給電する。</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット監視カメラへ給電する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置へ給電する。</p>	<p>燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対策設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
配慮すべき事項	作業性	海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイにかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	重大事故等時の対応手段の選択	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記 【女川】設備の相違 ・設備の相違による各手段の記載内容の相違
	電源確保	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は女川2号炉の審査実績を反映し、燃料補給に関しては技術的能力1.14にて整理する。 女川と同様。
	燃料補給	送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	作業性	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に損傷がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。
燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉とは炉型「アナユラス部」の記載で相違する。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。 【女川】記載内容の相違 ・炉心損傷を判断する意図としては同様。 【女川】記載内容の相違 ・泊3号炉は「原子炉格納容器及びアナユラス部の破損」時の放水砲の手順項目を分けている。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は泊3号炉と同様に重大事故等対策設備及び自主対策設備による手段を記載する。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉、大飯3/4号炉及び泊3号炉で各々シルトフェンスの設置箇所に相違があるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を実施する目的に相違はなし。 ・使用済燃料ピットへのスプレィ及び放水の対応手順等
方針目的	対応手段等	方針目的	対応手段等	方針目的	対応手段等	
1.12 工場外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 工場外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	
<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	
<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	
<p>炉心出口温度が 350℃以上かつ格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレィが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ海水を放水する。</p> <p>原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に多線性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損傷等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エアモニタの指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合、送水車及びスプレィヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エアモニタの指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合、送水車及びスプレィヘッドより射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じて水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲による放水準備を開始する。その後、原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、原子炉格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているもの、原子炉建屋ベント設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレィができない場合、又は、プラントの異常によりモニタリング設備の指示がオーダレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水柵、タービン補機放水ピット、北側排水路排水柵及び取水口の合計4箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>設置に当たっては、放水した汚染水が直接流れ込む南側排水路排水柵及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、アナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
対応手順等	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 拡散抑制	<p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>送水車及びスプレイヘッダ又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に多様な拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ビット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p>	対応手段等	航空機燃料火災への泡消火	<p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により、泡消火を実施する。</p>	対応手段等	使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷 海洋への放射性物質の拡散抑制	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、構内排水設備の集水機3箇所に集水機シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水流路の集水機に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。</p> <p>放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚機シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p>	相違理由	<p>の着手水位は、大飯3/4号炉と使用済燃料ビット出口配管（浄化冷却設備入口配管）下端レベルの相違。</p> <p>【大飯】 記載内容の相違 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は泊3号炉と同様に重大事故等対策設備及び自主対策設備による手段を記載する。</p> <p>【大飯】 記載内容の相違 ・航空機燃料火災への泡消火の対応手段等の記載内容は、大飯3/4号炉と同様に重大事故等対策設備による手段と自主対策設備である初期消火手段を記載する。</p> <p>【大飯】設備の相違 ・消火設備は相違するもの、初期消火を実施する手段としては相違なし。</p>
	航空機燃料火災への泡消火	<p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備が完了するまで、多様な拡張設備である化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p>		航空機燃料火災への泡消火	<p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により、泡消火を実施する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備が完了するまで、自主対策設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車又は可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲あるいは大規模火災用消防自動車により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p>		航空機燃料火災への泡消火	<p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備で泡消火を実施する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備が完了するまで、自主対策設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車又は可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲あるいは大規模火災用消防自動車により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p>		
	操作性	<p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所へ調整するが、確認できない場合は原子炉格納容器頂部へ調整する。</p> <p>放水砲は、最も効果的な方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水する。</p> <p>スプレイヘッダによる原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水については、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイヘッダの噴射位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊部に調整する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p>		操作性	<p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。</p>		操作性	<p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の破損部に調整するが、確認できない場合は原子炉格納容器頂部へ調整する。</p> <p>放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）に向けて放水する。</p>		<p>【女川】 記載内容の相違 ・破損箇所への放水に関する記載は女川2号炉の技術的能力1.12の本文には同様の記載がある。泊3号炉の本項は大飯3/4号炉と同様の記載とする。</p> <p>【大飯】【女川】 設備の相違 ・大飯3/4号炉にはスプレイヘッダによる建屋外部からスプレイを実施する手段があるが、泊3号炉の同等の設備は建屋内部スプレイであるため大飯3/4号炉と同様の記載はなし。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。</p>
配慮すべき事項		配慮すべき事項		配慮すべき事項						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	作業性	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	作業性	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	【女川】 記載内容の相違 ・泊3号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はなし。 【大飯】設備の相違 ・大飯はスプレイヘッドを設置しており、泊3号炉と設備に相違がある。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は他条文を参照する構成としている。女川2号炉と同様。
	燃料補給	大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。 また、送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯、女川】 審査基準改正に伴う相違</p>
<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等</p>	
<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源及び海水等を確保する。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給、炉心注水及び原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転、使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水並びに炉心の著しい損傷及び格納容器破損時の格納容器及びアニュラス部への放水のための水の供給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源であるサブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保する。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を確保するとともに、海を水源として確保する。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海及びほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段、並びに復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への水の補給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを確保する。 想定される重大事故等に対処するための水源として、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプを確保する。さらに、海を水源として確保する。 想定される重大事故等に対処するために必要な設備に必要な量の水を供給するため、補助給水ピット、燃料取替用水ピット、ほう酸タンク、格納容器再循環サンプ及び海を水源とした対応手段、並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの水の補給について手順等を整備する。</p>	
<p>対応手段等</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>サブプレッションチェンバを水源とした対応手段</p>	<p>燃料取替用水ピットを水源とした対応手段</p> <p>補助給水ピットを水源とした対応手段</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">水源を利用した対応手段</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> 淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。 </td> </tr> </table>	対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。		
対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
	対応手段等	海を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及び淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。 ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。	対応手段等	海を水源とした対応手段 燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。 ・可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器へ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプにより補機冷却水を確保する。 原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプが故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、高圧注入ポンプ等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」又は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却又は格納容器内自然対流冷却と同様である。 炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備により泡消火を実施する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	海を水源とした対応手段 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却水系による除熱と同様である。 炉心の著しい損傷が発生した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プールの水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲により放水する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。	対応手段等	海を水源とした対応手段 ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合は、ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注水する。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段 ATWSが発生した場合、又は重大事故等の進展抑制及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。	対応手段等		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
【比較のため下段より再掲】							
対応手順等	<p>炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により復水貯蔵タンクへ補給する。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水又は大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</p>	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>格納容器再循環サンプルを水源とした対応手段</p> <p>格納容器再循環サンプルを水源として、以下の手段により対応する。 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより原子炉容器へ注水する。 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、B-格納容器スプレイポンプにより原子炉容器へ注水する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p>	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>補助給水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として燃料取替用水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、淡水又は海水を復水ピットに補給し、復水ピットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ピットに補給する手順である。 泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ピットへ直接補給することができる。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の、可搬型大型送水ポンプ車を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給は、炉心損傷防止が図れる場合と炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷時において、補助給水ピットへ補給する水源の優先順位が異なる
対応手順等	<p>格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p>	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>補助給水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として補助給水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットへ補給する。 補助給水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	
対応手順等	<p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>のたための代替手段及び復水ピットへの供給</p> <p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	復水ビットへの供給が できない場合の代替手段 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ビットへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は燃料取替用水ビットを水源とした対応手段に記載。
	復水ビットへの供給 重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ビットの枯渇、破損等により機能が喪失した場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo.3淡水タンクへの水源切替を優先して実施する。すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合は、燃料取替用水ビット水を高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
対応手順等	燃料取替用水ビットへの供給が できない場合の代替手段 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海を水源とした対応手段に記載。
	燃料取替用水ビットへの供給が できない場合の代替手段 重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ビットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。 ・復水ビットを水源とし充てんポンプ又は恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉へ注水する。 ・燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉へ注水する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
	燃料取替用水ビットへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海を水源とした対応手段に記載。
	格納容器スプレイのための代替手段			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
	燃料取替用水ビットへの供給			
	格納容器スプレイのための代替手段			
	燃料取替用水ビットへの供給			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	格納容器再循環サンプルを水源とした再循環運転			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は格納容器再循環サンプルを水源とした対応手段に記載。
	使用済燃料ビットへの水の供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。
	使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレー及び放水			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。
	原子炉周辺建屋の破損及び格納容器破損時の放水			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配 慮 す べ き 事 項	作業ルート	構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。		作業ルート	構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。		【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ビッド枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊3号炉の補助給水ビッドの保有水量は、補助給水ビッドが枯渇（事象発生後7.4時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で燃料取替用水ビッド保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」における燃料取替用水ビッド枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊3号炉は、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」において、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ビッドが枯渇する前に燃料取替用水ビッドに海水を補給し、原子炉格納容器内へのスプレイを継続する手順としているため、大飯を除くFWRプラントと同様に格納容器スプレイ手段について記載している。 ・泊3号炉の燃料取替用水ビッドの保有水量は、燃料取替用水ビッドが枯
	切替性	当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を復水ビッドへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ビッドの保有水量を1,035 m ³ 以上に管理する。 淡水を燃料取替用水ビッドへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビッドの保有水量を1,860 m ³ 以上に管理する。		切替性	当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を補助給水ビッドへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）を成立させるため、補助給水ビッドの保有水量を570m ³ 以上に管理する。 淡水又は海水を燃料取替用水ビッドへ補給すること及び可搬型大型送水ポンプ車による海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水並びに格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水ビッドの保有水量を1,700m ³ 以上に管理する。		
	成立性	海水取水時は、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。		成立性	海水取水時には、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。		
	作業性	燃料取替用水ビッド出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。		作業性	燃料取替用水ビッド又は補助給水ビッドへの補給で使用する可搬型大型送水ポンプ車のホース敷設等はホース延長・回収車（送水車用）を使用し、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。		
	燃料補給	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		
	送水ルート	水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。		送水ルート	水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。		
	配慮すべき事項	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の水源は、淡水貯水槽（No.1）（淡水）及び淡水貯水槽（No.2）（淡水）を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。 サプレッションチェンバ（内部水源）を水源として使用できない場合、復水貯蔵タンク（外部水源）から注水するが、サプレッションチェンバ（内部水源）が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。		配慮すべき事項	復水貯蔵槽タンク又は淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p> 湯（事象発生後約12.9時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。 </p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【女川】設備の相違 ・女川2号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源後旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。（大飯や先行PWRと同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方3号炉と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。
1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		
方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電するための手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	
対応手順等	全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電確認する。 ・空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 ・他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し、給電する。あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 ・電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。 代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。 代替交流電源設備による給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車の順で使用する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	<p>全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p>	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室で不要な直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要な直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>後備蓄電池の電圧が低下する前までに、可搬型代替直流電源設備により非常用直流母線へ給電する。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、全交流動力電源喪失発生1時間までに実施する直流負荷切離し操作は、中央制御室のみで実施可能。 泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室での操作を実施する。（伊方と同様） <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）は「代替電源（直流）」に位置づけている。 泊3号炉は、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	代替所内電気設備による電源給電 所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。	対応手段等	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	対応手段等	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から発電用原子炉を安定状態に収束させるために必要な設備へ給電する。	
配慮すべき事項	負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シナジスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。 号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。 電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	配慮すべき事項	負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シナジスのうち必要な負荷が最大となる「零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	配慮すべき事項	負荷容量 代替非常用発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナジスのうち最大負荷となる。「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	
悪影響防止	悪影響防止 号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。 空冷式非常用発電装置や電源車、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」又は「切」にする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	悪影響防止	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線及びパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」又は「引ロック」とする。	悪影響防止	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーコントロールセンタ及びコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の動的負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作器を「切」又は「切ロック」とする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
配 慮 す べ き 事 項	成 立 性	所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。 また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。 また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみである。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。		
	作 業 性	暗闇でもヘッドライト、携行型照明等を携行していることから操作対象遮断器の識別が可能である。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。			
	燃 料 補 給	空冷式非常用発電装置、電源車又はディーゼル発電機への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順書等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kℓ（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ（1基当たり）、4基）を管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリーの補給は、軽油タンク又はガスタービン発電設備用軽油タンクの軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kℓを6基及び約170kℓを1基、ガスタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kℓを3基とし、管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、可搬型タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 可搬型タンクローリーの補給は、ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク（SA）の軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、ディーゼル発電機燃料油貯槽（約540kℓ）及び燃料タンク（SA）（約50kℓ）を管理する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は赤字について、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違 泊では、重大事故等時において、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等のために監視が必要なパラメータとして、技術的能力1.11、1.12に係るパラメータも抽出している。（女川実績の反映）
1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	
配慮すべき事項	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。 ・補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。 比較のため下段より再掲	パラメータの選定及び分類	重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準1.1~1.14の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	パラメータの選定及び分類	重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準1.1~1.14の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	
	さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。 ・重要代替パラメータ： 重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）並びに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。 比較のため項目順入れ替え					

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器故障時のパラメータ推定 監視機能の喪失 対応手順等	計器故障時、当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。 比較のため段落順入れ替え	監視機能喪失時 対応手段等	他チャンネルによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。	計器の故障時 代替パラメータによる推定	他チャンネル又は他ループによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネル又は他ループの重要計器により計測できる場合は、他チャンネルの重要計器を用いた計測を優先し、次に他ループの重要計器を用いて計測を行う。	【女川】設備構成の相違 ・PWRは、原子炉で加熱された1次冷却材を蒸気発生器において2次冷却材と熱交換を行う複数のループで構成しており、一部のパラメータについては当該ループのパラメータを他ループのパラメータにより推定可能である。
	パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量等）又は有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。 ・発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネル又は他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 ・パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 ○同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） ○水位を注水源若しくは注水先の水位変化又は注水量から推定 ○流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定 ○除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 ○1次系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 ○圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 ○ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 ○あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定 ○装置の動作特性により推定 比較のため段落順入れ替え		主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。		主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	
監視機能喪失時 対応手段等	計器の故障時 代替パラメータによる推定	監視機能喪失時 対応手段等	計器の故障時 代替パラメータによる推定	監視機能喪失時 対応手段等	計器の故障時 代替パラメータによる推定	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
対応手順等	監視機能の喪失	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度及び水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。 	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは原子炉圧力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。 原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。 <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定可能である。</p>	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度（広域-高温側）又は1次冷却材温度（広域-低温側）が計測範囲（0～400℃）を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。自主対策設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位は、原子炉容器より上に位置し、水位が低下し計測範囲以下となった場合は、原子炉容器水位で計測する。 	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
		<p>計器の計測範囲を超えた場合の パラメータの推定</p>			<p>代替パラメータによる推定</p>			<p>可搬型計測器による計測</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器電源の喪失	<p>直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視を行う手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失時により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬型整流器等の運転により、計器へ給電する。 <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いず直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 常設代替交流電源設備から給電する。 可搬型代替交流電源設備等から給電する。 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順書の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 常設代替交流電源設備から給電する。 可搬型代替交流電源設備等から給電する。 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順書の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	【女川、大飯】電源設備構成の相違（詳細は1.14を参照）
	対応手段等		比較のため次ページへ掲載		対応手段等	
記録	<p>パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータ（原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p>	パラメータ記録	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p>	パラメータ記録	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、データ伝送設備（発電所内）及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値、可搬型計測器で計測されるパラメータの値及び現場操作時のみ監視する現場の指示値は、記録用紙に記録する。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
配慮すべき事項	原子炉施設の状態把握	設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲並びに計器の個数を明確化した運転手順書を整備する。	施設の状態把握	発電用原子炉施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	施設の状態把握	発電用原子炉施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アナログ内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	
	電源確保	全交流動力電源及び直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	配慮すべき事項	計測又は監視の留意事項	
対応手段等	計器電源の喪失時の対応	また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。	比較のため前ページより再掲						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、DB11条において「無停電運転保安灯」を設計基準対象施設と整理しているため、本条文においても設計基準対象施設としている。（柏崎、東海第二、島根も泊の「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設（DB11条での整理）としている。） 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高レベルモニタ（高レンジ）の指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用の判断をすることとしている。 【大飯】運用の相違 ・大飯は、当直課長が発電所対策本部と協議の上、交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。
1.16 原子炉制御室の居住性に関する手順等		1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	
対応手順等	居住性の確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転（以下「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。 ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合又は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、当直課長は発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。	対応手段等	居住性確保 中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようするため、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽、中央制御室再循環送風機及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。 ・中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。 ・炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。 ・全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。 ・中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整及び管理を行う。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。	対応手段等	居住性確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようするため、中央制御室遮へい及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。 ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が閉回路循環運転で運転中であることを確認する。 ・全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が閉回路循環運転にできない場合は、手動によるダンパの開操作により閉回路循環運転の系統構成を行い、常設代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が閉回路循環運転に切り替わった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電するため、可搬型照明（SA）を緊急用コンセントに接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、発電課長（当直）の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部は、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
対応手順等	汚染の持ち込み防止	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室の汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	【女川】【大飯】記載内容の相違 ・原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。 （60条及び技術的能力1.17との記載表現統一） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、中央制御室横通路へチェンジングエリアを平常時から設置しており、チェンジングエリアを運用する場合は、ゴミ箱等の設置を行うことにより使用可能となる。 ・泊3号炉のチェンジングエリアの設置箇所は、平常時は通路部として運用しており、平常時からチェンジングエリアを設営すると運転員等の通行に支障があることから、仮設としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様）
	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいたした空気がアンユラス部から放射性物質低減機能を有するアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。	運転員等の被ばく低減	非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理系へ給電する。 原子炉建屋ブローアウトパネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいたした空気がアンユラス部から放射性物質低減機能を有するアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパにアンユラス全量排気弁等操作可能型窒素ガスポンベから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アンユラス空気浄化ファンを運転する。	
	放射線管理	チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放管班員が身体サーベイを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	
配慮すべき事項	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置及び可搬型照明へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパ及び中央制御室排風機出口ダンパ等へ給電する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いて中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備を用いてB系アンユラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・泊3号炉は、窒素ポンベを使用する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】記載内容の相違（60条との記載内容の統一） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（ 発電所 の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	
対応手順等	通常時よりモニタリングステーション及びモニタリングポストにて放射線量を連続測定していることから、重大事故等時に設備が健全である場合は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストを優先し、機能が喪失した場合は、重大事故等対処設備である可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側個地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用する。 重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。	対応手段等	発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポストを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空气中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空气中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。	対応手段等	発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 また、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象（以下「原災法該当事象」という。）が発生した場合、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空气中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空气中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	
対応手順等	重大事故等時の風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。 風向、風速その他気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測装置を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型気象観測装置を使用する。	対応手段等	発電所における風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測装置を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、代替気象観測装置を用いて測定し、及びその結果を記録する。	対応手段等	発電所における風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測装置を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、可搬型気象観測装置を用いて測定し、及びその結果を記録する。 原災法該当事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測装置を配置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配 慮 す べ き 事 項	測定頻度	重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できなくなった場合の放射線量の測定は、可搬式モニタリングポストにより連続測定を行う。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。 重大事故等時の風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。	測定頻度	可搬式モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。	測定頻度	可搬式モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定とする。	対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。 【大飯】運用方法の相違 ・大飯は放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に検出器の養生作業を行うこととしている。 泊は女川と同様にブルーム通過後バックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーの交換を実施する。
	バックグラウンド低減対策	重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。 放射性物質の放出により、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬式放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬式放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。	バックグラウンド低減対策	周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬式モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬式モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬式放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬式放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬式放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬式放射線計測装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所へ移動して、放射性物質の濃度を測定する。	バックグラウンド低減対策	周辺汚染によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬式モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬式モニタリングポスト養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても放射能測定装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所へ移動して、放射性物質の濃度を測定する。	
	他の機関との連携体制	重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	他の機関との連携	敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	他の機関との連携	敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電される。	電源確保	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	電源確保	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動でモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に係る手順等を整備する。</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。(以下、緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。また、緊急時対策所可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気設備」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を緊急時対策所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気設備切替えに備え、空気供給装置の系統構成等の準備を行う。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所へ、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置（空気ポンペ）による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。(以下、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、「可搬型空気浄化装置」という。また、可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気空調設備」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、可搬型空気浄化装置を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気空調設備切替えに備え、空気供給装置（空気ポンペ）の系統構成等の準備を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【女川】設計の相違 女川の空調設備は常設設備であるのに対し、泊の空調設備は可搬設備であり、運転時に可搬ダクト接続の操作及び運転後は空気流入量の調整が伴う。同様に可搬設備で対応する大飯とは相違なし。 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから操作場所や接続場所が2箇所となる。</p> <p>【女川】設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
居住性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所へ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置し、放射線量の測定を開始する。 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ又は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 	居住性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。 原子炉格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。 	居住性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象（以下「原災法該当事象」という。）が発生した場合、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へ、可搬型モニタリングポストを3号炉の原子炉格納施設を囲むように設置するとともに、緊急時対策所付近に設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型モニタリングポスト等の指示値上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉の原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が上昇した場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における緊急時対策所換気空調設備を可搬型空気浄化装置から空気供給装置（空気ポンペ）へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。 その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示値が低下し、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気空調設備を空気供給装置から可搬型空気浄化装置へ切り替える。 	<p>【大飯】【女川】・記載内容の相違 原災法15条事象発生を考慮した記載としている。（60条及び7.17との記載表現統一）</p> <p>【女川】・設計の相違 いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWRではSA時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。</p>
	<p>その後、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>		<p>その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p>		<p>その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示値が低下し、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気空調設備を空気供給装置から可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>	
必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p>	必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所指揮所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【女川】設計の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから本部要員を収容する指揮所に対策の検討に必要な資料を整備する。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。 外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、原災法該当事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	<p>【女川】記載内容の相違 原災法第15条事象発生を考慮した記載として、(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)</p>			
	<p>非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）を起動し緊急時対策所へ給電する。</p> <p>代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所立ち上げ時にケーブル接続を行う。</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時には、待機側の電源車（緊急時対策所用）のケーブル接続も行う。故障等により電源車（緊急時対策所用）の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の電源車（緊急時対策所用）を起動し切り替える。</p>		対応手段等		<p>緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を用いて給電する。</p>		対応手段等	<p>緊急時対策所の電源喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>代替交流電源である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所の立ち上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに起動し、緊急時対策所の電源が喪失した場合に緊急時対策所へ給電を開始する。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合には、待機側の緊急時対策所用発電機も起動して無負荷運転で待機する。故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。</p>	<p>【女川】設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 泊は発電機起動操作を屋外で行う必要があることから、ブルーム通過前に緊急時対策所用発電機をあらかじめ運転しておくことで故障等が発生した場合でも速やかに給電を切り替えることができるよう準備する。</p>
	代替電源（交流）の給電		代替電源設備からの給電		代替電源設備からの給電		代替電源設備からの給電	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置。</p>	
配置	配置	配置	配置						
<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p>	配置すべき事項	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p>	配置すべき事項	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p>					

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
放射線管理	<p>チェンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。汚染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、切替えが必要となった場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換又は保管を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の可搬型空気浄化装置が故障する等、切替えが必要となった場合は待機側への切替えを行う。</p> <p>可搬型空気浄化装置の可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている空調上屋内に設置する。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。</p>	<p>【女川】・設計の相違 泊は空調設備を収容する空調上屋を設置している。</p> <p>【大飯】・運用の相違 身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。十分な厚さの壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題は無い。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」に記載する。(女川と同様)</p>	
	電源確保		電源確保		電源確保		電源確保
	燃料補給		燃料補給		燃料補給		燃料補給

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設計の相違① 女川ではフィルタバント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所を設置していない。 【大飯】【女川】設計の相違② 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備運用の相違 泊では衛星電話設備を使用して共有する 【女川】設計の相違上記①参照。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		
方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。	方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。	方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。	対応手段等 重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニター車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。	対応手段等 重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置等を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	対応手段等 発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン等を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いて、これらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所内）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
発電所外（社内外）との通信連絡 対応手順等	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	発電所外（社内外）の通信連絡 対応手段等	<p>重大事故等対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	発電所外（社内外）との通信連絡 対応手段等	<p>発電所災害対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所指揮所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 緊急時対策所指揮所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所指揮所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配 慮 す べ き 事 項	電 源 確 保	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）へ給電する。	給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

【大飯】設計の相違
 ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星電話（可搬）を設置又は保管している。
 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1 / 2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
 【大飯】【女川】設計の相違
 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて衛星電話設備（FAX）を利用可能としている（柏崎6 / 7号炉と同様）
 【大飯】【女川】設計の相違②
 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。
 【大飯】設計の相違
 ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。
 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1 / 2号炉

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。 【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第5.1.2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	
1.2	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	45分	1.2	高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.2	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	40分以内	
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。				原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員（中央制御室、現場）	5	110分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			
1.3	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2にて整備する。			1.2	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様			1.2	常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	1.14と同様			
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。				可搬型代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様				現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2と同様			
	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	30分	1.3	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	30分以内	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	20分以内		
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	45分		主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	45分以内	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	35分以内		
	窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分		高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガス供給系（非常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え）	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	50分以内		
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	65分	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンプへ切替え）	運転員（現場）	2	35分以内	常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	1.14と同様						
可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 2		1.3	代替直流電源設備による復旧	1.14と同様			常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	1.14と同様					
					高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンプへ取替え）	運転員（現場）	2	105分以内	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	4 2	60分以内			
					代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	25分以内							
					代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放（高圧窒素ガスポンプへ取替え）	運転員（現場）	2	80分以内							
					代替交流電源設備による復旧	1.14と同様									
					代替交流電源設備による復旧	1.14と同様									
					インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場）	5	300分以内							

【大飯】設備の相違
 ・大飯3/4号炉は、窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）による手段に加えて、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により代替空気を確保する手段を整備
 ・泊3号炉は、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプにより加圧器逃がし弁の代替空気を確保する手段のみ（川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.4	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分	1.4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.4	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	25分以内	<p>【大飯】記載内容の相違①</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は「恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」手段について、フロントライン系機能喪失時とサポート系喪失時の要員及び要員数が同じである。 泊3号炉は、フロントライン系故障時とサポート系故障時の要員数が異なるため、それぞれ記載している。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様と同様） <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、送水車により海水を仮設組立式水槽に補給し、可搬式代替低圧注水ポンプにて代替炉心注水を実施する。 泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接注水可能である。（柏崎6/7号炉と同様） <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、運転停止中の炉心注水の手段として蓄圧タンクによる炉心注水を実施する。 泊3号炉では蓄圧タンクからの注水を作業員の安全に配慮する必要があるため実施しない。（川内1/2号炉と同様） 泊3号炉の停止時有効性評価では、全交流動力電源喪失時において代替格納容器スプレイポンプによる炉心注水にて炉心損傷防止を図ることとしている。（伊方3号炉、玄海3/4号炉 	
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	4	30分		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	385分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室）	1	4時間	重大事故等対応要員	10	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場）			2	35分以内				
	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12			海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	200分以内		B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転		運転員（中央制御室、現場）	2		15分以内
	B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	3	84分	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	40分以内			主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出	1.3と同様				
	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2		15分	1.3にて整備する。 （主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）										
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	と同様
1.5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。			1.5	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	75分以内	1.5	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			
	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	20	9時間		フィルタ装置への水補給	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 9	380分以内		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 6	270分以内	
1.6	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。			1.5	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 5	315分以内	1.6	C、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			【大飯】 記載方針の相違② ・大飯3,4号炉と同等手段である「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー（サポート系故障時）」は自主対策のため記載せず。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は、燃料補給の手順を1.14にて整備している。
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	運転員等（中央制御室、現場）	3	30分		原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 5	315分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 1	30分以内	
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	80分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	30分以内	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	4時間		耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給	緊急安全対策要員	2	106分		原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 6	540分以内						
	送水車への燃料補給	緊急安全対策要員	2	100分		原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレー	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	385分以内						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(系統構成)	運転員(中央制御室、現場)	3	75分以内	1.7	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	2	65分以内	<p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 泊3号炉は、原子炉格納容器圧力が高い場合は、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置によりサンプリングガスの供給が可能である一方、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで低下した場合は、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置に切り替えることによりサンプリングガスの供給が</p>
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(ベント操作:S/C側ベントの場合)	運転員(中央制御室、現場)	3	115分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	1.6と同様			
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。		フィルタ装置への水補給		運転員(中央制御室、現場)	3	380分以内	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却		運転員(中央制御室、現場)	3	275分以内		
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室)	1	8時間		重大事故等対応要員	9	315分以内	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)		運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内		
	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	可搬室素ガス供給装置による原子炉格納容器への室素供給		運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	運転員(中央制御室、現場)	2	30分以内			
1.8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の室素パージ	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内	1.8	B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水	1.4と同様		<p>【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p>	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室)	1	4時間		代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水		1.4と同様				
	A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	1.4にて整備する。				原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内		B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	1.4と同様			
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水		運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視		運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内		
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。		1.9	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉压力容器への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	1.9	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視(可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置への切替え)	運転員(現場)	1	35分以内			
B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	1.4にて整備する。			可搬型室素ガス供給装置による原子炉格納容器への室素供給	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内						1.10		Aニュラス空気浄化設備による水素排出
可搬型格納容器水素ガス濃度計	運転員等 (中央制御室、現場)	2	50分	フィルタ装置への水補給	1.7と同様		全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	災害対策要員	2						
1.10	水素排出(Aニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員等 (中央制御室、現場)	2	45分	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の室素パージ	1.7と同様		可搬型Aニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内				
	室素ポンベ(代替制御用空気供給用)によるAニュラス空気浄化設備の運転	1.4にて整備する。		代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様		1.10		代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様					
	水素排出(Aニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員	5	2.7時間	1.11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	災害対策要員 災害対策要員（支援）	6 2	200分以内	<p>【大飯】 設備の相違①</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンペを使用し、窒素ポンペが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 泊3号炉は、窒素ガスポンペを使用する。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、定期事業者検査中の使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間は、炉心に燃料体がないが、使用済燃料ピットに保管している燃料体の崩壊熱が大きく、使用済燃料ピットの水が沸騰するまでの時間も短くなることから、災害対策要員7名で実施する手順を整備しており、炉心に燃料がある場合とない場合の2つのケースの成立性について記載している。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。 泊3号炉は、技術的能力1.11と同様に使用済燃料ピットへのスプレーにより大気への拡散抑制を行う手順であることから、操作手順を技術的能力1.11へリンクさせる記載として 	
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員	7	2時間		燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水（使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間）	災害対策要員 災害対策要員（支援）	3 2	250分以内		
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.12にて整備する。（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）				燃料プールのスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー	災害対策要員 災害対策要員（支援）	7 1	150分以内		
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	緊急安全対策要員	4	2時間		燃料プールのスプレー系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレー	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	1.12と同様				120分以内
大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間	大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様				可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	災害対策要員	4	1.14と同様				
シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間	代替電源による給電	1.14と同様				可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	災害対策要員	6	280分以内				
送水車及びスプレーヘッダによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間	1.12	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280分以内	集水槽シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	放管班員	3	210分以内				
大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395分以内	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11と同様						
					海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	保修班員	10	190分以内	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	災害対策要員	6	335分以内				
					放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	重大事故等対応要員	6	205分以内								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.13	海水を用いた復水ビットへの補給	緊急安全対策要員	5	3.4時間	1.13	復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）		1.2と同様			1.13	燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水		1.4と同様		【大飯、女川】運用の相違 ・泊は、使用済燃料ビットのみに燃料体を貯蔵している期間中において、可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は淡水又は海水を復水ビットに補給し、復水ビットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ビットに補給する手順である。 ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ビットへ直接補給することができる。（女川2号炉、島根2号炉、相崎6/7号炉と同様）
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等（中央制御室、現場）	3	110分		復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）		1.2と同様				燃料取替用水ビットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水		1.4と同様		
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（炉心注水時）	1.4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）	緊急安全対策要員			3	復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水		1.4と同様				燃料取替用水ビットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水		1.4と同様	
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（格納容器スプレイ時）	運転員等（中央制御室、現場）	2	110分		サブプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保		1.7と同様				燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ		1.6と同様		
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	1.6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様）	緊急安全対策要員			3	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水	重大事故等対応要員	9	380分以内			燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ		1.7と同様	
	復水ビットから燃料取替用水ビットへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	2	100分		淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水		1.4及び1.8と同様				燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水		1.8と同様		
	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	1.4にて整備する。	緊急安全対策要員			3	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却		1.6と同様				補助給水ビットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水		1.2及び1.3と同様	
	海水から使用済燃料ビットへの注水	1.11にて整備する。				淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給		1.5及び1.7と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水		1.4と同様		
	送水車による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ	1.11、1.12にて整備する。 （送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ、送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制と同様）				淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		1.8と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却		1.6及び1.7と同様		
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.11、1.12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）				淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		1.8と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水		1.11と同様		
大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	1.12にて整備する。			淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水		1.11と同様			海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ		1.11と同様					
				淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水		1.11と同様			海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却		1.5及び1.7と同様					
				淡水貯水槽を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ		1.11と同様			海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却		1.5と同様					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールのスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様			海を水源とした大容量送水ポンプによる送水(各種注水)(取水口から海水を取水する場合)	重大事故等対応要員	9	380分以内	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11及び1.12と同様			海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	1.11及び1.12と同様		
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水(各種注水)(海水ポンプ室から海水を取水する場合)	重大事故等対応要員	9	370分以内		海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	1.12と同様									
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水(各種供給)(取水口から海水を取水する場合)	重大事故等対応要員	6	540分以内	海を水源とした可搬型大型送水ポンプによる送水(各種供給)(海水ポンプ室から海水を取水する場合)	重大事故等対応要員	6	485分以内	1.13	格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転				1.4と同様		
	海を水源とした低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	1.4及び1.8と同様								海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	運転員(現場)	1	200分以内			
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却	1.6と同様			海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	運転員(現場)	1	200分以内	災害対策要員	6						
	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様			燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合)	運転員(中央制御室、現場)	2			35分以内	災害対策要員	1				
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様			燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	運転員(中央制御室、現場)	2	30分以内	災害対策要員			1				
	海を水源とした燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
		海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水		1.11と同様			
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ		1.11と同様			
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ		1.11と同様			
		海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保		1.5と同様			
		海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制		1.12と同様			
		海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火		1.12と同様			
	1.13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	370分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	270分以内		
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	4	20分	1.14	常設代替交流電源設備による給電（ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室） 保修班員	2 2	45分以内	1.14	常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	15分以内	【女川】記載方針の相違 ・泊3号炉の常設代替交流電源設備による給電はメタクラB系受電後にメタクラA系受電することから、B系とA系を分けた記載としている。（島根と同様）以降、相違理由を省略） 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）のみで全交流動力電源喪失後24時間にわたり直流電源による給電が可能である。 ・泊3号炉は、蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計あり。（川内1/2号炉、伊方3号炉と同様） 【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は、代替非常用発電機の現場からの起動手順を整備している。（女川と同様） 【大飯】【女川】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、代替電源（交流）からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ電源供給可能。 ・女川2号炉は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備（125V代替充電器及び250V充電器）も含めた設備構成としており、
	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 2	75分		可搬型代替交流電源設備による給電（電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	4 3	125分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	40分以内	
	電源車による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	3 4	60分		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	2	60分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	45分以内	
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 6	2.4時間		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	30分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	50分以内	
	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	20分		可搬型代替直流電源設備による給電（電源車による125V代替充電器及び250V充電器への給電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	4 2	65分以内	
	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	運転員等（現場） 緊急安全対策要員	1 2	110分		可搬型代替直流電源設備による給電（125V代替蓄電池を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	40分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	4 2	70分以内	
	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 2	3.8時間		代替所内電気設備による給電（電源車によるパワーコントロールセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		可搬型代替交流電源設備による給電（可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 3	240分以内	
	空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給	重大事故等対応要員	2	135分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（1時間以内の不要な直流負荷の切離し操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	20分以内	
	電源車への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		タンクローリから各機器への補給	重大事故等対応要員	2	40分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（8時間以降の不要な直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	1	30分以内	
	ディーゼル発電機への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	90分		タンクローリからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給	重大事故等対応要員	2	50分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	55分以内	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
		1.14	可搬型代替直流電源設備による給電（可搬型直流電源用発電機によるA直流母線又はB直流母線）	運転員（現場）	1	190分以内	<p>可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V代替充電器及び250V充電器を使用する。</p> <p>泊3号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直接電源供給可能な直流電源専用交流発電機である可搬型直流発電機を配備。（川内1/2号炉、伊方3号炉と同様）</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を経由して非常用直流母線への給電が可能。 女川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備している。 泊3号炉では、代替所内電気設備から非常用直流母線への給電はできないが、重大事故等対処設備である可搬型直流電源用発電機を用いた手段により、非常用直流母線への給電が可能。（川内1/2号炉、伊方3号炉と同様） <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。250V蓄電池は、有効性評価の全交流電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流駆動低圧注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない設備である。
			代替所内電気設備による給電（代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場）	2	205分以内	
			代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場）	1	380分以内	
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	災害対策要員	2	105分以内	
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	運転員（現場）	1	165分以内	
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	災害対策要員	2	105分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（代替非常用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	55分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型代替電源車へ補給する場合）	災害対策要員	2	60分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型直流電源用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合）	災害対策要員	2	30分以内	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉					相違理由																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1357 164 1429 204">No.</th> <th data-bbox="1429 164 1671 204">対応手段</th> <th data-bbox="1671 164 1821 204">要員</th> <th data-bbox="1821 164 1890 204">要員数</th> <th data-bbox="1890 164 1973 204">想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1357 204 1429 331">1.14</td> <td data-bbox="1429 204 1671 331">可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合）</td> <td data-bbox="1671 204 1821 331">災害対策要員</td> <td data-bbox="1821 204 1890 331">2</td> <td data-bbox="1890 204 1973 331">25分以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 331 1429 395">1.14</td> <td data-bbox="1429 331 1671 395">可搬型タンクローリーから各機器への補給（緊急時対策所用発電機へ補給する場合）</td> <td data-bbox="1671 331 1821 395">災害対策要員</td> <td data-bbox="1821 331 1890 395">2</td> <td data-bbox="1890 331 1973 395">25分以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 395 1429 491">1.14</td> <td data-bbox="1429 395 1671 491">可搬型タンクローリーから各機器への補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合）</td> <td data-bbox="1671 395 1821 491">災害対策要員</td> <td data-bbox="1821 395 1890 491">2</td> <td data-bbox="1890 395 1973 491">25分以内</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（緊急時対策所用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。 泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機等へ補給する。 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料(重油)」又は「燃料(軽油)」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 泊3号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、燃料を補給する設備毎に要員数と想定時間を記載(大飯と同様)
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																			
1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内																			
1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（緊急時対策所用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内																			
1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	緊急安全対策要員	2	35分		代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14と同様			
1.16	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）	運転員等（中央制御室） 緊急安全対策要員	1 2	70分	1.15	可搬型計測器による計測	運転員（中央制御室） 重大事故等対策要員（運転員を除く。）	1 1	55分以内	1.16	中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	運転員（中央制御室） 災害対策要員	1 2	25分以内 40分以内	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分	1.16	チェンジングエリアの設置及び運用手順	放射線管理班員	2	90分以内		チェンジングエリアの設置及び運用手順	放管班員	2	100分以内	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分		現場での原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内		アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 2	35分以内	

【女川】
記載内容の相違
泊は、第2表で記載
表現を統一した。
（島根、柏崎と同様）

【大飯】
設備の相違①
・1.10記載理由と同様

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替測定）	放管班員	2	190分以内	【大飯】記載方針の相違 大飯は発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬式モニタリングポストでの放射線量の測定を1つの項目でまとめて記載している。 【大飯】【女川】運用方法の相違 泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬式気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間※1		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放射線管理班員	2	90分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放管班員	2	120分以内	
	可搬式放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（緊急時対策建屋屋上での測定）	重大事故等対応要員	2	40分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（緊急時対策所付近での測定）	放管班員	2	50分以内	
	可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分		可搬式放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射線測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定	放管班員	2	80分以内	
	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分		可搬式放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射線測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	80分以内	
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間※2		可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射線測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内	
	モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間		可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射線測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内	
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間		海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内		海上モニタリング	放管班員	3	200分以内	
※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。					モニタリングポストのバックグラウンド低減対策					モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策					
※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、約100分。					放射線管理班員					放射線管理班員					
					代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定					代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定					
					モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等					1.14と同様					
										モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等					1.14と同様

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分	1.18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内	1.18	可搬型空気浄化装置運転手順	総括班員	4	60分以内	<p>【女川】設計の相違 空気供給装置使用のための系統構成が必要であることから手順を整備（大飯と同様）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違 可搬型モニタリングポストに加え可搬型気象観測設備を用いてブルーム通過判断を行う。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 大飯はあらかじめチェン징エリアを設置していることで手順記載はない。泊は資機材移動や必要により補修を行うことを含め手順を整備（女川と同様）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違 発電機の起動に屋外で操作が必要であり、ブルーム通過時には屋外での作業ができないことから、ブルーム放出のおそれがある場合に発電機を無負荷運転とする手順を整備している。</p> <p>【大飯】【女川】運用の相違 緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には緊急時対策所持機側から給電する設計であるが、緊急時対策所持機側も含め故障した場合を想定し、健全である緊急時対策所持機側特機所（緊急時対策所持機側指揮所）の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順を整備する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>	
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分		緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順）	放射線管理班員	2	10分以内		空気供給装置（空気ポンペ）による空気供給準備手順	総括班員	4	70分以内		
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急安全対策要員	2	47分		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順	1.17と同様				緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順	放管班員	4	30分以内		
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	4分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）への切替手順）	保修班員	1	3分以内		可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	1.17と同様				
	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順）	保修班員	1	5分以内		空気供給装置（空気ポンペ）への切替準備手順	総括班員	4	5分以内		
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		必要な数の要員の収容に係る手順等（チェン징エリアの設置及び運用手順）	放射線管理班員	2	20分以内		空気供給装置（空気ポンペ）への切替手順	総括班員	4	2分以内		
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分		代替電源設備からの給電手順（電源車による給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内		可搬型空気浄化装置への切替手順	総括班員	4	5分以内		
	電源車（緊急時対策所用）準備手順	緊急安全対策要員	2	24分		1.19	代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様			チェン징エリアの設置及び運用手順	放管班員	2	40分以内		
	電源車（緊急時対策所用）起動手順	緊急安全対策要員	1	5分			代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様			可搬型空気浄化装置の切替手順	総括班員	4	5分以内		
	電源車（緊急時対策所用）の切替手順	緊急安全対策要員	1	6分							緊急時対策所用発電機準備手順	総括班員	4	15分以内		
電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.3時間					緊急時対策所用発電機起動手順	総括班員	4	15分以内					
1.19	—	—	—	—				緊急時対策所用発電機の切替手順	総括班員	2	10分以内					
								緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	総括班員	2	30分以内					
								代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備..... 1.0.1-2</p> <p>第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備..... 1.0.1-3</p> <p>第3表 対応手順の抽出..... 1.0.1-4</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や対応手段であり、泊と比較対象とならない記載内容については、マーキング()を施している。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備の選定の考え方が明確に記載している伊方の資料を参考としていることから、伊方と比較する。(資料の構成は、伊方、玄海と同様)</p> <p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.1-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順を運転員が使用する故障・事故処理内規、災害対策本部が使用する緊急時対応内規に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対処設備を用いる手順。 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合と異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>選定した切替え操作を必要とする重大事故等対処設備は、充てんポンプB（自己冷却式）、格納容器スプレイポンプ、格納容器再循環ユニット、補助給水タンクであり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に処理する系統に切り替えるために必要な手順を非常時操作手順書（設備別）に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、復水補給水系、ほう酸水注入系、ろ過水系及び燃料プール補給水系があり、第1表に本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備、第2表に本来の用途以外で使用する自主対策設備を示し、第3表に対応手順の抽出、別紙1に操作の概要を示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に処理する系統に切り替えるために必要な手順を運転員が使用する「運転要領」、発電所対策本部が使用する「重大事故等および大規模損壊対応要領」に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対処設備を用いる手順。 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合と異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、B-格納容器スプレイポンプ、補助給水ビット、B-充てんポンプ（自己冷却）、C、D-格納容器再循環ユニット及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプがあり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作方法の追加（女川実績の反映） <p>【女川】【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順名称の相違 <p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>【伊方】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途以外の用途で使用し可搬型タンクローリーへ燃料を補給する手段がある。（詳細は技術的能力まとめ資料1.14にて整理）（以降、相違理由を省略）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切替えるために、弁操作により切替えるようにしている。その他、放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統等（化学体積制御系統又は海水系統と原子炉補機冷却水系統等）の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所については、ディスタンスピースを用いる。ディスタンスピースは、一般的なフランジ接続作業と同等であり容易に操作できる。</p> <p>また、切替えのための手順を整備するのみではなく、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに操作できるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切り替えるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために、弁操作により切替えるようにしている。</p> <p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切替えるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>【伊方】設備の相違・泊は、ディスタンスピースによる切替えではなく、弁操作により通常時に使用する系統から切替える。(女川と同様) (以降、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
	第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備					【女川】記載箇所の相違
	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目		
	復水補給水系 (MUWC)	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替炉心冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注入弁を「開」にして原子炉压力容器へ注水を行う。	1.4 1.8		
炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉压力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉压力容器へ注水を行う。			1.4			
残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。			1.6			
炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ペダスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。			1.8			
	ほう酸水注入系 (SLC)	万一制酸棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8		
炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。			1.8			
			高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉压力容器へ注水を行う。	1.2		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替の容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
	第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備					
	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目		
	ろ過水系 (FW)	プラント起動・停止時及び過常運転時に、プラント構成機器の中で、ろ過水を必要とする機器へろ過水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕、代替蒸餾冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔直流駆動低圧注水系ポンプ〕が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合には、代替蒸餾冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。 残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器内へスプレイを行う。 炉心の著しい損傷が発生した場合に、代替蒸餾冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)〔代替蒸餾冷却ポンプ〕及び原子炉格納容器下部注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器下部に注水を行う。 使用済燃料プールの水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合に、ろ過水タンクを水源として使用済燃料プールへ注水を行う。	1.4 1.8 1.4 1.6 1.8 1.11		
	燃料プール補給水系 (F PMUW)	燃料プール補給水ポンプにより復水貯蔵タンクの使用済燃料プールへ注水する。	炉心損傷時、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉電室への水漏れを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへ水垂りを行う。	1.10		

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1 設備の選定

No	項目	伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	相違
1.1	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	
1.2	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	
1.3	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	

注1 ○：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注2 △：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注3 ○：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注4 ○：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注5 △：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続

伊方発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3表 対応手順の抽出 (L10)

○：本来の用途、×：本来の用途以外、－：該当なし

No	項目	対応手続	本来の用途 (設備)	本来の用途 (可搬型)
1.1.1	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	○	○
1.1.2	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	○	○
1.1.3	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	○	○

※1 詳細仕様書水圧系による原子炉圧力容器への注水については本来の用途ではないが、切替え操作が不要のため対象外。

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)

No	項目	伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	相違
1.1	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	
1.2	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	
1.3	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定 緊急停止系統の選定	

注1 ○：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注2 △：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注3 ○：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注4 ○：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続
 注5 △：設備選定が相違しない手続、×：設備選定が相違する手続、－：設備選定が不明な手続

【伊方】記載方針の相違（女川実績の反映）
 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順の追加
 【女川】記載方針の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p>○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし</p> <p>第3表 対応手順の抽出 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>対応手順</th> <th>本来の用途 (原状)</th> <th>本来の用途 (可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">L.16</td> <td rowspan="10">原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等</td> <td>中央制御室待避室の運転手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の風明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>データ転送装置（特種器）によるプラントバスタータ等の転送手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の放射線防護装置等に關する手順等</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>チェンレンジモニタの設置及び運用手順</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放射能監視車による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">L.17</td> <td rowspan="10">監視測定等に關する手順等</td> <td>可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	対応手順	本来の用途 (原状)	本来の用途 (可搬型)	L.16	原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等	中央制御室待避室の運転手順	○	—	中央制御室の風明を確保する手順	○	○	中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	—	○	中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	○	データ転送装置（特種器）によるプラントバスタータ等の転送手順	○	—	その他の放射線防護装置等に關する手順等	—	○	チェンレンジモニタの設置及び運用手順	—	○	非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順	○	—	可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	—	○	放射能監視車による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○	L.17	監視測定等に關する手順等	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	—	○	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○	可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○	可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○	海上モニタリング	—	○	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○	可燃型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	—	○	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	—	○		
No.	項目	対応手順	本来の用途 (原状)	本来の用途 (可搬型)																																																																	
L.16	原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等	中央制御室待避室の運転手順	○	—																																																																	
		中央制御室の風明を確保する手順	○	○																																																																	
		中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	—	○																																																																	
		中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	○																																																																	
		データ転送装置（特種器）によるプラントバスタータ等の転送手順	○	—																																																																	
		その他の放射線防護装置等に關する手順等	—	○																																																																	
		チェンレンジモニタの設置及び運用手順	—	○																																																																	
		非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順	○	—																																																																	
		可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	—	○																																																																	
		放射能監視車による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																																	
L.17	監視測定等に關する手順等	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	—	○																																																																	
		可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																																	
		可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																																	
		可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																																	
		海上モニタリング	—	○																																																																	
		モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○																																																																	
		可燃型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○																																																																	
		放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	—	○																																																																	
		代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	—	○																																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てんポンプ（B、自己冷却式）</td> <td>化学体積制御設備による炉心注水</td> <td>自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水</td> <td>1.4、1.8</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td>原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内強制冷却</td> <td>海水通水による格納容器内の自然対流冷却</td> <td>1.4、1.5、1.8、1.7</td> </tr> <tr> <td>補助給水タンク</td> <td>補助給水ポンプの水源</td> <td>燃料取替用水タンクへの補給</td> <td>1.4、1.8、1.7、1.8、1.13</td> </tr> </tbody> </table>	設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力の該当項目	充てんポンプ（B、自己冷却式）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水	1.4、1.8	格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4、1.8、1.13	格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4、1.5、1.8、1.7	補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13	<p>【比較のため、比較表P1.0.1-6より再掲】</p> <p>第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・系統</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">復水補給水系（MUWC）</td> <td rowspan="4">プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。</td> <td>復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉格納容器へ注水を行う。</td> <td>1.4、1.8</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷、蒸騰が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘデスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系（S L C）</td> <td>万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。</td> <td>高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉格納容器へ注水を行う。</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	復水補給水系（MUWC）	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉格納容器へ注水を行う。	1.4、1.8	炉心の著しい損傷、蒸騰が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.4	残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6	炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘデスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8			炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8	ほう酸水注入系（S L C）	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉格納容器へ注水を行う。	1.2	<p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット</td> <td>補助給水ポンプの水源</td> <td>代替格納容器スプレイポンプの水源</td> <td>1.4、1.8、1.7、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>B-充てんポンプ（自己冷却）</td> <td>化学体積制御設備による炉心注水</td> <td>自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内の強制冷却</td> <td>海水通水による格納容器内の自然対流冷却</td> <td>1.5、1.8、1.7、1.13</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>ディーゼル発電機への燃料油移送</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料補給</td> <td>1.14</td> </tr> </tbody> </table>	設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環	1.4、1.8、1.13	補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13	B-充てんポンプ（自己冷却）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水	1.4、1.8、1.13	C、D-格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5、1.8、1.7、1.13	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14	
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力の該当項目																																																																		
充てんポンプ（B、自己冷却式）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水	1.4、1.8																																																																		
格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4、1.8、1.13																																																																		
格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4、1.5、1.8、1.7																																																																		
補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13																																																																		
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																																		
復水補給水系（MUWC）	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉格納容器へ注水を行う。	1.4、1.8																																																																		
		炉心の著しい損傷、蒸騰が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.4																																																																		
		残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6																																																																		
		炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘデスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8																																																																		
		炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8																																																																		
ほう酸水注入系（S L C）	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉格納容器へ注水を行う。	1.2																																																																		
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																																		
B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環	1.4、1.8、1.13																																																																		
補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13																																																																		
B-充てんポンプ（自己冷却）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水	1.4、1.8、1.13																																																																		
C、D-格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5、1.8、1.7、1.13																																																																		
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14																																																																		
<p>表3 切替え操作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th colspan="2">切替え方法</th> <th rowspan="2">切替え部写真</th> </tr> <tr> <th>媒介道具の種類</th> <th>運用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク</td> <td>ディスタンスピース</td> <td>放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・格納容器スプレイ</td> <td>弁</td> <td>ディスタンスピース以外の切替え箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	切替え方法		切替え部写真	媒介道具の種類	運用箇所	・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク	ディスタンスピース	放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所		・格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所			<p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>切替え方法</th> <th>切替え部写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	切替え方法	切替え部写真	B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。																																																
対象設備		切替え方法			切替え部写真																																																																
	媒介道具の種類	運用箇所																																																																			
・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク	ディスタンスピース	放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所																																																																			
・格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所																																																																			
対象設備	切替え方法	切替え部写真																																																																			
B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

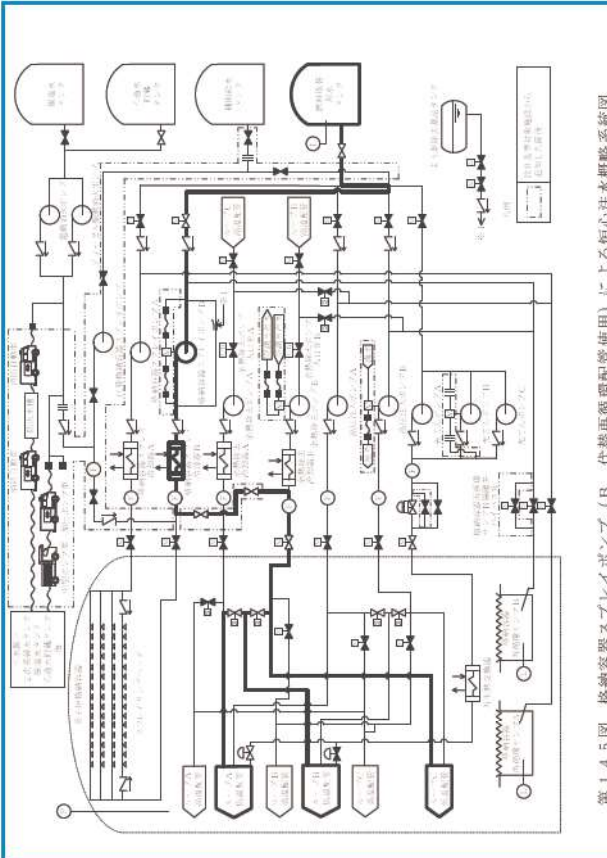
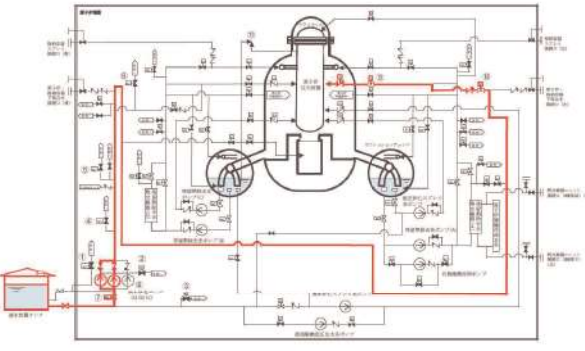
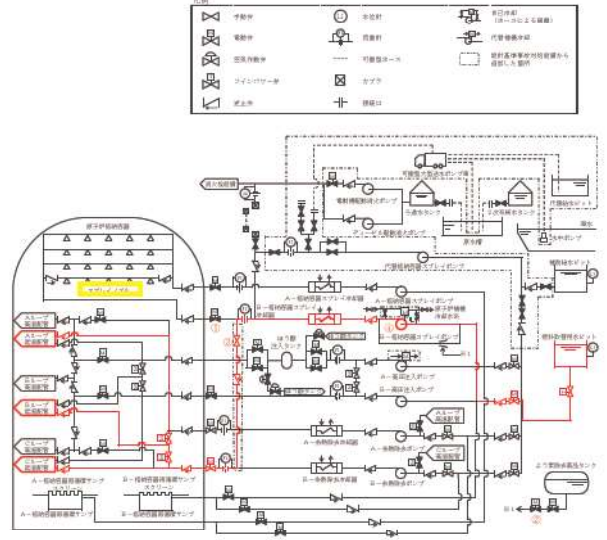
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水 2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却 3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ 4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水 5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水 6. ほう酸水注入系による原子炉压力容器への注水 7. ろ過水ポンプによる原子炉压力容器への注水 8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却 9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水 	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 2. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転 3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え 4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 	<p>【伊方】記載内容の相違（女川実績の反映）以降、相違理由を省略</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

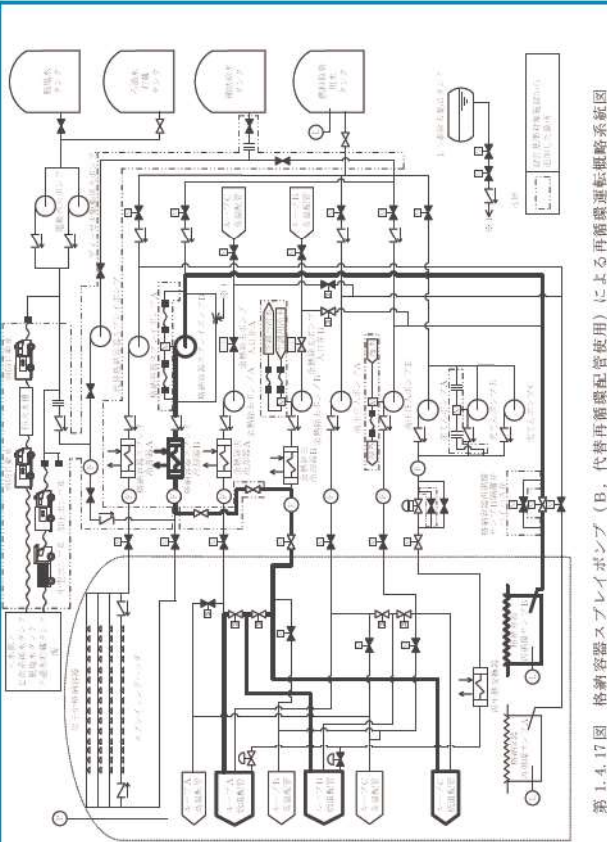
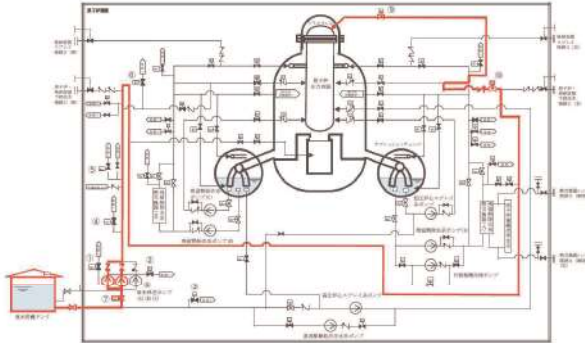
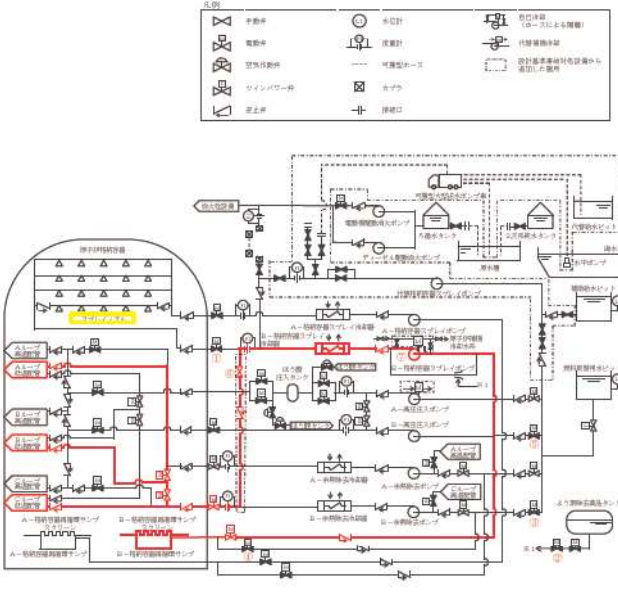
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力1.4より引用</p>  <p>第1.4.5図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による炉心注水配管系統図</p>	<p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、復水補給水系を使用した原子炉压力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉压力容器までの系統構成として、各隔離弁（第1図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第1図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第1図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系 LPCI 注入隔離弁（第1図⑨）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第1図⑩）を「開」し、原子炉压力容器を主蒸気逃がし安全弁（第1図⑪）にて減圧する。</p> <p>③原子炉圧力が復水移送ポンプ出口圧力以下にて、原子炉压力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第1図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水 概略図</p>	<p>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）起動準備のための系統構成として各隔離弁（図1①、②）を「閉」とする。</p> <p>② RHR-CSS 連絡ラインの弁（図1③）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図1④）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水が開始されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図1 B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 概要図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

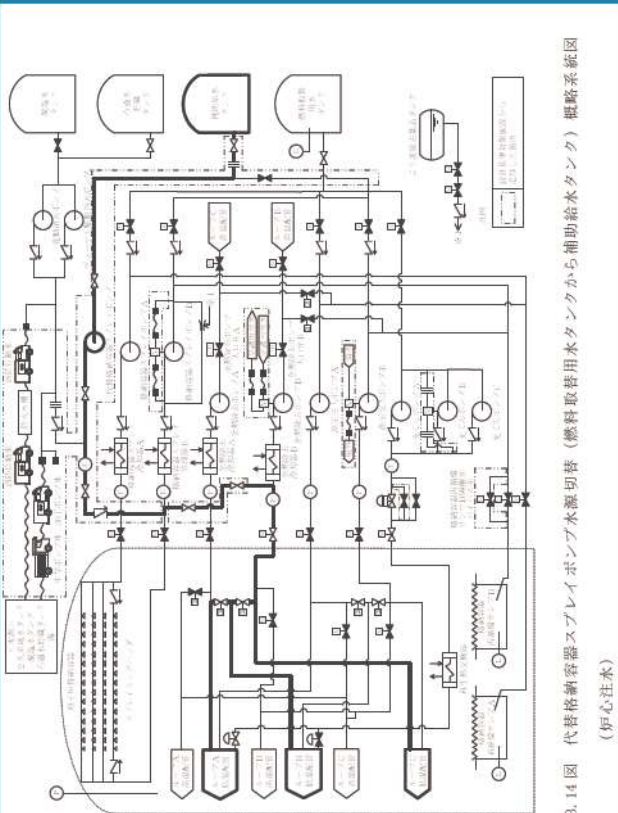
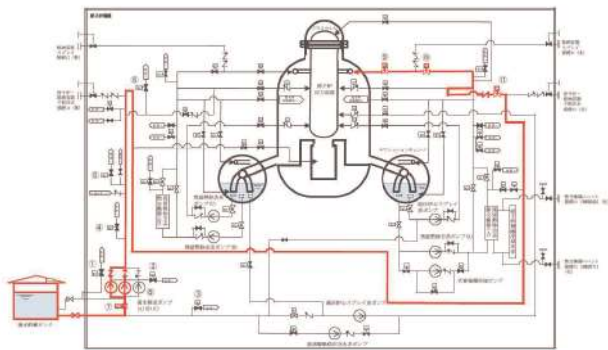
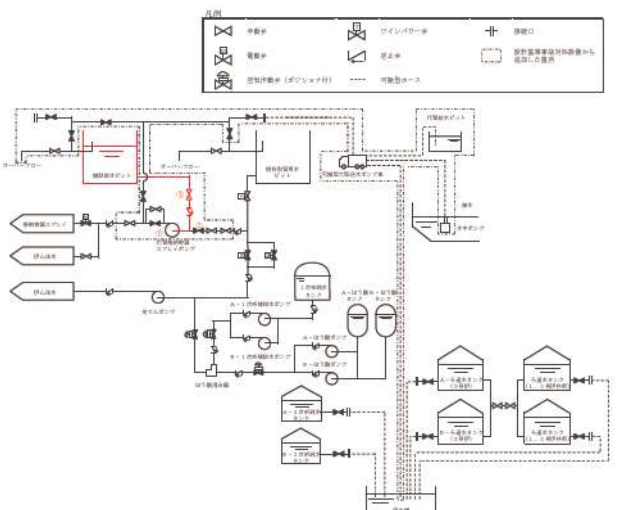
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.17図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による再循環運転概略系統図</p>	<p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉压力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉压力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、復水補給水系により原子炉压力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉压力容器までの系統構成として、各隔離弁（第2図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第2図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第2図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉ヘッドスプレイ注入隔離弁（第2図⑨）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第2図⑩）「開」し、原子炉压力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第2図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却概略図</p>	<p>2. B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS連絡ライン使用）及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転による原子炉冷却操作の系統構成として各隔離弁（図2①～⑤）を「閉」とする。</p> <p>② RHR-CSS連絡ラインの弁（図2⑥）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図2⑦）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水流量が確保されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図2 B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 概要図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

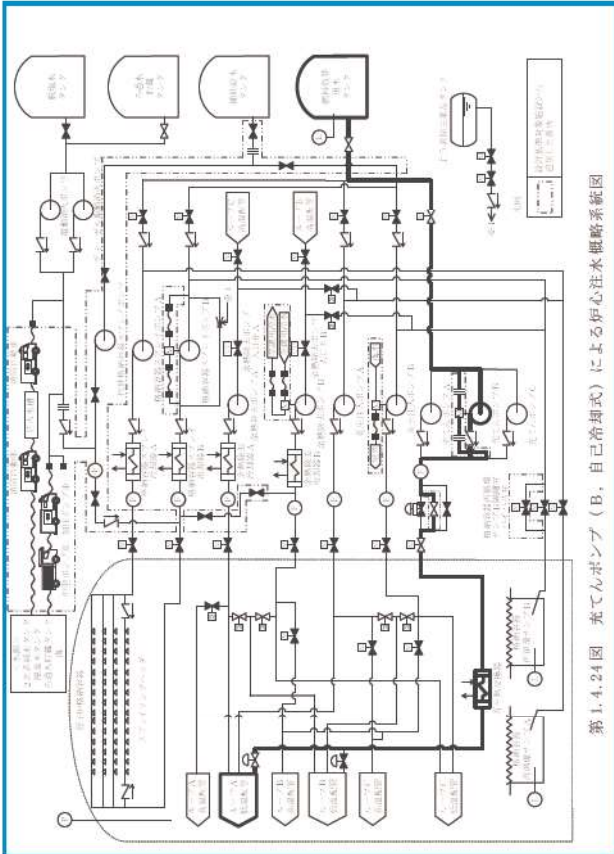
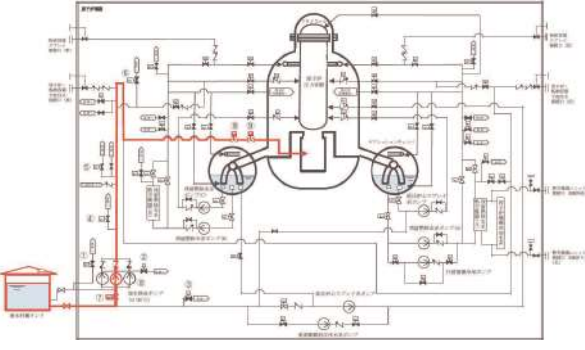
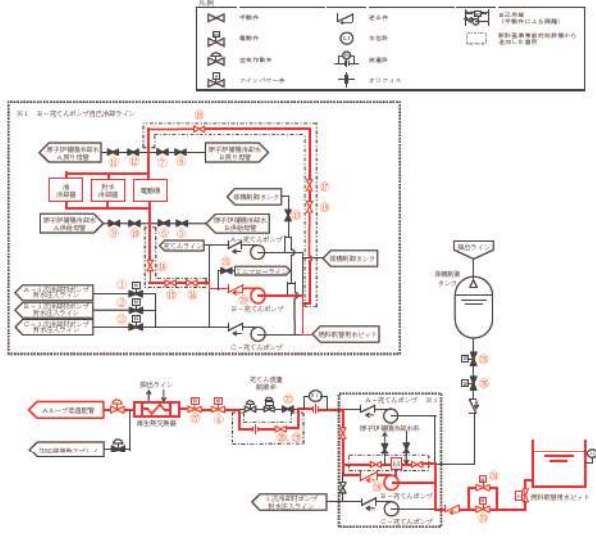
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.13より引用</p>  <p>第1.13.14図 代替格納容器スプレイポンプ水源切替（燃料取替用水タンクから補助給水タンク）概略系統図（伊方注水）</p>	<p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、復水補給水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第3図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第3図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第3図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第3図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第3図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第3図⑪）を「開」し、原子炉格納容器へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第3図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>	<p>3. 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>重大事故等の発生時において、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ中に燃料取替用水ビットが枯渇、破損等により機能喪失した場合、燃料取替用水ビットから補助給水ビットに水源切替えを行う。</p> <p>① 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの水源切替えとして、補助給水ビット側の入口止め弁（図3①）を「開」とする。</p> <p>② 燃料取替用水ビット側の入口止め弁（図3②）を「閉」とする。</p> <p>③ 代替格納容器スプレイポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ビット水位により、水源切替え後に補助給水ビット等に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図3 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え 概要図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力1.4より引用</p>  <p>第1.4.24図 充てんポンプ（B、自己冷却式）による炉心注水概略系統図</p>	<p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ベドスタル注水配管の弁を「開」とし、復水補給水系による原子炉格納容器下部への水張りをを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第4図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第4図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第4図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第4図⑨）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第4図⑩）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライヴェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第4図 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	<p>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、B-充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水のための系統構成（図4①～③）を「閉」、④「開」を実施する。</p> <p>② B-充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成（図4⑤～⑬）を「閉」、⑭～⑰を「開」を実施する。</p> <p>③ 系統構成完了後に水張り操作（図4⑱、㉑、㉓、㉕を「閉」、㉗、㉙、㉛、㉝を「開」）を実施する。</p> <p>④ B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水操作の準備が完了すれば、B-充てんポンプ（図2㉞）を起動し、充てん流量（図2㉟）を調整する。</p> <p>⑤ ポンプ起動後、充てん流量、B-充てんポンプ油冷却器及び封水冷却器補機冷却水流量等を確認し、起動状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図4 B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 概要図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

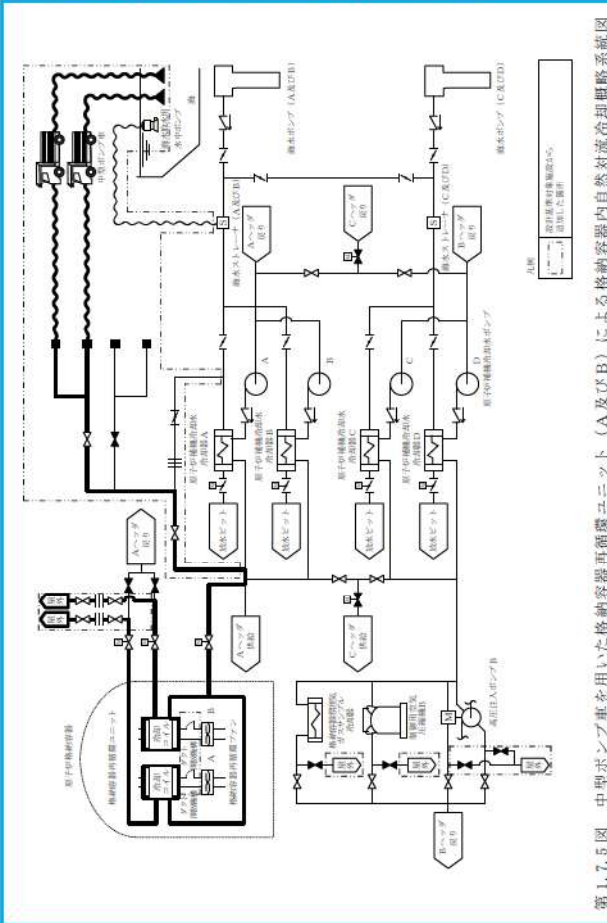
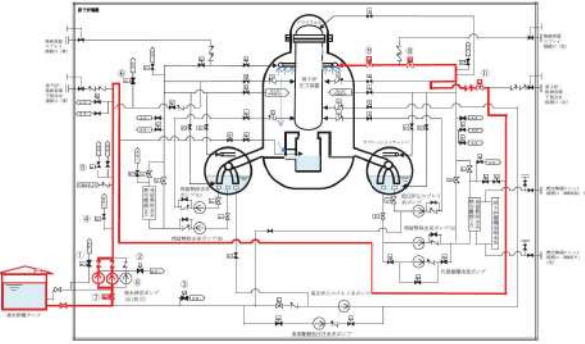
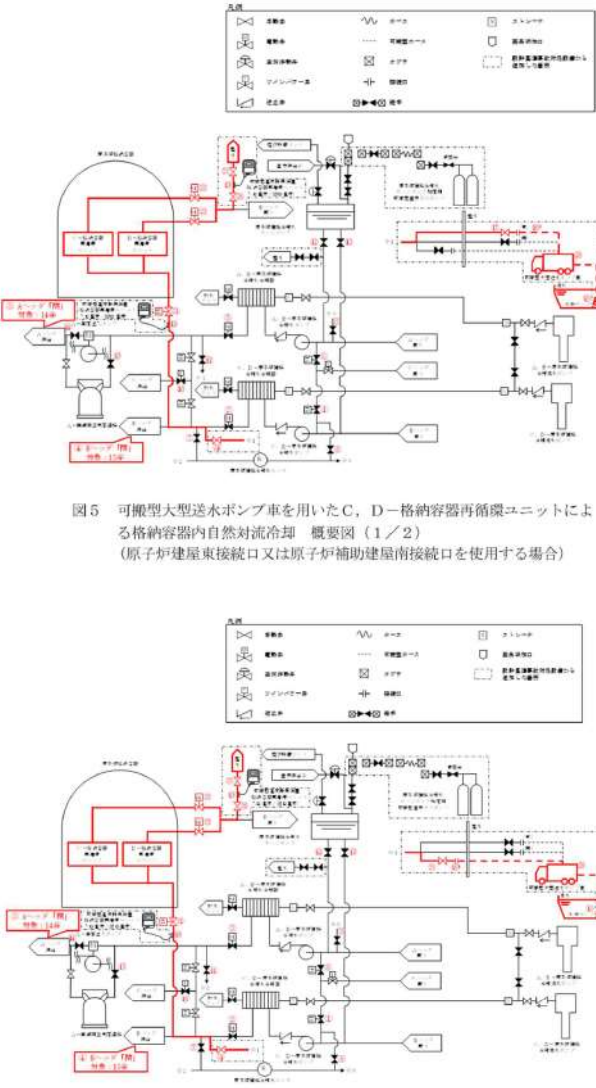
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、復水補給水系を使用した原子炉格納容器代替スプレイによる原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第5図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第5図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第5図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第5図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第5図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第5図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水を開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドレイウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>	<p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合、格納容器内自然対流冷却により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。</p> <p>① 可搬型大型送水ポンプ車によるC、D一格納容器再循環ユニットへの海水通水のための系統構成（図5①～⑮）を「閉」を実施する。</p> <p>② 資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③^a 原子炉建屋東又は原子炉補助建屋南接続口を使用する場合ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系のホース接続口（図5⑯^a）と接続する。また、原子炉補機冷却水系の系統構成（図5⑰）を実施する。</p> <p>③^b 原子炉補助建屋西（建屋内）接続口を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）</p> <p>ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系のホース接続口（図5⑯^b）と接続する。</p> <p>④ 可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。（図5⑱）</p> <p>⑤ C、D一格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に冷却状態監視のため、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）（図5⑲）を取り付ける。</p> <p>⑥ 可搬型大型送水ポンプ車（図5⑳）を起動し、原子炉補機冷却水系への海水通水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑦ 原子炉補機冷却水系の弁（図5㉑～㉒、㉓、㉔）（手順③^bを実施した場合は㉓を含む。）を開操作し、C、D一格納容器再循環ユニットへ海水通水を開始する。また、格納容器再循環ユニット補機冷却水流量により海水が通水されていることを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉補機冷却水系配管接続箇所への可搬型ホース接続作業は、結合金具を用いることで簡便に接続できる。弁操作も通常時に行う運転操作と同等であることから、容易に実施可能である。</p>	

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

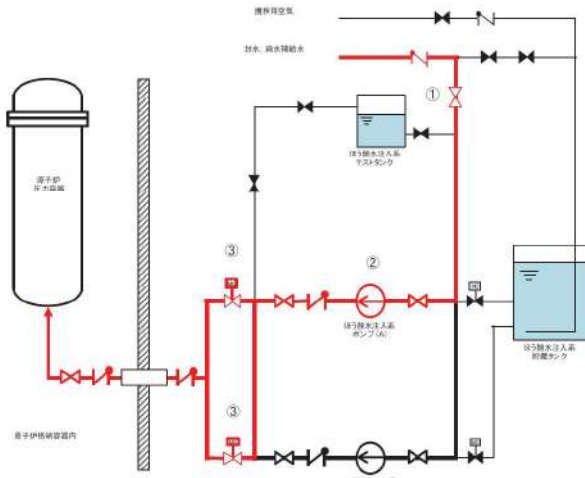
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉 技術的能力まとめ資料 1.7より引用</p>  <p>第1.7.5図 中型ポンプ車を用いた格納容器再循環ユニット(A及びB)による格納容器内自然対流冷却概略系統図</p>	 <p>第5図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	 <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概要図(1/2) (原子炉建屋東接続口又は原子炉補助建屋南接続口を使用する場合)</p> <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概要図(2/2) (原子炉補助建屋西(建屋内)接続口を使用する場合(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合))</p>	<p>相違理由</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>高圧注水系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、ほう酸水注入系ポンプを使用し、純水補給水系を水源として原子炉圧力容器へ注水を実施する。</p> <p>①原子炉圧力容器への注水のための処置（SLCタンク出口弁A、B自動開信号除外）を行う。</p> <p>②SLC封水入口弁バイパス弁（第6図①）を「全開」し、ほう酸水注入系ポンプ（第6図②）を起動する。</p> <p>③SLC注入電動弁（第6図③）が「全開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されていることを純水タンク水位計にて確認する。</p>  <p>第6図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水概略図</p>	<p>6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合）</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインにホース（図6①）を接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。 ② ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料補給するための系統構成（図6②～⑤「閉」、⑥、⑦「開」）を実施する。 ③ 可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。 ④ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を起動し、燃料補給を開始する。 ⑤ 可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を停止する。 ⑥ 可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止し燃料補給を完了する。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水については、現場で操作が必要な弁はSLC封水入口弁バイパス弁の「全開」操作だけである。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="743 316 1350 587" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">SLC封水入口弁バイパス弁</p> </div> <div data-bbox="743 609 1075 992" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">【原子炉建屋 地上2階】</p> </div> <p style="text-align: center;">第7図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水時の手動弁配置図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

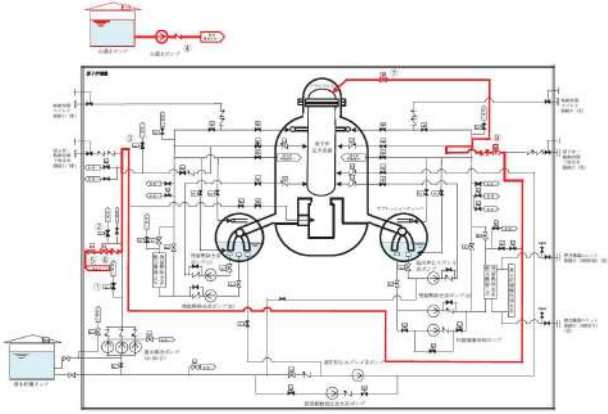
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、ろ過水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第8図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第8図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第8図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系 LPCI 注入隔離弁（第8図⑦）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第8図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="750 758 1355 1173" data-label="Diagram"> </div> <p>第8図 ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第9図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第9図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第9図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第9図⑥）を「全開」する。</p> <p>③原子炉ヘッドスプレイ注入隔離弁（第9図⑦）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第9図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第9図 ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

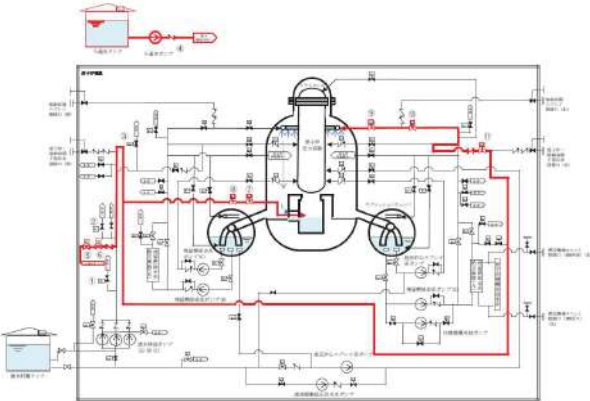
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、ろ過水を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第10図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第10図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第10図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第10図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ドライウエル内にスプレイする場合】 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第10図⑦）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第10図⑧）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」する。</p> <p>③【サブプレッションチェンバ内にスプレイする場合】 RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」、RHR A系S/Cスプレイ隔離弁（第10図⑩）を「全開」する。</p> <p>④原子炉格納容器内へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="750 901 1355 1316" data-label="Diagram"> </div> <p>第10図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

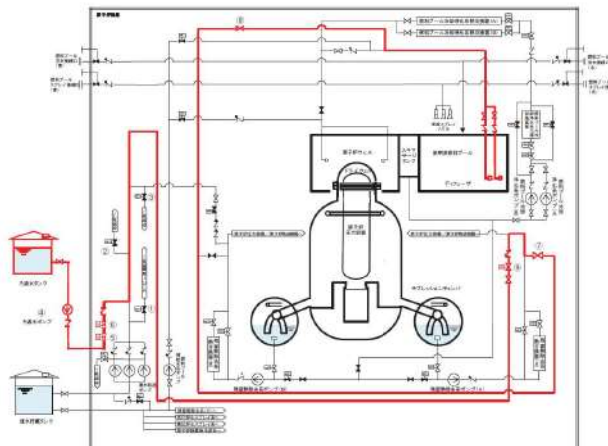
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ベDESTAL注水配管又はスプレイ管の弁を「開」とし、ろ過水系による原子炉格納容器下部への水張りをを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第11図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第11図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第11図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第11図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ベDESTAL注水配管使用の場合】</p> <p>原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第11図⑦）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第11図⑧）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>③【スプレイ管使用の場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第11図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第11図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第11図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第11図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水概略図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合において、ろ過水系を使用した使用済燃料プール注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から使用済燃料プールまでの系統構成として、各隔離弁（第12図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第12図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第12図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第12図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系FPC供給連絡弁（第12図⑦）、FPC RHR戻り連絡弁（第12図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第12図⑨）を「開」し、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位計にて確認する。</p>  <p>第12図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水については、現場で操作が必要な弁はRHR A系（B系）FPC供給連絡弁、FPC RHR戻り連絡弁の2弁の「全開」操作である。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>【原子炉建屋 地上1階】</p> </div> <p>第13図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水時の手動弁配置図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエル注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉建屋への水素漏えいを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへの水張りを行う。</p> <p>①系統構成として、FPC 使用済燃料プールゲート漏えい検出止め弁（第14図①）を「全閉」し、燃料プール補給水ポンプ（第14図②）を起動する。</p> <p>②FPMUW 原子炉ウエル注入弁（第14図③）を「開」し、原子炉ウエルへの注水が開始されたことを原子炉ウエル水位計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエルへの注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第14図 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエル注水概略図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畳による影響について (5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による被害状況について 	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 7. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について (2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価 (26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響 	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について 	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (10) 建屋関係の耐震評価について	【女川】記載表現の相違
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。 【女川】記載表現の相違
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(14)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本文5.(2)c. 沈下に対する影響評価」に記載。
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【島根】記載表現の相違

追而(建屋関係の評価について、
基準地震動を用いた評価を実施中のため)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果 (19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果 (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 重大事故等時における車両の通行量について	【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材設置後の作業成立性	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について	【女川及び島根】記載表現の相違
	(38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて			【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。
	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保（泊は「本文6. (1) 地下構造物等の損壊による影響評価」に記載）。
	(34) 外部事象の抽出について		【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようにしている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 補足資料</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>(10) 仮復旧後の対応について</p> <p>(11) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について</p>	<p>(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について</p> <p>8. 補足資料</p> <p>(1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>(2) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>(6) 1～3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について</p>	<p>(38) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>10. 補足資料</p> <p>(1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(4) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) ホイールローダの走行速度の検証について</p> <p>(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>(8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>(9) 土砂撤去後の対応について</p> <p>(10) 発電所構外からの要員参集について</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊はホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について (15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p>	<p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について (3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について (4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p>	<p>(11) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について (12) 保管場所内の可搬型設備配置について (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて (14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 屋内のアクセスルート及び迂回路における人力による資機材の排除の考え方について (16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて (22) アクセスルートトンネルの運用について (23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について (24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について (25) 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの変更点について</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。 【島根】評価内容の相違 ・泊はアクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。(柏崎と同様) (島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。) 【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はトンネルの通行性について、補足資料を作成。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について</p> <p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) 0Fケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について</p> <p>(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について</p> <p>(9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて</p> <p>(13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>(17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について</p> <p>(18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について</p> <p>(19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について</p> <p>(20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>		<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・島根2号固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>はじめに</p> <p>实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定）では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> </div> <p>本要求に対し島根原子力発電所2号炉では、アクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大量送水車、高圧発電機車、可搬式モニタリング・ポスト等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、合わせて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の現場操作場所までのアクセスルートの状況確認を行い、合わせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> </div> <p>本資料では、重大事故等時の対応に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの緊急時対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・泊の記載方針は、女川の資料構成をベースとし、島根2号の審査知見を取り入れる方針としており、「2. 概要 (1) 目的」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートについて具体的に定義している。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ボールドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ボールドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況概要	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【女川及び島根】設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けない高台に保管している。</p>
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ボールドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況概要																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。) 第五十四条 (重大事故等対処設備)</p>	<p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第五十四条 (重大事故等対処設備)</p>	<p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。) 第五十四条 (重大事故等対処設備)</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 231 403 255">新規制基準の項目</th> <th data-bbox="403 231 703 255">適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 255 403 598"> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> </td> <td data-bbox="403 255 703 598"> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 598 403 758"> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="403 598 703 758"> <p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 758 403 997"> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="403 758 703 997"> <p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₈で必要となるおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>	<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₈で必要となるおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 231 1030 255">新規制基準の項目</th> <th data-bbox="1030 231 1332 255">適合状況概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 255 1030 598"> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> </td> <td data-bbox="1030 255 1332 598"> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 598 1030 758"> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1030 598 1332 758"> <p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 758 1030 997"> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1030 758 1332 997"> <p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₈で必要な機能が失われず、防護壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況概要	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>	<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</p>	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₈で必要な機能が失われず、防護壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1332 231 1657 255">新規制基準の項目</th> <th data-bbox="1657 231 1962 255">適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1332 255 1657 598"> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> </td> <td data-bbox="1657 255 1962 598"> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 598 1657 758"> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1657 598 1962 758"> <p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 758 1657 997"> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1657 758 1962 997"> <p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>	<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</p>	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。(伊方と同様) <p>【女川及び島根】設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けにくい高台に保管している。
新規制基準の項目	適合状況																										
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>																										
<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>																										
<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₈で必要となるおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>																										
新規制基準の項目	適合状況概要																										
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>																										
<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</p>																										
<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₈で必要な機能が失われず、防護壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>																										
新規制基準の項目	適合状況																										
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で非常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>																										
<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</p>																										
<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は非常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、女川原子力発電所2号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの重大事故等対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、泊発電所3号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの発電所災害対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・島根は、「はじめに」に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外アクセスルートの評価」及び「7. 屋内アクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している重大事故等対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>		<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施し、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1) a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している発電所災害対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 泊は、アクセスルートの復旧が必要となる被害が想定されないことから、復旧方法及び復旧時間の評価は実施しない。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震に伴う火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確認できる設計とする。各フロアには各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3. については島根の構成をベースとする。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）
 #1：1号炉 #2：2号炉 #3：3号炉 R.B：原子炉建屋
 T.B：タービン建屋 C.B：制御建屋 Rw.B：廃棄物処理建屋
 S.B：サービス建屋 Aux.B.B：補助ボイラー建屋
 Hx.B：海水熱交換器建屋 ポンプ室：海水ポンプ室

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類
第1保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤
第2保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)
第3保管エリア	0.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤
第4保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤

※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮すると、表記値より一概に約1m沈下。以後の記載についても同様。
 2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。
 また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。
 その後、国土院により、牡鹿半島は2019年2月時点において58cm程度隆起していることが確認されている。
 ※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対策設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対策設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。
 ※3 常設代替交流電源設備と電源車の離隔距離を示す。

各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋等からの離隔距離 ^{※1}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	地盤の種類
第1保管エリア	E.L.60m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋戻部)
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1/西2))
第3保管エリア	E.L.13~35m	約260m	約550m	切土地盤
第4保管エリア	E.L.8.5m	約320m	約620m	切土地盤 (一部、埋戻部)

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車、タンクローリ、第1ペントフィルタ出口水蒸気装置、緊急時対策用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設計基準事故対策設備及び非常重大事故等対策設備を以下に示す。
 原子炉建屋：蒸気発生器、低圧炉心スプレイス、低圧原子炉代替注水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタベント系、燃料プール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流電源設備（HPCS系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（SA）
 タービン建屋：原子炉補機海水系
 廃棄物処理建屋：非常用海水循環設備（A/B）
 ※2：低圧原子炉代替注水系が位置する低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタベント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、原子炉建屋近傍に位置していることから原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。
 ※3：常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリを配置している保管場所との離隔距離を示す。
 ※4：第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリを配置しないため「—」としている。

泊発電所3号炉

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉補助建屋 ^{※1} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類
51m倉庫・車庫エリア	T.P.51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)
緊急時対策所エリア	T.P.39m	約560m	—	岩盤
1号炉西側31mエリア	T.P.31m	約380m	約520m	岩盤
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.31m	約240m	—	岩盤
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.31m	約110m	約250m	岩盤
2号炉東側31mエリア(b) ^{※3}	T.P.31m	約25m	—	岩盤
展望台行管理道路脇西側60mエリア ^{※4}	T.P.60m	約320m	約490m	岩盤

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対策設備保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。
 ※2：常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。
 ※3：故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。
 ※4：保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。）</p> <p>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。）</p> <p>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した経路については、その影響を考慮した場合に通行可能な建屋に操作場所までの屋内アクセスルートを設定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>(2) 島根原子力発電所の特徴</p> <p>島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(39)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な隔離を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方</p> <p>基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p>	<p>(2) 泊発電所の特徴</p> <p>泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P. 10m, T.P. 31m, T.P. 39m, T.P. 51m, T.P. 60m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況等の特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(1)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方</p> <p>基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対応において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による敷地形状等の相違。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様） <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「$2n+a$」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様） <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「$2n+a$」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り隔離して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の隔離距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の隔離を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の隔離を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動S_sによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の隔離距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の隔離を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の隔離を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り隔離した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様） 泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と隔離して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り隔離させることとしている。（伊方と同様） <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「$2n+\alpha$」設備のαは、故障時用と保守点検時用で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。この

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り隔離して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> T.P. 31m以上の高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離した場所に保管する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に保管する。 	<p>ため、保守点検用のαは地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「2n+α」の可搬型設備は、高台に保管している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から隔離を確保する方針としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から隔離した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙(25)参照）に保管場所を4箇所設定する。 ・淡水取水場所（E L44m）及び海水取水場所（E L8.5m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（E L44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（E L44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L13～33m）に配置する。 また、接続口（E L15m）及び海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（E L50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L8.5m）に配置する。 ・第3保管エリア（E L13～33m）と第4保管エリア（E L8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 ・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 ・T.P.31m以上の高台とする。 ・防火帯の内側の場所に保管する。 <p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第3-2図に示す。 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側（別紙(8)参照）に保管場所を複数箇所設定する。 ・2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は、「n」の可搬型設備は、2セットとも高台に保管している。 【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


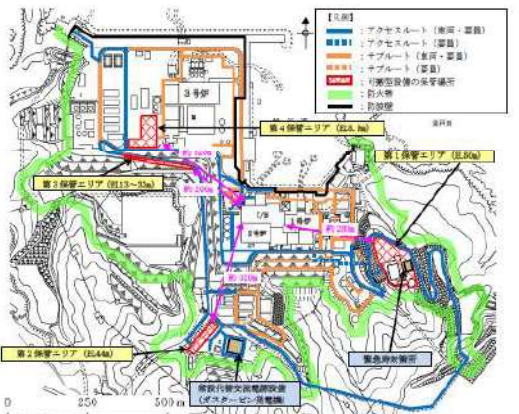

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所を設定する。 ・1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.31mにある2号炉東側31mエリア(a)、1、2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機については、使用場所である緊急時対策所エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に配備する。 	<p>【島根】記載方針の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

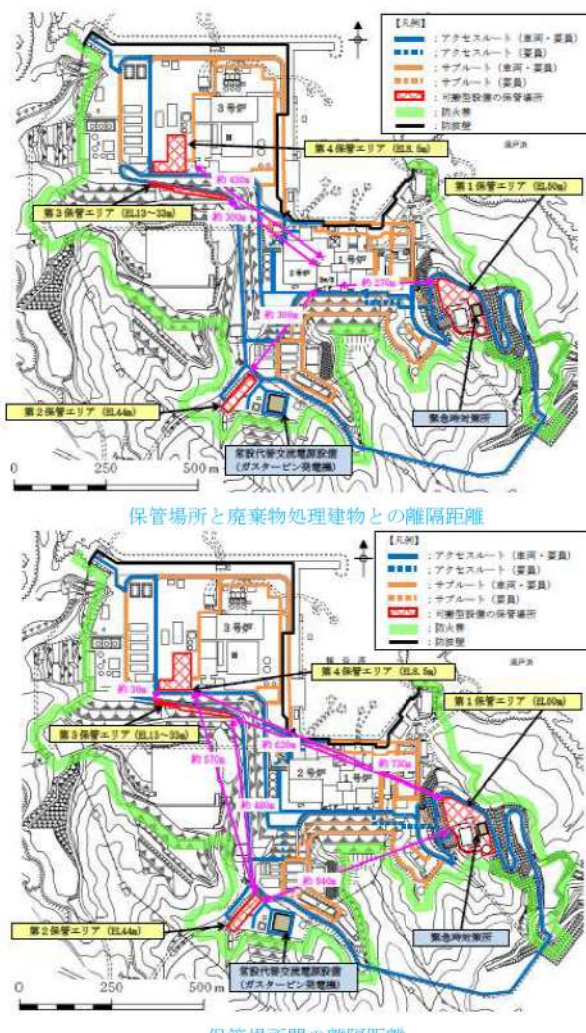
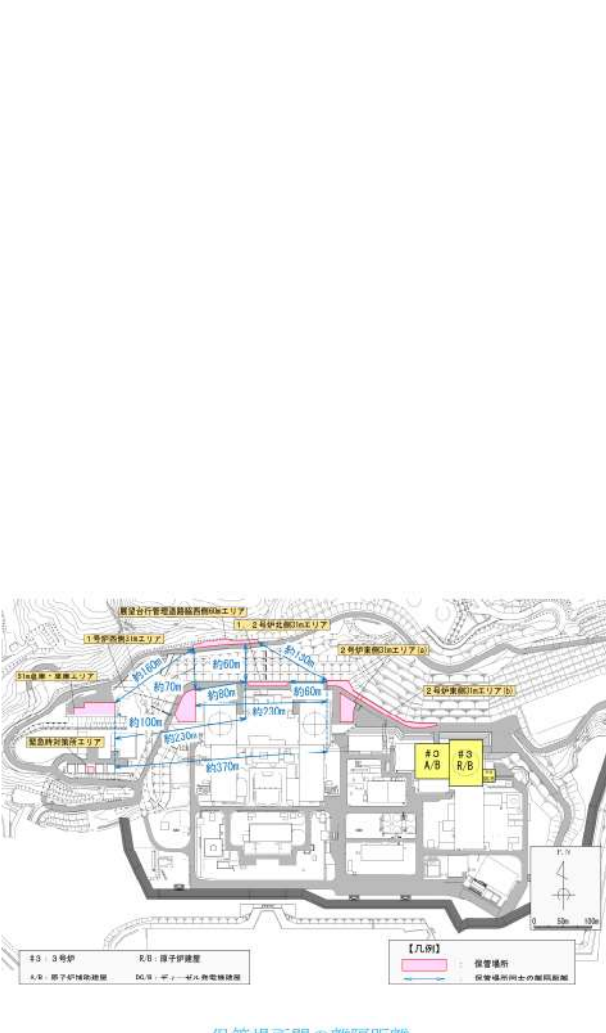
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離</p>  <p>保管場所とタービン建物との離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (1/2)</p>	 <p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (2/2)</p>	 <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第3-2図 保管場所の配置</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針</p> <p>可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[*]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、2セットあるnから可能な限り離隔した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてαを分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、nと予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の保管場所の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「3.保管場所の評価」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離図を整理。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できていない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。</p> <p>【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。 【女川及び島根】記載方針の相違</p>
















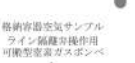







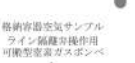












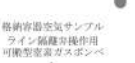


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、高圧窒素ガスポンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「2n+α」の可搬型設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所にそれぞれ分散配置する。 なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備 負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所に分散配置する。</p>	<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋又は原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所に分散配置する。 なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、アニユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内*又は原子炉補助建屋内に分散配置する。 ※：原子炉建屋は原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟で構成される。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・泊は他のPWRと同様に使用済燃料ビッドにスプレイするための可搬型スプレイノズルは「n」の可搬型設備とし、ホース延長・回収車（送水車用）内に分散配置する。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「$2n+\alpha$」と「$n+\alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>	<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。</p> <p>また、「$2n+\alpha$」と「$n+\alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載。</p>																																						
<p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="71 574 698 829"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>高圧窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p>	$n+\alpha$	 <p>高圧窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p>	n	その他	<p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="698 574 1332 893"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)</p> </td> <td>  <p>大量送水車</p> </td> <td>  <p>可搬型スプレイノズル</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>移動式代替熱交換設備</p> </td> <td>  <p>大型送水ポンプ車</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ</p> </td> <td>  <p>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助発電)</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>  <p>可搬式窒素供給装置</p> </td> <td>  <p>第1バントフィルタ 出口水素濃度</p> </td> <td></td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)</p>	 <p>大量送水車</p>	 <p>可搬型スプレイノズル</p>	$n+\alpha$	 <p>移動式代替熱交換設備</p>	 <p>大型送水ポンプ車</p>		$n+\alpha$	 <p>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ</p>	 <p>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助発電)</p>		n	 <p>可搬式窒素供給装置</p>	 <p>第1バントフィルタ 出口水素濃度</p>		<p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="1332 574 1966 877"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>可搬型大容量送水ポンプ車</p> </td> <td>  <p>可搬型代替電源車</p> </td> <td>  <p>可搬型直流電源用発電機</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>加圧器逃がし弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p> </td> <td>  <p>加圧器逃がし弁稼働用 バッテリー</p> </td> <td>  <p>原子炉補機冷却水 サーージタンク加圧用 可搬型窒素ガスボンベ</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>格納容器空気をサンブル ライン隔離弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p> </td> <td>  <p>アキュラス 全量排気弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p> </td> <td>  <p>余熱除去ポンプ入口弁 稼働用可搬型窒素ガスボンベ</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>  <p>可搬型整流変換器</p> </td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>可搬型大容量送水ポンプ車</p>	 <p>可搬型代替電源車</p>	 <p>可搬型直流電源用発電機</p>	$n+\alpha$	 <p>加圧器逃がし弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	 <p>加圧器逃がし弁稼働用 バッテリー</p>	 <p>原子炉補機冷却水 サーージタンク加圧用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	$n+\alpha$	 <p>格納容器空気をサンブル ライン隔離弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	 <p>アキュラス 全量排気弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	 <p>余熱除去ポンプ入口弁 稼働用可搬型窒素ガスボンベ</p>	n	 <p>可搬型整流変換器</p>	その他		
$2n+\alpha$	 <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p>																																								
$n+\alpha$	 <p>高圧窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p>																																								
n	その他																																								
$2n+\alpha$	 <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)</p>	 <p>大量送水車</p>	 <p>可搬型スプレイノズル</p>																																						
$n+\alpha$	 <p>移動式代替熱交換設備</p>	 <p>大型送水ポンプ車</p>																																							
$n+\alpha$	 <p>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ</p>	 <p>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助発電)</p>																																							
n	 <p>可搬式窒素供給装置</p>	 <p>第1バントフィルタ 出口水素濃度</p>																																							
$2n+\alpha$	 <p>可搬型大容量送水ポンプ車</p>	 <p>可搬型代替電源車</p>	 <p>可搬型直流電源用発電機</p>																																						
$n+\alpha$	 <p>加圧器逃がし弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	 <p>加圧器逃がし弁稼働用 バッテリー</p>	 <p>原子炉補機冷却水 サーージタンク加圧用 可搬型窒素ガスボンベ</p>																																						
$n+\alpha$	 <p>格納容器空気をサンブル ライン隔離弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	 <p>アキュラス 全量排気弁稼働用 可搬型窒素ガスボンベ</p>	 <p>余熱除去ポンプ入口弁 稼働用可搬型窒素ガスボンベ</p>																																						
n	 <p>可搬型整流変換器</p>	その他																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針

保管エリア	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
要求台数				
2n+α	n		n	α
n+α ^(*)	-	-	-	-
n	n	-	-	予備

※1 n+αの設備は屋外の保管エリアに配備するものはない

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置

分類	主要設備名	使用場所	保管エリア			
			第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
2n+α	<ul style="list-style-type: none"> 大量送水車 大型送水ポンプ車 高圧発電機車 移動式代替熱交換設備 可搬型スプレインノズル 逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源） 可搬式窒素供給装置 第1ベントフィロタタ出口水素濃度 	E L.4m ⁰¹ 及び15m 周辺 ⁰² (送水用)	-	n	n	α ⁰³ α ⁰⁴ (000)
		E L.8.5m 周辺 ⁰³ (海水取水用)	n	-	-	n
n+α	<ul style="list-style-type: none"> 逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源） 	E L.8.5m 周辺 ⁰³ (原子炉補機代替冷却系用)	n	-	α ⁰⁵ (000)	n
		E L.15m 周辺 ⁰⁴	予備	-	-	n
n ⁰⁷	<ul style="list-style-type: none"> 第1ベントフィロタタ出口水素濃度 	屋内で使用	予備	-	-	n

※1：糧谷貯水槽（西1）及び（西2）を水源とした送水時は淡水取水場所（E L.44m）周辺で使用。
 ※2：糧谷水塔とした送水時は接続口（E L.15m）周辺で使用。
 ※3：海水取水場所（E L.8.5m）周辺で使用。
 ※4：接続口（E L.15m）周辺で使用。
 ※5：大量送水車（送水用及び海水取水用）のαは兼用とし、第4保管エリアに保管。
 ※6：大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）のαと大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。
 ※7：緊急時対策用製造設備（緊急時対策用発電機、緊急時対策用正圧装置（窒素ボンベ）、緊急時対策用送風機、緊急時対策用空気浄化装置、空気浄化装置）及び可搬式気象観測装置は、n設備を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。

泊発電所3号炉

第3-3表 保管場所における主な可搬型設備の配置

分類	主要設備名	保管エリア			
		1号炉西側 31m エリア	1, 2号炉 北側31m エリア	2号炉東側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア
2n+α ^(*)	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 ボース延長・回収車（送水車用） 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 加圧器逃がし弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ 加圧器逃がし弁操作作用バッテリー 原子炉補機冷却水サージタンク加圧作用可搬型窒素ガスボンベ 格納容器空気コンプレッサーライン閉鎖弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ アニュラス全成排気弁等操作作用可搬型窒素ガスボンベ 余熱除去ポンプ人口弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ 可搬型直流発電機 可搬型スプレインノズル 集水用シールドフェンス 可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 泡滅合設備 可搬型タンクローリー 小型船舶 ホイールローダー バックホウ 	n	α ⁰³	n	α ⁰²
		-	α ⁰⁴	n, α ⁰⁵	-
n+α	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型スプレインノズル 集水用シールドフェンス 可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 泡滅合設備 可搬型タンクローリー 小型船舶 ホイールローダー バックホウ 	-	α ⁰³	n	α ⁰²
		予備	-	n	予備

※1：「2n+α」の可搬型設備は、成煙時のバックアップとしてのαと保守点検による付機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。
 ※2：成煙時のバックアップとしてのαを配備する。
 ※3：保守点検による付機除外時のバックアップとしてのαを配備する。
 ※4：緊急時対策用発電機は、n設備を緊急時対策用所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び3号炉東側31m エリア(b)に保管する。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○「2n+α」の可搬型設備

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
電源車	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台（電源車（緊急時対策用）の子備と兼用）
ケーブル（1組：25m）	5組	2組 (2n+4)	1組	-	2組	2組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台（緊急時対策用代替交流電源設備として使用するケーブルの子備と兼用）
大容量送水ポンプ（タイプ1）	5台	2台 (2n+4)	1台	1台	1台	2台	1台	-	・注水設備及び冷却設備（必要容量は約1.5台分） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
注水用ヘッダ	3台	1台 (2n+2)	1台	-	1台	1台	1台	-	・注水設備 ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
ホース （1組：約2,000m） ・300A：約1,620m ・150A：約1,400m	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	-	-	1組	1組	-	-	・注水設備 ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ、ホース長ごと1本
ホース （1組：300A、約1,500m）	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	1組	-	1組	-	-	-	・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ、ホース長ごと1本
ホース （1組：約170m） 400A：約170m ・65A：約26m	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	ホース長ごと1本	原子炉建屋内に2組及びホース長ごと1本（“1組”と“1本”及びホース長ごと1本”で分帳保管）				-	・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内設置用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ、ホース長ごと1本
スプレイズル	13台	3台 (2n+6)	1台	原子炉建屋内に7台（1台、3台、1台で分帳保管）				-	・使用済燃料プールへのスプレイズル（可搬型用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
ホース延長回収車	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）	7台	3台 (2n+4)	1台	3台	0台	1台	3台	・必要数（3台/セット）の2セット、合計6台。 ・輸送用車（図1）及び（図2）を水源とした送水時は、必要数（大容量送水車（送水用）1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組）の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・満水水源とした送水時は、必要数（大容量送水車（送水用）1台、大容量送水車（降水用）1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組）の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と降水取水用を兼用。
大容量送水車	3台	1台 (2n+2)	1台 (備用)	0台	1台	0台	予備 1台 (備用)	
可搬型ストレーナー	5台	2台 (2n+4)	1台 (備用)	0台	2台	0台	予備 1台	
ホース 150A（1組：約3,100m） 100A（1組：約3,400m）	2組+予備	1組 (2n+2)	ホース長ごとに1本以上	150A：約920m 100A：約220m	150A：約920m 100A：約220m	150A：約2,180m 100A：約120m	150A：約2,180m 100A：約120m	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対策設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対策設備の保管場所が相違する。

(1) 「2n+α」の可搬型設備 (1/2)

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考
				1号炉側 5m倉庫・ 車庫エリア	2号炉側 北側3m エリア	2号炉側 3mエリア (a)	2号炉側 3mエリア (b)	
可搬型大容量送水ポンプ車	6台	2台 (2n+4)	2台	-	2台	1台	-	・注水設備及び水の供給設備 ・注水設備（必要容量は約1.5台分） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台 ・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内設置用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
ホース延長回収車 （送水用）	6台	2台 (2n+4)	2台	-	2台	1台	-	・注水設備及び水の供給設備 ・注水設備（必要容量は約1.5台分） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台 ・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内設置用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
可搬型ホース （1組：約1,800m）	4組 ホース長ごと2本	2組 (2n+4)	ホース長ごと2本	-	2組 ホース長ごと1本	-	-	・注水設備及び水の供給設備 ・注水設備（必要容量は約1.5台分） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台 ・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内設置用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
可搬型ホース 150A （東側1組：約50m 西側1組：約50m）	2組 ホース長ごと2本	1組 (2n+2)	2本	同建機庫内に1組保管 原子炉側建機庫内に1組保管				・注水設備及び水の供給設備 ・注水設備（必要容量は約1.5台分） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台 ・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内設置用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
可搬型ホース 100A （東側1組：約100m 西側1組：約100m）	2組 ホース長ごと2本	1組 (2n+2)	2本	燃料取扱機庫内に1組及びホース長ごとに1本保管 同建機庫内に1組及びホース長ごとに1本保管				・注水設備及び水の供給設備 ・注水設備（必要容量は約1.5台分） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台 ・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内設置用） ・送水ポンプバックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(1) 「2n+α」の可搬型設備

設備名	配置数	必要数	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台				必要数（1組/セット）の2セット、合計2組。
ホース 75A（1組：約220m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	原子炉建物 2組+予備				
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	0台	予備 1台	1台	1台	必要数（移動式代替熱交換設備） 1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉建物代替熱交換設備と原子炉建物技術設備を用いる。
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (0n)	0台	予備1台 (0n)	1台	1台	
ホース 送水側250A（1組：約50m） 加水側250A（1組：約70m） 加水側300A（1組：約90m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組 0組	0組	1組	1組+予備	

※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(1) 「2n+α」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配置数	必要数	予備	保管場所				備考
				1, 2号炉 北側33m エリア	2号炉東側 33mエリア (G)	2号炉東側 33mエリア (G)	2号炉東側 33mエリア (G)	
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	2台	1台	1台	可搬型代替電源設備 ・可搬型のバックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管 ・可搬型代替電源設備 ・可搬型のバックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
ケーブル (1組：40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	1組	2組	1組	1台	
可搬型直流電源用充電機	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	1台	1台	1台	可搬型代替電源設備 ・可搬型のバックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
ケーブル (1組：40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	周回線路内に2組保管 原子炉補助建屋内に2組保管				

※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所					備考
				第1	第2	第3	第4	緊急時対策棟	
高圧空蒸ガスポンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本を分散保管)					・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ11本
主蒸気減圧し安全弁用可搬型蒸溜槽	2個	1個	1個	補助建屋内に2個 (1個と1個を分散保管)					・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1個

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配管数	必要数	予備	保管場所	備考
減圧し安全弁用蒸溜ガスポンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子炉建屋 15本+ 予備15本	・90本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備
主蒸気減圧し安全弁用蒸溜池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所					備考
				5号倉庫・制御エリア	1号炉建屋北側3号エリア	2号炉東側31号エリア(a)	2号炉東側31号エリア(b)	原研代行管理道徳島西側60号エリア	
加圧蒸気減圧し排液作用バックアップ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として1個を保管
加圧蒸気減圧し排液作用可搬型蒸溜ガスポンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として1個を保管
原子炉補助冷却水サーージタンク加圧用可搬型蒸溜ガスポンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として2個を保管
希釈容器空気タンク用ライン加圧排液作用可搬型蒸溜ガスポンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として1個を保管
アニュウラス全量排気管等換気用可搬型蒸溜ガスポンベ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として1個を保管
余熱除去ポンプ入口弁換作用可搬型蒸溜ガスポンベ	4個	2個	2個	原子炉補助建屋内に4個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として2個を保管
可搬型直流発電機	3個	1個	2個	原子炉補助建屋内に3個保管					・故障時及び保守点検による付随機外時のバックアップ用として2個を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
可搬型放射ガス体貯留装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
ホース (1組:50L約10m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	ホース長ごと1本	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ、ホース長ごと1本
大流量送水ポンプ (タイプ1)	3台	2台	1台	1台	1台	-	1台	-	・放水設備及び水の供給設備 (放水貯水罐 (No.1) 及び放水貯水罐 (No.2) 増設) (必要容量を1.5倍) 増設 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
放水機	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
浴槽火薬割合合装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
ホース (1組:300L約1,450m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	-	-	・放水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ、ホース長ごと1本
ホース (1組:300L約1,600m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	-	1組	-	-	ホース長ごと1本	・水の供給設備 (放水貯水罐 (No.1) 及び放水貯水罐 (No.2) 増設) ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ、ホース長ごと1本
シフトフェンス	4組	2組	1組	2組	-	-	1組	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
ボンクローリ	3台	2台	1台	-	1台	1台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	6台	-	2台	1台	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ2台
小型船舶	2艇	1艇	1艇	1艇	-	-	1艇	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
代替気象観測設備	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンプ)	80本	40本	40本	-	-	-	-	制御室	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ40本
緊急時対策用加圧設備 (空気ポンプ)	540本	415本	125本	-	-	-	-	540本	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ125本

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
電源体 (緊急時対策用)	2台	1台	1台	-	-	-	1台	1台	・緊急時対策用代替発電機用設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台 (可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用するケーブルの台数と兼用)
ケーブル (1組:25m)	2組	1組	1組	-	-	-	1組	1組	・緊急時対策用代替発電機用設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1組 (可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用するケーブルの台数と兼用)

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所			備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	
可搬式装置供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	・1台で装置供給が可能。
ホース (1組:約290m)	1組+	1組	ホース長毎に1本以上	0台	0台	0台	・1台で放水設備増設が可能。
第1ベンチフィリタ出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	・1台で水素濃度測定が可能。
シフトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+	0m	0m	・2号炉放水設備増設可能

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備

(3) 「n」の可搬型設備 (1/2)

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考
				1号炉内 3号炉内 3号炉内	2号炉内 3号炉内 3号炉内	風行行内 3号炉内 3号炉内	緊急時 対策用 設備	
可搬型式容量取水送水ポンプ兼	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・放水設備 ・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
可搬型ホース (1組:約500m)	1組	1組	予備1本	-	-	-	-	・放水設備 ・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
放水機	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
流量合設備	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
可搬型スプレイズル	4艇	2艇	2艇	-	-	-	-	・可搬型スプレイズル ・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として2艇を保管
可搬型ホース (1組:約200)	2組	1組	1組	-	-	-	-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1組を保管
集水機シフトフェンス	3艇	2艇	1艇	-	-	-	-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
可搬型タンクローリー	4台	2台	2台	-	-	-	-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
可搬型モニタリングポスト	13台	12台	1台	緊急時対策用設備内に13台保管			-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
小型船舶	2艇	1艇	1艇	-	-	-	-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管
可搬型気象観測設備	3台	2台	1台	緊急時対策用設備内に3台保管			-	・故障時及び保守点検による自除熱時のバックアップ用として1台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数の補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
シルトフエンス	約650m	約640m	約40m	約320m± 予備約40m	0m	0m	約230m	・輸送費用
小型船舶	2隻	1隻 (備用)	1隻 (備用)	予備1隻 (備用)	0隻	0隻	1隻 (備用)	・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・南上エレベーター用と兼用。
放射線物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。
大型送水ポンプ車	2台	1台 放射線 水設備 準備用	1台 (備用)	0台	0台	予備1台 (備用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力発電所敷地内予備採用と原子力発電所敷地外保管を兼用。
放水型	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	
泡射火薬消火器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個	
ボース 300A (1組：約760kg) 250A (1組：約140kg)	1組+ 予備	1組	ボース スズ殺 菌に 備え 1本 以上	予備	0組	0組	1組	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配備数	千箱	保管場所				備考
			1号貯蔵庫 31a エリア	2号貯蔵庫 31b エリア (a)	2号貯蔵庫 31a エリア (b)	緊急時 対策用エリア	
可搬型新設緊急時対策用 空気浄化ファン	4台	2台	指図用空欄上層1層内 指図用空欄上層1層内	2号貯蔵庫 31a エリア (a)	2号貯蔵庫 31a エリア (b)	緊急時 対策用エリア	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として2台を保管
可搬型新設緊急時対策用 空気浄化フィルタユニット	4基	2基	指図用空欄上層1層内 指図用空欄上層1層内	2号貯蔵庫 31a エリア (a)	2号貯蔵庫 31a エリア (b)	緊急時 対策用エリア	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として2基を保管
気体供給装置 (空気ポンプ)	680 本	354 本	指図用空欄上層1層内 指図用空欄上層1層内	2号貯蔵庫 31a エリア (a)	2号貯蔵庫 31a エリア (b)	緊急時 対策用エリア	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として326本を保管
緊急時対策用発電機	8台	4台	指図用空欄上層1層内 指図用空欄上層1層内	2号貯蔵庫 31a エリア (a)	2号貯蔵庫 31a エリア (b)	緊急時 対策用エリア	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として4台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (使用)</td> <td>1隻 (使用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (使用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用と兼用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待機室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (使用)	1隻 (使用)	0隻	0隻	1隻 (使用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用と兼用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 	中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待機室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																															
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																						
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 																																																				
小型船舶	2隻	1隻 (使用)	1隻 (使用)	0隻	0隻	1隻 (使用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用と兼用。 																																																				
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 																																																			
中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待機室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 																																																			
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 																																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】																																																				
<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="757 178 1279 1332"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用集電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>96本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備30本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>		設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用集電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	96本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策用集電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	96本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-5表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の種内機軸時バックアップ1台
バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の種内機軸時バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-2表 保管場所等における主要設備

(1) 重機

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	—
設備名	配備数	保管場所				備考
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	—
小型動力ポンプ付水搬車	2台	1台	0台	0台	1台	—
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	—
放射能搬運車	1台	園内保管場所 1台				—
原子炉補機用ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品
クワタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品 ・搬出設備
中型ホース巻取車 (150A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材
大型ホース巻取車 (150B)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

泊発電所3号炉

第3-4表 保管場所等における主要設備

(1) アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所						備考
				5m倉庫・車庫エリア	1号炉西側3mエリア	1、2号炉北側3mエリア	2号炉東側3mエリア (a)	2号炉東側3mエリア (b)	展望台行政管理道路西側60mエリア	
ホイールローダ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	—	・仮設で必要な場合には1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。
バックホウ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	—	・仮設で必要な場合には1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
大型化学消防放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射線測定車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
汚染源搬送車	1台	第3保管エリア	-
薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・原子炉格納容器フィルタメントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射性物質取扱車	100個	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個
昇降機電力搬送ケーブル（可搬型）	1巻）	第2保管エリア	-
放射線測定車	1台	第1保管エリア	-
ホイールロード	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で例外に保管するもの。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
大型ホース搬送車（900A）	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
直流給電車115V	1台	1台	0台	0台	0台	-
直流給電車200V	1台	1台	0台	0台	0台	-
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
シルトフュエンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材
放射性物質搬送車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建物 2台				-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

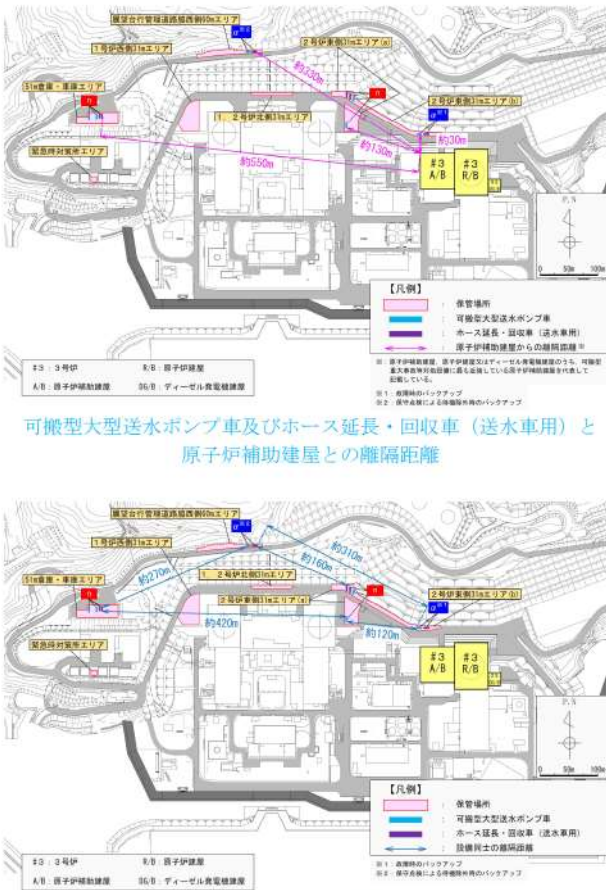
設備名	配備数	保管場所	備考
水櫃付消防ポンプ自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
大型焼火災用消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
号炉前連絡予備ケーブル	2組	構内保管場所	-
放射線測定車	2台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	-
放射線物質吸着剤	1式	51m倉庫・車庫エリア	-
荷揚場シルトフュエンス	2式	構内保管場所	-
シルトフュエンス運搬車	2台	51m倉庫・車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)	資機材
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	2台	51m倉庫・車庫エリア	予備品
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機運搬車	1台	構内保管場所	資機材
ホース延長・回収車（放水用）	2台	51m倉庫・車庫エリア、1、2号炉北側31mエリア	資機材
泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台	構内保管場所	資機材
資機材運搬車	4台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	資機材
可搬型水中ポンプ	1式	1、2号炉北側31mエリア	資機材
ホイールロード（自主対策設備）	2台	2号炉東側31mエリア(a)、展望台行政管理道路西側40mエリア	資機材
ブルドーザ	1台	構内保管場所	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で例外に保管するもの。

相違理由


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補助建屋との隔離距離</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）の相互の隔離距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(1/10)</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は保管場所における可搬型設備の隔離距離を明確化している。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離</p> <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(2/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型代替電源車の相互の離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と代替非常用発電機との離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(3/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(4/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型スプレインノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型スプレインノズルの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(5/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	
		<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲の相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(6/10)


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(7/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所 小型船舶 原子炉補助建屋からの避難距離 <p>※ 原子炉補助建屋、原子炉建屋とディーゼル発電機建屋のうち、避難経路が重複する箇所は重複した箇所として記載している。</p> <p>8940m 8950m 59330m</p> <p>第3号炉 第3号炉建屋 A/B 原子炉補助建屋 C/D ディーゼル発電機建屋</p> <p>小型船舶と原子炉補助建屋との隔離距離</p> <p>小型船舶の相互の隔離距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(8/10)

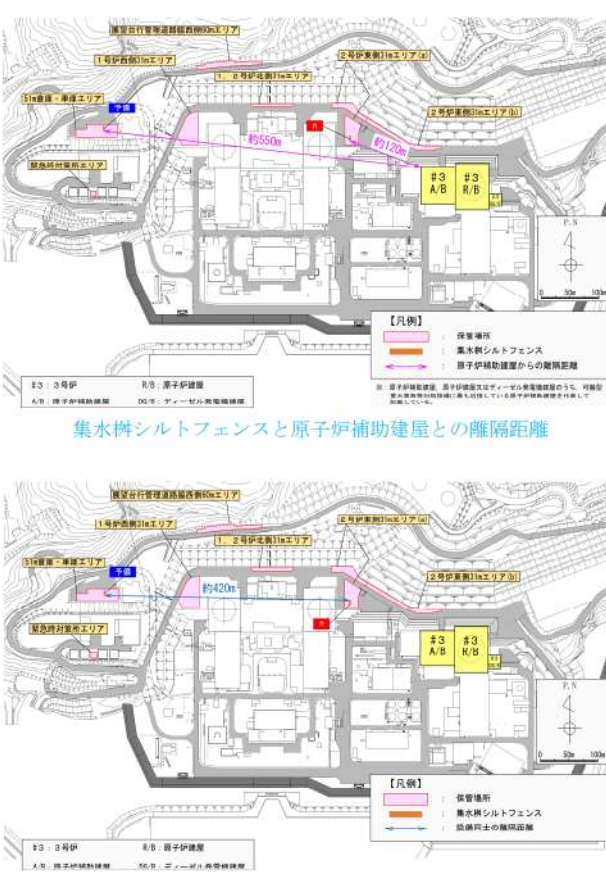
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保管理所 ■ ホールロード □ バックホウ → 原子炉補助建屋からの避難距離 <p>約400m 約500m</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保管理所 ■ ホールロード □ バックホウ → 避難同士の間隔距離 <p>約300m</p> <p>ホイルロード及びバックホウと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>ホイルロード及びバックホウの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(9/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>集水樹シルトフェンスと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>集水樹シルトフェンスの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(10/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ②基準地震動S_sによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動S_sによる被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点から自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ②基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔、構造物）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化による地下構造物等の浮き上がり、地下構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が遡上しないことを確認する予定。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3,4図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を經由したルート」と「②第二輪谷トンネルを經由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは經由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを經由したE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを經由したE L 44m エリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを經由したE L 13~33m及びE L 44m エリア作業用アクセスルート 	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 保管場所からT.P.10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を經由したルート」と「②アクセスルートトンネル*を經由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.10m作業エリアへのルート <p>*：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして常時確保の必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(22)参照）</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない。</p>

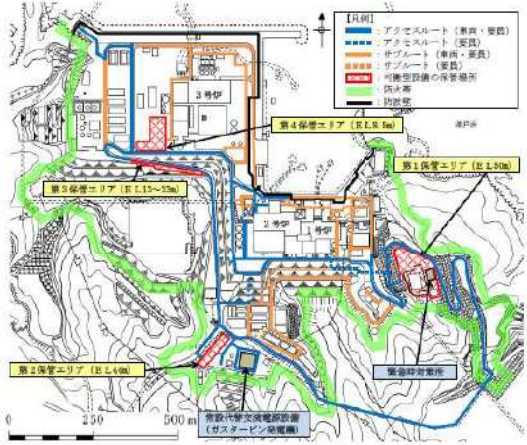
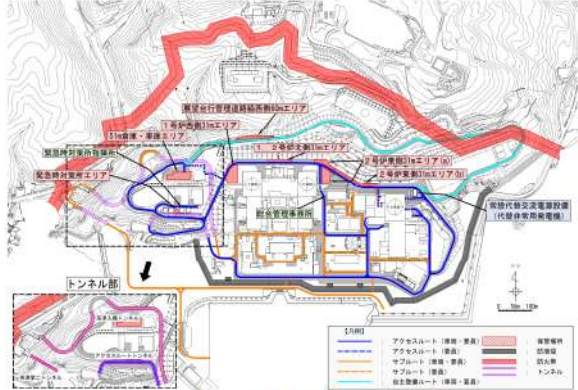
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入城するアクセスルートは、基準地震動S_sの影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動S_sの影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P.10m作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③3号炉原子炉建屋東側を經由したルート」と「④3号炉原子炉建屋西側を經由したルート」の2ルートを設定し、T.P.10m作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルート③：3号炉原子炉建屋東側を經由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を經由したルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51m倉庫・車庫エリアと敷地T.P.31mで標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建物西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入城するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 ・使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・段差緩和対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

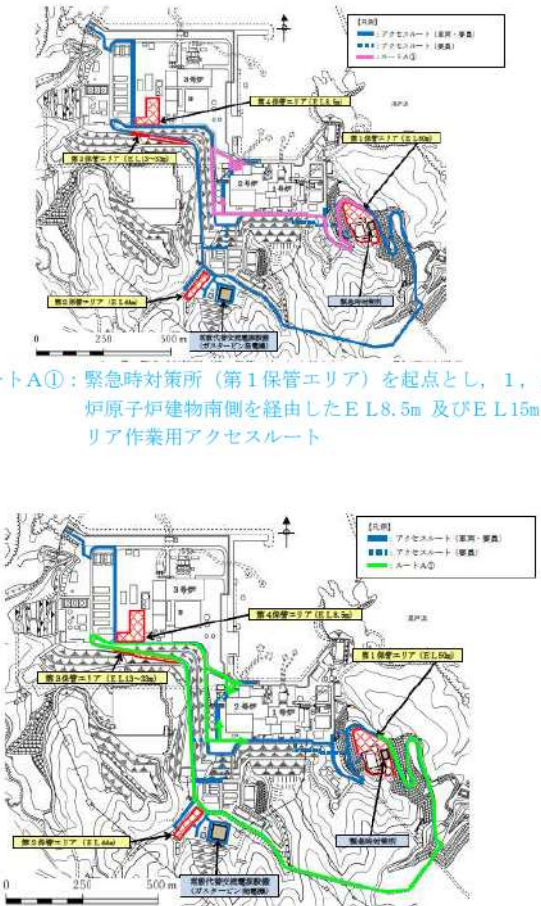
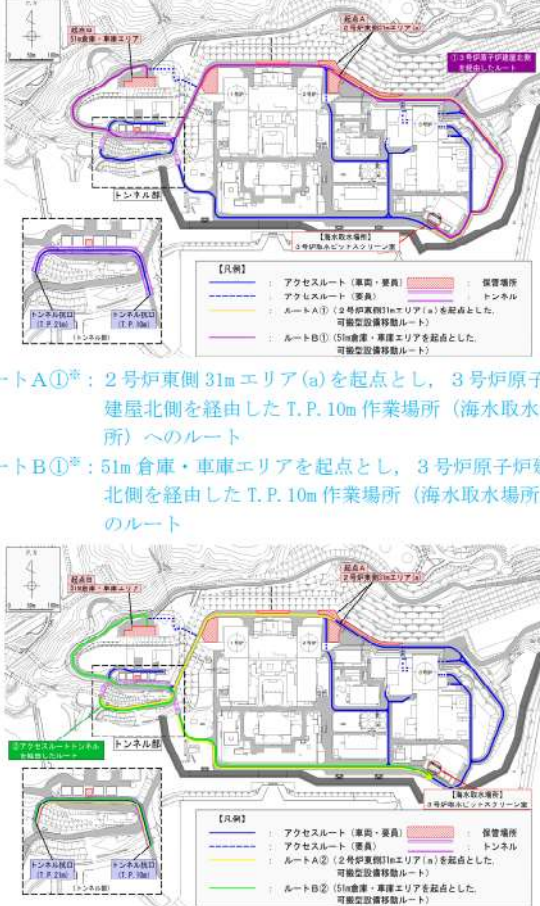
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="712 167 1326 375"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td rowspan="2">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-3図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>第3-5表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1344 183 1957 470"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td rowspan="3">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> <tr> <td>自主整備ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第3-4図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>
場所	大分類	小分類	概要説明																						
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																						
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						
場所	大分類	小分類	概要説明																						
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																						
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						

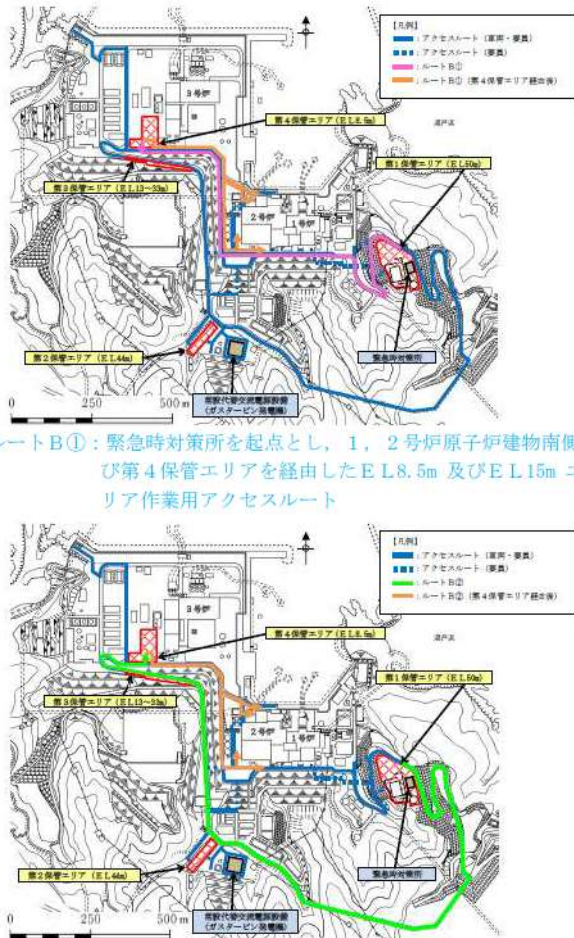
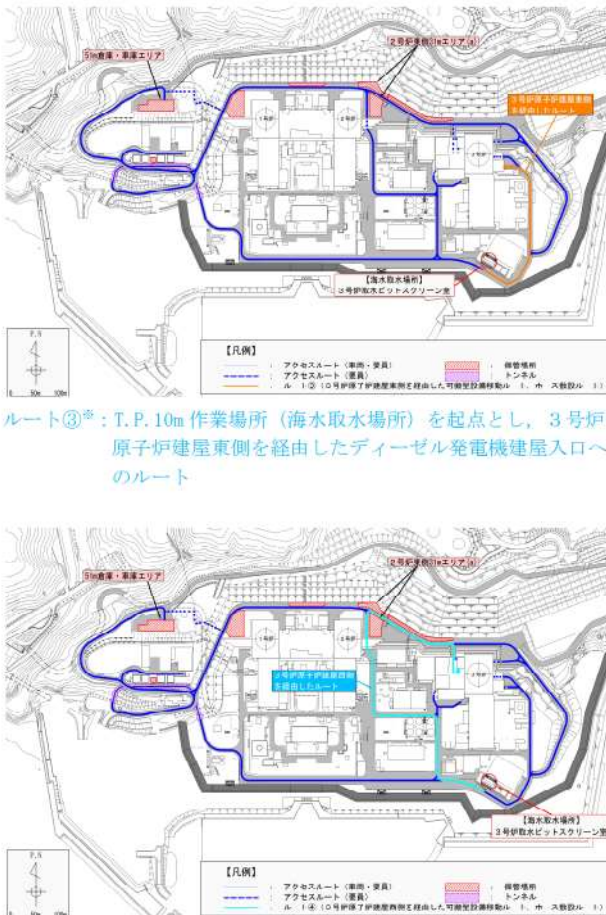
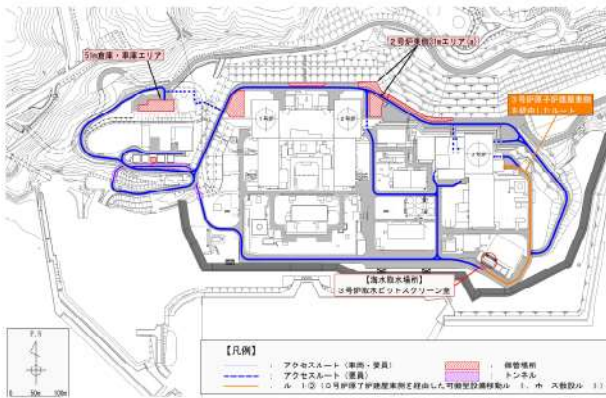
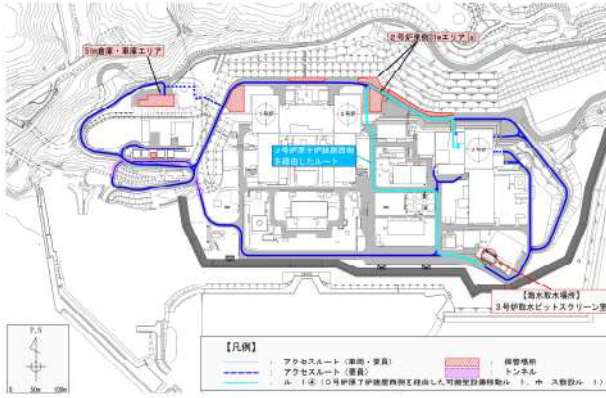
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①[*]：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①[*]：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートA②[*]：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②[*]：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ピットスクリーン室）】 ルートA①：760m、 ルートB①：1,710m、 ルートA②：1,570m、 ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

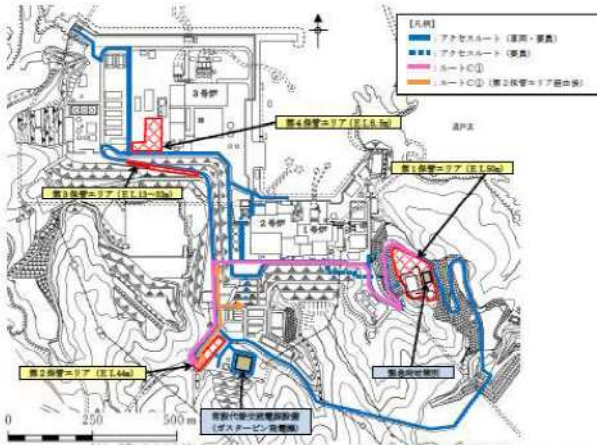
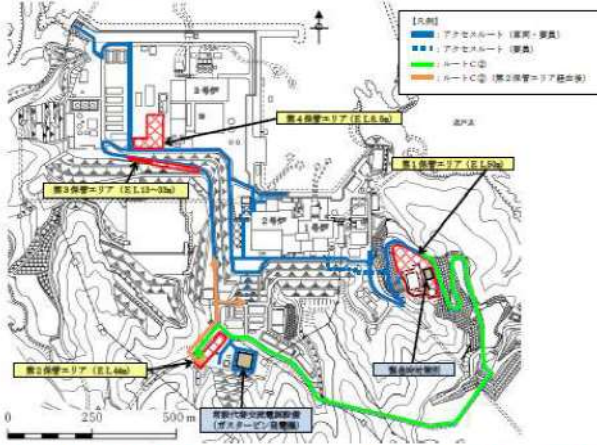
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p>  <p>ルート④※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ビットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第3-6図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

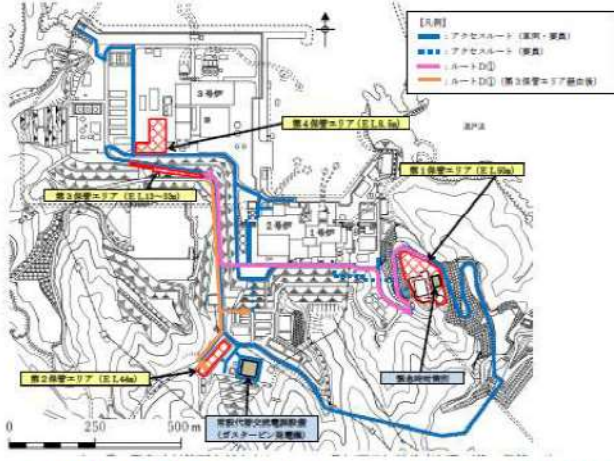
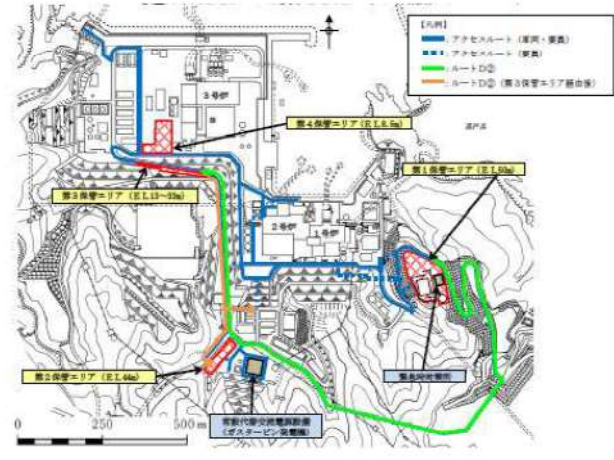
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m及びE L44mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m及びE L44mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第2～4図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から直接原子炉建物内に入城するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①原子炉建物の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動 S_s の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動 S_s の影響を受けない建物に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <p>①各階には各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</p> <p>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。</p> <p>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</p> <p>④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</p> <p>なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合においては、アクセスルート及び迂回路に加えて、通行可能な建屋に操作場所までの大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入城するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <p>①各階には各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</p> <p>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。</p> <p>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</p> <p>④アクセスルート及び迂回路近傍の常設物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</p> <p>なお、当該常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入城する入口は、直接原子炉建屋内に入城するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入城するため基準地震動 S_s の影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p>	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響の考慮 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路として、大型航空機特化ルートを設定する。 大型航空機特化ルートは、起回事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。</p> <p>(d) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート、迂回路及び大型航空機特化ルートを以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入城するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入城する入口は、直接原子炉建屋内に入城するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動 S s の影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路 <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要な可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS 規程に基づき実施する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 主要建屋の各階層間を移動するためのルート。 <p>また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合において、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に操作場所への大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。 大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(a) 自然現象抽出の考え方</p> <p>自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。（別紙(34)参照） 収集した55事象について、第2～3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） 	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>また、屋内アクセスルートのうち大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路と位置付けるため、起回事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能なこと。 屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>第2-3表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1" data-bbox="757 204 1272 545"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した事象に発生しない事象【10事象】</td> <td>干ばつ/砂嵐/夏船/カルスト/地下水による浸水/潮又は河川の水位低下/氷結(氷面の凍結)/氷害/河川の氾濫/土壌の収縮又は膨脹</td> </tr> <tr> <td>ハザード発生・発生が早く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】</td> <td>噴火/塩害/雷打浸食(水面下の浸食)</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】</td> <td>高湿/ちやみ/露/高水温(海水温高)/紅水藻(海水温低)/太陽フレア、磁気嵐/震害</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に含まれる事象【21事象】</td> <td>地震活動:地盤の隆起/陥没/死湧出(湧伏化) 津波:海水面低/海水面高/海底地滑り/湧潮/静浪/高潮/夜潮 洪水:暴又は河川の水位上昇 嵐(台風)/ハリケーン 竜巻:瞬間的な気圧/ひょう 積雪(豪雪):氷晶 地滑り、土石流*:土砂崩れ(山崩れ、崩壊) 火山(火山活動・降灰):水蒸気、熱源噴出/毒性ガス 生物学的事象:動物/水中の有機物質 森林火災:森林火災</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> <td>積石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</p> <p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】	影響を与えるほど接近した事象に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/夏船/カルスト/地下水による浸水/潮又は河川の水位低下/氷結(氷面の凍結)/氷害/河川の氾濫/土壌の収縮又は膨脹	ハザード発生・発生が早く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	噴火/塩害/雷打浸食(水面下の浸食)	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高湿/ちやみ/露/高水温(海水温高)/紅水藻(海水温低)/太陽フレア、磁気嵐/震害	影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地震活動:地盤の隆起/陥没/死湧出(湧伏化) 津波:海水面低/海水面高/海底地滑り/湧潮/静浪/高潮/夜潮 洪水:暴又は河川の水位上昇 嵐(台風)/ハリケーン 竜巻:瞬間的な気圧/ひょう 積雪(豪雪):氷晶 地滑り、土石流*:土砂崩れ(山崩れ、崩壊) 火山(火山活動・降灰):水蒸気、熱源噴出/毒性ガス 生物学的事象:動物/水中の有機物質 森林火災:森林火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	積石	<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能なこと。 屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】														
影響を与えるほど接近した事象に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/夏船/カルスト/地下水による浸水/潮又は河川の水位低下/氷結(氷面の凍結)/氷害/河川の氾濫/土壌の収縮又は膨脹														
ハザード発生・発生が早く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	噴火/塩害/雷打浸食(水面下の浸食)														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高湿/ちやみ/露/高水温(海水温高)/紅水藻(海水温低)/太陽フレア、磁気嵐/震害														
影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地震活動:地盤の隆起/陥没/死湧出(湧伏化) 津波:海水面低/海水面高/海底地滑り/湧潮/静浪/高潮/夜潮 洪水:暴又は河川の水位上昇 嵐(台風)/ハリケーン 竜巻:瞬間的な気圧/ひょう 積雪(豪雪):氷晶 地滑り、土石流*:土砂崩れ(山崩れ、崩壊) 火山(火山活動・降灰):水蒸気、熱源噴出/毒性ガス 生物学的事象:動物/水中の有機物質 森林火災:森林火災														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	積石														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第4-1表 自然現象により想定される影響評価結果				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(1/4)				第4-1表 自然現象により想定される影響概略評価結果				
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果			
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	
地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
津波	・基準津波に対し防潮堤や防潮壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アクセスルートまで遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	洪水	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	洪水	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	
風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響は受けない。	風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風(台風)により飛散することはないことから、同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内でありアクセスルートは風(台風)による影響を受けない。	風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
電巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等へ影響を与えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することから影響を受けない。 	第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)			自然現象 評価結果 保管場所 屋外のアクセスルート 屋内のアクセスルート	自然現象 評価結果 保管場所 屋外のアクセスルート 屋内のアクセスルート	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。	
				電巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建物内に設置していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は回轉等により飛来物とならないための対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 通信用無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することにより目的地へのアクセスが可能である。 電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、その他の場所以しては、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。 				<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することからアクセスルートは電巻による影響を受けない。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。
				凍結	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建物内に設置されているため影響を受けない。同時に機能喪失しない。 気象予報により事前の予測が十分可能であり、地盤に影響が出ないよう、各設備の掘削に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前に実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行うことで、アクセスに問題が生じる可能性が小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 				<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。
				降水	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。（別紙(26)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。（別紙(26)参照） 				<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大139分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果			相違理由
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対応が可能であること。設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対応が可能である。また、ブルドーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響は受けない。 	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対応が可能であること。設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備は同時に機能喪失しない。 また、保管場所等の除灰はホイールローダによる実施も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内でありアクセスルートは火山による影響を受けない。 	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対応が可能であること。設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対応が可能である。 また、ホイールローダにより最大384分で除灰が可能である。(別紙(6)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。また、衛生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内のアクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。 	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数の箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(27)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 青字に非対応可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 保管場所に配置する可搬型設備は、位置的に分散していることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性は支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパを閉止し、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数の箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(27)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 青字に非対応可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性は支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパを閉止し、又は閉回路循環運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内のアクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内のアクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.10m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c)自然現象の重畳事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重畳した場合の影響について確認した。各重畳事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重畳事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重畳の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約220分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重畳による影響は緩和可能である。</p> <p>(d)まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重畳事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に自然現象の重畳について、は「別紙(4)」に記載している。 <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。

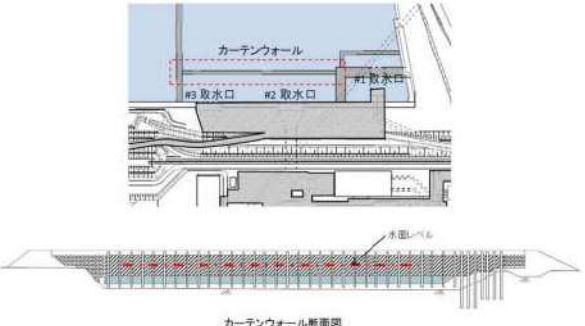
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 人為事象</p>	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方 人為事象抽出の考え方は次のとおりである。 ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照） ・収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照）</p> <p>(b) 人為事象の影響評価（概略） 「(a) 人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p>第2-5表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1" data-bbox="712 778 1326 1168"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td> <td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】</td> <td>発電所内貯蔵の化学物質流出／燃焼工事／内部溢水</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8事象】</td> <td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td> <td>人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td> </tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／燃焼工事／内部溢水	影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル	<p>(2) 人為事象</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／燃焼工事／内部溢水														
影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>カーテンウォール断面図</p> <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)</p>			
<p>人為事象</p>		<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>	
<p>保管場所</p>		<p>概略評価結果</p>	
<p>森林火災</p>	<p>・原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。</p> <p>・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</p> <p>・防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。</p>	<p>・アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照）</p> <p>・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</p>	<p>・建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。</p> <p>・万一、ばい煙の影響を受けるとは想定しない。セルフエアセット等の装備にて対応する。</p>
<p>飛来物（航空機落下）</p>	<p>・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。</p>	<p>・複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。</p> <p>・複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>・原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-7}/年未満であることから影響はない。</p>
<p>ダムの崩壊</p>	<p>・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。</p>	<p>・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。</p>
<p>爆発</p>	<p>・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</p> <p>・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</p>	<p>・アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</p> <p>・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。</p>	<p>・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="716 172 1321 746"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 	有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 	船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 	電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 		<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																									
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																							
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																							
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 																							
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 																							
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a) 評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセサルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセサルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセサルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b) 検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセサルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセサルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p> <div data-bbox="716 734 1310 1133" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[保管場所及び屋外のアクセサルートの評価] --> B[地震・津波の影響想定 (津波によるアクセスへの影響)] B --> C[非常時の影響評価 可搬物状態の確認・通信障害防止] C --> D[作業時の適合性確認] D --> E[アクセサルートの影響評価] E --> F[仮復旧が可能な アクセサルートの抽出] F --> G[アクセサルートの復旧時期評価] G --> H[屋外作業の必要時間評価] H --> I[地震発生時の アクセサルートの必要時間評価] J[屋内のアクセサルートの評価] --> K[津波による被害を想定] J --> L[地震による被害を想定] J --> M[津波による被害を想定] K --> N[アクセス周辺の崩落の調査 (アンダーパイプの支脚)] L --> O[アクセス周辺の崩落を抽出 (仮入れ、雷の突撃)] M --> P[地震時の室内空間を抽出 (伊豆山地区の活用)] N --> Q[周辺施設が地震により転倒 落下したことを確認] O --> R[火災発生時の被害評価 仮復旧に必要時間を確認] P --> S[フロアごとの溢水水位を 開口部入口高さで評価] Q --> T[アクセス上にて通行可能な状態を 確認] R --> U[火災発生時の被害評価の仮 復旧に必要時間を確認] S --> V[アクセス上のものが通行 可能であることを確認] I --> W[地震発生時の作業成立性の評価] T --> W U --> W V --> W </pre> </div>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとしている。</p>

第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセサルートの有効性・成立性検討フロー

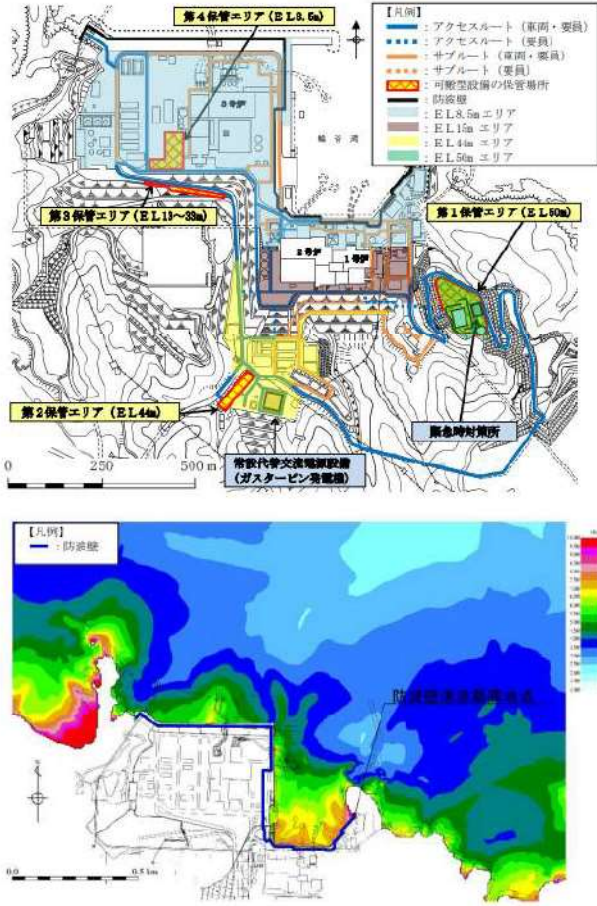
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>(c)地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1" data-bbox="716 406 1321 845"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> <th>アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td rowspan="2">土砂流入、道路損壊による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td> <td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり</td> <td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td> <td>可搬型設備の転倒、通行不能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設建造物の損壊</td> <td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートの評価 (3) 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。</p>
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																									
地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																									
	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能																									
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																									
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																										
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能																									
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																									
	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L 15m の防波壁等を設置することにより、津波による遡上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波遡上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p>  <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1，防波堤無し）</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>3. 保管場所の評価</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。可搬型設備の配備数については「$2n+\alpha$」、「$n+\alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n+\alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛*を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p> <p>a. 「$2n+\alpha$」の可搬型設備</p> <p>原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要な容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p>	<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。 <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>b. 「n+α」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「2n+α」と「n+α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <table border="1" data-bbox="712 853 1317 1193"> <tr> <td data-bbox="712 853 784 997">2 n +α</td> <td data-bbox="784 853 996 997">可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) </td> <td data-bbox="996 853 1153 997">大量送水車 </td> <td data-bbox="1153 853 1317 997">可搬型スプレイノズル </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 997 784 1093">n +α</td> <td data-bbox="784 997 996 1093">移動式代替熱交換設備 </td> <td data-bbox="996 997 1317 1093">大型送水ポンプ車 </td> <td data-bbox="1097 997 1317 1093">逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1093 784 1193">n</td> <td data-bbox="784 1093 996 1193">可搬式窒素供給装置 </td> <td data-bbox="996 1093 1317 1193">第1ベントフィルタ 出口水素濃度 </td> <td data-bbox="1097 1093 1317 1193"></td> </tr> </table> <p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	2 n +α	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレイノズル 	n +α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 	逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 	n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 			<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
2 n +α	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレイノズル 												
n +α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 	逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 												
n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p style="text-align: center;">第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置</p> <table border="1" data-bbox="759 172 1146 1235"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主要設備名</th> <th>使用場所</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2n+α</td> <td rowspan="2">・大量送水車</td> <td>E L 4^α及び15m周辺^{α2} (送水用)</td> <td>—</td> <td>n</td> <td>n</td> <td>α^α (専用)</td> </tr> <tr> <td>E L 8.5m周辺^{α3} (海水取水用)</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>α^α (専用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替給油設備 ・可搬型スプレインノズル</td> <td>E L 8.5m周辺^{α3} (原子炉補機代替冷却系用)</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>α^{α4} (専用)</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td>E L 1.5m周辺^{α4}</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">n+α</td> <td rowspan="2">・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)</td> <td>屋内で使用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屋内で使用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>n^α</td> <td>・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントアウトバルブ出口水蓄留罐</td> <td>E L 1.5m周辺^{α4}</td> <td>予備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>n</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：糧谷貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は海水取水場所(E L 44m)周辺で使用。 ※2：海を水源とした送水時は排水口(E L 1.5m)周辺で使用。 ※3：海水取水場所(E L 8.5m)周辺で使用。 ※4：操縦口(E L 1.5m)周辺で使用。 ※5：大量送水車(送水用及び海水取水用)のαは兼用とし、第4保管エリアに保管。 ※6：大型送水ポンプ車(原子炉補機代替冷却系用)のαと大型送水ポンプ車(原子炉建機排水設備用)の予備は兼用とし、第2保管エリアに保管。 ※7：緊急時対策所関連設備(緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用空気浄化装置、緊急時対策所用空気浄化装置、緊急時対策所用空気浄化装置)は、予備を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。</p>	分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n+α	・大量送水車	E L 4 ^α 及び15m周辺 ^{α2} (送水用)	—	n	n	α ^α (専用)	E L 8.5m周辺 ^{α3} (海水取水用)	n	—	—	α ^α (専用)	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替給油設備 ・可搬型スプレインノズル	E L 8.5m周辺 ^{α3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	—	α ^{α4} (専用)	n	E L 1.5m周辺 ^{α4}	—	—	—	—	—	n+α	・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)	屋内で使用	—	—	—	—	屋内で使用	—	—	—	—	n ^α	・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントアウトバルブ出口水蓄留罐	E L 1.5m周辺 ^{α4}	予備	—	—	n		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																
2n+α	・大量送水車	E L 4 ^α 及び15m周辺 ^{α2} (送水用)	—	n	n	α ^α (専用)																																																
		E L 8.5m周辺 ^{α3} (海水取水用)	n	—	—	α ^α (専用)																																																
	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替給油設備 ・可搬型スプレインノズル	E L 8.5m周辺 ^{α3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	—	α ^{α4} (専用)	n																																															
		E L 1.5m周辺 ^{α4}	—	—	—	—	—																																															
n+α	・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)	屋内で使用	—	—	—	—																																																
		屋内で使用	—	—	—	—																																																
n ^α	・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントアウトバルブ出口水蓄留罐	E L 1.5m周辺 ^{α4}	予備	—	—	n																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	(1) 「2n+a」の可搬型設備						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>(1) 「2n+α」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数 (2n-2)</th> <th rowspan="2">子備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレインゾル</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td colspan="4">原子力建物 2台+ 子備1台</td> <td>・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A(1組:約220m)</td> <td>2組+ 子備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td colspan="4">原子力建物 2組+ 子備</td> <td>・必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組)の2セット、 合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子が通機代替熱交換設備と原子力 建物基本設備を用いる。</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>子備 1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>子備1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 送水側250A(1組:約50m) 加水側250A(1組:約70m) 送水側300A(1組:約900m)</td> <td>2組+ 子備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>1組+ 子備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数 (2n-2)	子備	保管場所				備考	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 2台+ 子備1台				・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。	ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子力建物 2組+ 子備				・必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組)の2セット、 合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子が通機代替熱交換設備と原子力 建物基本設備を用いる。	移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	子備 1台	1台		大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (2n-2)	1台	0台	子備1台 (2n-2)	1台		ホース 送水側250A(1組:約50m) 加水側250A(1組:約70m) 送水側300A(1組:約900m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	1組	0組	0組	1組+ 子備			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数 (2n-2)	子備	保管場所				備考																																																	
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																								
可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 2台+ 子備1台				・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。																																																					
ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子力建物 2組+ 子備				・必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組)の2セット、 合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子が通機代替熱交換設備と原子力 建物基本設備を用いる。																																																					
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	子備 1台	1台																																																						
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (2n-2)	1台	0台	子備1台 (2n-2)	1台																																																						
ホース 送水側250A(1組:約50m) 加水側250A(1組:約70m) 送水側300A(1組:約900m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	1組	0組	0組	1組+ 子備																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(2) 「n+α」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="913 183 1124 1396"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通ガス用安全弁用罩蓋 ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5本以上)</td> <td>原子力建物 15本+ 予備15本</td> <td>・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気通ガス 安全弁用罩蓋 (補助設置)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>廃棄物処理建物 2個+ 予備2個</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	通ガス用安全弁用罩蓋 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子力建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備	主蒸気通ガス 安全弁用罩蓋 (補助設置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																
通ガス用安全弁用罩蓋 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子力建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備																
主蒸気通ガス 安全弁用罩蓋 (補助設置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式蒸気供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で蒸気供給が可能。</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組：約200m)</td> <td>1組+ 予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>タービン建物 1組+ 予備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1ベントファイラダ 出口水蒸気機</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で水蒸気機測定が可能。</td> </tr> <tr> <td>シフトフェンス</td> <td>約40m</td> <td>約20m</td> <td>約20m</td> <td>約10m+ 予備約10m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約10m+ 予備約10m</td> <td>・2号炉放水接合槽用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	可搬式蒸気供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で蒸気供給が可能。	ホース (1組：約200m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	タービン建物 1組+ 予備				-	第1ベントファイラダ 出口水蒸気機	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水蒸気機測定が可能。	シフトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+ 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m	・2号炉放水接合槽用		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場 所における主要可搬型 設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
可搬式蒸気供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で蒸気供給が可能。																																												
ホース (1組：約200m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	タービン建物 1組+ 予備				-																																												
第1ベントファイラダ 出口水蒸気機	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水蒸気機測定が可能。																																												
シフトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+ 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m	・2号炉放水接合槽用																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配位数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数の補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シールドフェンス</td> <td>約680m</td> <td>約640m</td> <td>約40m</td> <td>約320m+予備約40m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約230m</td> <td>・輸送専用</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (000)</td> <td>1隻 (000)</td> <td>予備1隻 (000)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (000)</td> <td>・シールドフェンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。</td> </tr> <tr> <td>放射線防護資材</td> <td>4組</td> <td>3組</td> <td>1組</td> <td>予備1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>3組</td> <td>・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>2台</td> <td>1台 放射線防護資材専用</td> <td>1台 (000)</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (000)</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉機械坑倉庫兼用と原子炉建屋放水設備兼用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬容器</td> <td>6個</td> <td>5個</td> <td>1個</td> <td>予備1個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td>5個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)</td> <td>1組+予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長さ船に1本以上</td> <td>予備</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>1組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配位数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数の補足)	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	シールドフェンス	約680m	約640m	約40m	約320m+予備約40m	0m	0m	約230m	・輸送専用	小型船舶	2隻	1隻 (000)	1隻 (000)	予備1隻 (000)	0隻	0隻	1隻 (000)	・シールドフェンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。	放射線防護資材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。	大型送水ポンプ車	2台	1台 放射線防護資材専用	1台 (000)	0台	0台	予備1台 (000)	1台		放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉機械坑倉庫兼用と原子炉建屋放水設備兼用を兼用。	泡消火薬容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個		ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)	1組+予備	1組	ホース長さ船に1本以上	予備	0組	0組	1組			<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配位数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数の補足)																																																																			
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																										
シールドフェンス	約680m	約640m	約40m	約320m+予備約40m	0m	0m	約230m	・輸送専用																																																																							
小型船舶	2隻	1隻 (000)	1隻 (000)	予備1隻 (000)	0隻	0隻	1隻 (000)	・シールドフェンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。																																																																							
放射線防護資材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。																																																																							
大型送水ポンプ車	2台	1台 放射線防護資材専用	1台 (000)	0台	0台	予備1台 (000)	1台																																																																								
放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉機械坑倉庫兼用と原子炉建屋放水設備兼用を兼用。																																																																							
泡消火薬容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個																																																																								
ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)	1組+予備	1組	ホース長さ船に1本以上	予備	0組	0組	1組																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="757 188 1272 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号が運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号が運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																														
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																					
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号が運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 																																																			
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 																																																			
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 																																																			
中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 																																																		
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 																																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用集電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に搭載するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>66本</td> <td>454本+ 予備66本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備20本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつづ、11時間正圧化するこ とが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用集電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に搭載するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	66本	454本+ 予備66本	0本	0本	予備20本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつづ、11時間正圧化するこ とが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場 所における主要可搬型 設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策用集電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に搭載するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	66本	454本+ 予備66本	0本	0本	予備20本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつづ、11時間正圧化するこ とが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第3-2表 保管場所等における主要設備</p> <p>(1) 重機</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備 1台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 (2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水罐車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放射能測定車</td> <td>1台</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">構内保管場所 1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉用滅源水ポンプ電動機</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・予備品</td> </tr> <tr> <td>ラフタークレーン</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・予備品取扱設備</td> </tr> <tr> <td>中型ボース機頭車(180A)</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>大型ボース機頭車(180A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備 1台	-	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	-	小型動力ポンプ付水罐車	2台	1台	0台	0台	1台	-	小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-	放射能測定車	1台	構内保管場所 1台				-	原子炉用滅源水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品	ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取扱設備	中型ボース機頭車(180A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材	大型ボース機頭車(180A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																															
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備 1台	-																																																																																		
設備名	配備数	保管場所				備考																																																																																		
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
小型動力ポンプ付水罐車	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
放射能測定車	1台	構内保管場所 1台				-																																																																																		
原子炉用滅源水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品																																																																																		
ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取扱設備																																																																																		
中型ボース機頭車(180A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材																																																																																		
大型ボース機頭車(180A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p>(2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1" data-bbox="766 188 1254 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース展開車 (300A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>ボース運搬車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>鹿島給電車 11EV</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>直流給電車 20V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船相運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>シルトフエンス運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬相運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料プールのスプレイ装置</td> <td>2台</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建屋 2台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	大型ホース展開車 (300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	ボース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	鹿島給電車 11EV	1台	1台	0台	0台	0台	-	直流給電車 20V	1台	1台	0台	0台	0台	-	小型船相運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	シルトフエンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材	放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	消防火薬相運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建屋 2台				-		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																											
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																															
大型ホース展開車 (300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
ボース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
鹿島給電車 11EV	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
直流給電車 20V	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
小型船相運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
シルトフエンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
消防火薬相運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建屋 2台				-																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>(1) 保管場所への影響評価</p> <p>地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。</p> <p>なお、2011年東北地方太平洋沖地震時の被害状況を別紙(9)に示す。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="80 957 683 1380"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧ 地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>(2) 地震による保管場所への影響評価概要</p> <p>地震による保管場所への影響について、網羅的に①～⑦の被害要因について評価した結果、第3-3表に示すとおり影響のある被害要因はないことを確認した。被害要因に対する詳細な確認結果については、「(3) 地震による保管場所への影響評価」に示す。</p> <p>第3-3表 地震による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 359 1317 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺建造物の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設建造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	⑥地盤支持力の不足	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	⑦地中埋設建造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>(1) 保管場所への影響評価</p> <p>地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="1348 957 1944 1460"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>①周辺建造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	①周辺建造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	②周辺タンク等の損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「2. 概要 (8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要」に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、東北地方太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	① 周辺建造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
被害要因	評価結果																																																																																						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																																																			
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし																																																																																			
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
⑥地盤支持力の不足	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]																																																																																			
⑦地中埋設建造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	①周辺建造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	②周辺タンク等の損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 759 687 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし	② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし	<p>同保管場所周辺には、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔が設置されているが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。（別紙(4)参照）また、更なる安全性向上のための対策として、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔の基準地震動 S s における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>第3保管エリア周辺には、構築物がないことを確認している。</p> <p>第4保管エリア周辺には、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構築物があるが、損壊に対して十分な離隔距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。</p> <p>外装材以外の部材等については、保管場所に影響を及ぼさない設計とする。（別紙(37)参照）</p> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p> <p>第3-4表 周辺構造物損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="728 759 1292 884"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1339 759 1953 1054"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1、2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果						51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	②周辺タンク等の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 評価結果の相違。</p>
被害要因		評価結果																																																													
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																											
① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし																																																											
② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし																																																											
被害要因	評価結果																																																														
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																											
①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																											
被害要因	評価結果																																																														
	51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																																									
①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																																									
②周辺タンク等の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																		
<p>第 5-3 表 周辺構造物の被害想定及び評価結果</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保修センター</td> <td rowspan="12">地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)</td> </tr> <tr> <td>緊急用電気品建屋</td> <td>緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋</td> <td>緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>松島幹線 No. 2 送電鉄塔</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>1号排気筒</td> <td>1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2号排気筒</td> <td>2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号排気筒</td> <td>3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>事務本館/事務別館</td> <td>事務本館/事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)</td> </tr> <tr> <td>尿尿浄化槽機械室</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>出入管理室(1, 2号)</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号連絡通路</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2号スタック放射線モニタ建屋</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	構造物の影響評価	保修センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)	緊急用電気品建屋	緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	松島幹線 No. 2 送電鉄塔	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	1号排気筒	1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	2号排気筒	2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	3号排気筒	3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	事務本館/事務別館	事務本館/事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)	尿尿浄化槽機械室	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	出入管理室(1, 2号)	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	3号連絡通路	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	2号スタック放射線モニタ建屋	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m倉庫・車庫 66kV泊支線No. 6鉄塔 66kV泊支線No. 7鉄塔 放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンプ車 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)</td> <td>地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。 損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	構造物の評価結果	1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m倉庫・車庫 66kV泊支線No. 6鉄塔 66kV泊支線No. 7鉄塔 放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンプ車 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。 損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による対象構造物、構造物の評価結果の相違。</p>
対象設備	被害想定	構造物の影響評価																																			
保修センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)																																			
緊急用電気品建屋		緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																			
緊急時対策建屋		緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																			
松島幹線 No. 2 送電鉄塔		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																			
1号排気筒		1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																			
2号排気筒		2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																			
3号排気筒		3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																			
事務本館/事務別館		事務本館/事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)																																			
尿尿浄化槽機械室		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																			
出入管理室(1, 2号)		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																			
3号連絡通路		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																			
2号スタック放射線モニタ建屋		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																			
対象設備	被害想定	構造物の評価結果																																			
1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m倉庫・車庫 66kV泊支線No. 6鉄塔 66kV泊支線No. 7鉄塔 放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンプ車 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。 損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。																																			
<p style="text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

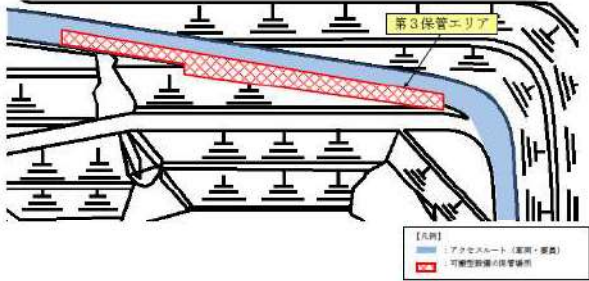
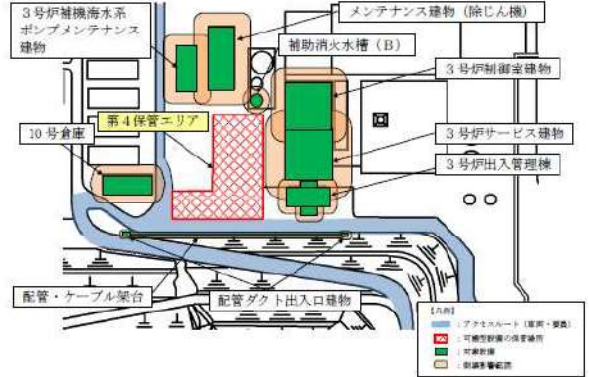
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 231 683 657" style="border: 1px solid black; height: 267px; width: 267px;"></div> <p data-bbox="174 667 600 689">第5-1図 保管場所の周辺建造物の被害想定状況</p> <div data-bbox="324 699 683 737" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="340 708 667 727">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="728 231 1310 646" style="text-align: center;"> <p data-bbox="878 667 1160 689">第3-2図(1) 第1保管エリア</p> </div> <div data-bbox="716 746 1299 1141" style="text-align: center;"> <p data-bbox="878 1161 1160 1184">第3-2図(2) 第2保管エリア</p> </div>	<div data-bbox="1339 252 1960 662" style="border: 1px solid black; height: 257px; width: 277px;"></div> <p data-bbox="1422 667 1848 689">第5-1図 保管場所の周辺建造物の被害想定状況</p> <div data-bbox="1348 705 1930 737" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1438 715 1921 734">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1982 667 2161 774">【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による被害想定状況の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-2図(3) 第3保管エリア</p>  <p>第3-2図(4) 第4保管エリア</p>		<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による被害想定状況の相違。</p>

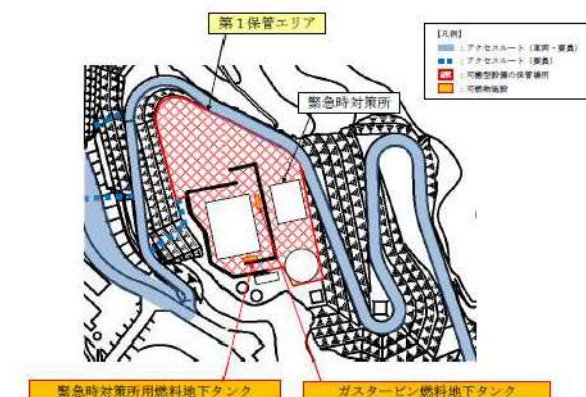

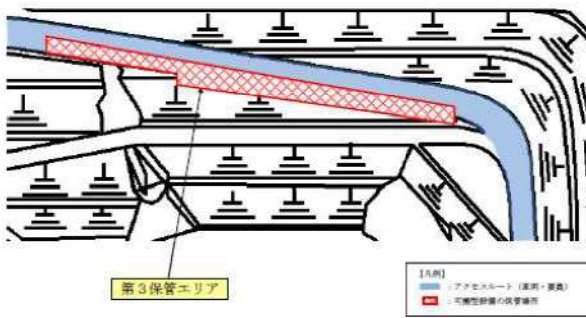
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 評価方針 周辺タンクの損壊による火災、薬品、溢水による影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果（可燃物施設の損壊） 影響評価結果を第3-5表に、保管場所に影響を及ぼす可能性のある可燃物施設の配置及び火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第3-3図(1)～(4)に示す。 第1保管エリアについて、緊急時対策用燃料地下タンク及びガスタービン燃料地下タンクは地下式のタンクであり保管場所への影響はない。 第2保管エリア周辺にガスタービン発電機用軽油タンクがあるが、基準地震動Ssにより損壊しないことを詳細設計段階において確認する。（別紙(28)参照） 第3保管エリア周辺に、可燃物施設はないことから、影響はない。 第4保管エリアについて、3号炉主要変圧器、重油タンク、補助ボイラサービスタンクの火災が発生した場合でも、保管場所からの離隔距離が確保されており、影響はない。（別紙(6)参照）</p> <p>(c) 評価結果（薬品タンクの損壊） 保管場所周辺に、薬品タンクはないことから、影響はない。</p> <p>(d) 評価結果（タンクからの溢水） 保管場所の最大浸水深は第4保管エリアにおける約21cmであり、可搬型設備の機関吸気口及び排気口高さ以下（別紙(8)）であり、可搬型設備は機能喪失しないため、影響はない。（別紙(33)）</p> <p>第3-5表 周辺タンク等の損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="741 1023 1305 1142"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>
被害要因	評価結果																
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1保管エリア</p> <p>緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p>ガスタービン燃料地下タンク</p> <p>第3-3図(1) 第1保管エリア</p>  <p>第2保管エリア</p> <p>ガスタービン発電機用燃料タンク</p> <p>第3-3図(2) 第2保管エリア</p>  <p>第3保管エリア</p> <p>第3-3図(3) 第3保管エリア</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


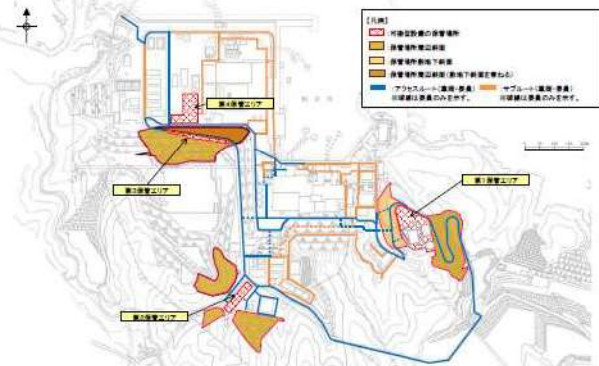
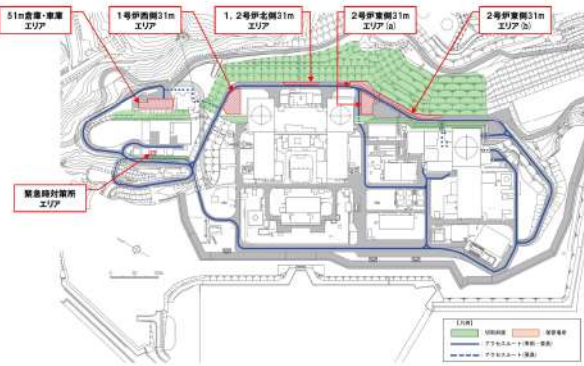
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="712 185 1312 560" style="border: 1px solid black; height: 235px; width: 268px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="875 576 1155 600">第3-3図(4) 第4保管エリア</p> <div data-bbox="889 671 1303 703" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p data-bbox="1980 145 2163 368">【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③ 周辺斜面の崩壊</p> <p>保管場所に係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管場所及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第5-2図のとおり。</p> <p>第1、第2、第3保管エリアの周辺斜面として、斜面A、Fについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。</p>  <p>第5-2図 評価対象とする保管場所周辺斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動S_sによるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、基準地震動S_sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせることで算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「s-stan Ver.20_SI」を、地震応答解析には解析コード「ADVANF/Win Ver.4.0」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第3-4図に示す。</p> <p>評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。(選定結果は「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照)</p>  <p>第3-4図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③ 周辺斜面の崩壊、④ 敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせることで算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「GEANAS-F2 Ver.1.0」を地震応答解析には解析コード「FDAP III Ver.3.03」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第5-2図に示す。</p> <p>評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。(選定結果は「6. 屋外のアクセスルートの評価 (4)屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 ③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり」を参照)</p>  <p>第5-2図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・プラントの相違による斜面の解析コードの相違。</p>

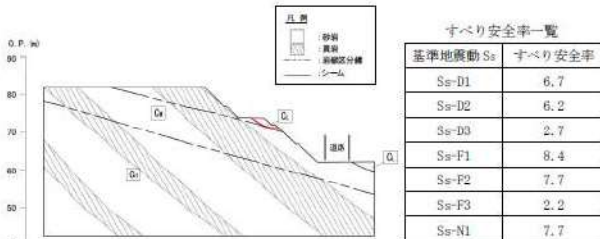
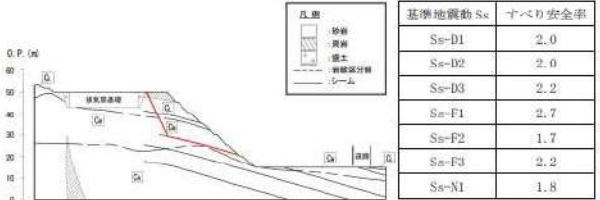
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(b) 斜面の安定性評価方法 保管場所周辺斜面A、Fの安定性は、基準地震動 Ss に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率 (Fs) が 1.0 を上回っていることを確認する。 なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果 保管場所における周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第 5-4 表、第 5-3 図、第 5-4 図に示す。</p> <p>第 5-4 表 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 1193 680 1315"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が 1.0 以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動 Ss に対する動的解析により安全率 Fs が 1.0 を上回ることを評価基準値とする。 なお、解析用地盤物性値は、「島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」の物性値を用いる。</p> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第 3-6 表に示す。 保管エリアの周辺斜面及び敷地下斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値を上回っていることを確認した。（安定性評価結果については、「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照）</p> <p>第 3-6 表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="730 1203 1290 1362"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし [Fs≥1.0]</td> <td>問題なし [Fs≥1.0]</td> <td>問題なし [Fs≥1.0]</td> <td>問題なし [Fs≥1.0]</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし [Fs≥1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし [Fs≥1.0]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③周辺斜面の崩壊	問題なし [Fs≥1.0]	問題なし [Fs≥1.0]	問題なし [Fs≥1.0]	問題なし [Fs≥1.0]	④敷地下斜面のすべり	問題なし [Fs≥1.0]	該当なし	問題なし [Fs≥1.0]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が 1.0 以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動に対する動的解析により安全率 Fs が 1.0 を上回ることを評価基準値とする。</p> <div data-bbox="1344 574 1948 734" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析用物性値については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第 5-4 表に示す。</p> <div data-bbox="1344 861 1948 1021" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>第 5-4 表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <div data-bbox="1344 1181 1948 1340" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <div data-bbox="1456 1356 1859 1404" style="border: 1px dashed red; border-radius: 5px; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	
被害要因		評価結果																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし																																
被害要因	評価結果																																			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③周辺斜面の崩壊	問題なし [Fs≥1.0]	問題なし [Fs≥1.0]	問題なし [Fs≥1.0]	問題なし [Fs≥1.0]																																
④敷地下斜面のすべり	問題なし [Fs≥1.0]	該当なし	問題なし [Fs≥1.0]	該当なし																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第5-3図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 231 683 438"> <thead> <tr> <th>基準地震動 S_e</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S_e-D1</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>S_e-D2</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>S_e-D3</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>S_e-F1</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>S_e-F2</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>S_e-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>S_e-N1</td><td>7.7</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 S_e	すべり安全率	S _e -D1	6.7	S _e -D2	6.2	S _e -D3	2.7	S _e -F1	8.4	S _e -F2	7.7	S _e -F3	2.2	S _e -N1	7.7			
基準地震動 S_e	すべり安全率																		
S _e -D1	6.7																		
S _e -D2	6.2																		
S _e -D3	2.7																		
S _e -F1	8.4																		
S _e -F2	7.7																		
S _e -F3	2.2																		
S _e -N1	7.7																		
 <p>第5-4図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 558 683 758"> <thead> <tr> <th>基準地震動 S_e</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S_e-D1</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>S_e-D2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>S_e-D3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>S_e-F1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>S_e-F2</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>S_e-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>S_e-N1</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 S_e	すべり安全率	S _e -D1	2.0	S _e -D2	2.0	S _e -D3	2.2	S _e -F1	2.7	S _e -F2	1.7	S _e -F3	2.2	S _e -N1	1.8			
基準地震動 S_e	すべり安全率																		
S _e -D1	2.0																		
S _e -D2	2.0																		
S _e -D3	2.2																		
S _e -F1	2.7																		
S _e -F2	1.7																		
S _e -F3	2.2																		
S _e -N1	1.8																		

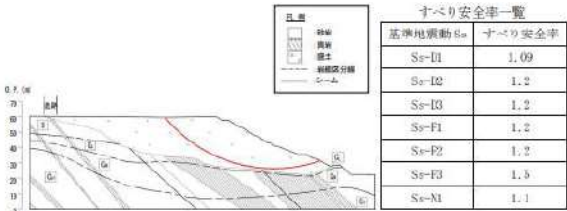
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管エリア及び評価対象とする敷地下斜面の位置は、第5-5図のとおり。</p> <p>0.P.+62m盤にある第1、第2、第4保管エリアは、いずれも岩盤上に設置されており、法肩から斜面高さ以上の離隔を確保していることから、敷地下斜面のすべりによる影響は想定されない。また、第3保管エリアには敷地下斜面は存在しない。0.P.+62m盤の敷地下斜面の影響として、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bの安定性を確認することで、保管場所における敷地下斜面の評価を補完する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第5-5図 評価対象とする保管場所敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価方法</p> <p>保管場所敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>(c) 評価結果</p> <p>保管場所における敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-5表、第5-6図に示す。</p> <p>第5-5表 敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 368 683 485"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5-6図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]			
被害要因		評価結果															
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

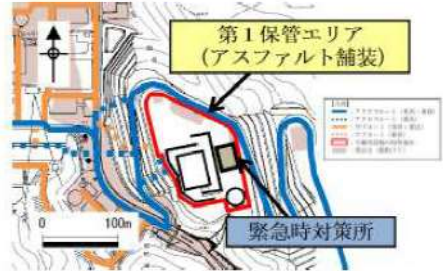
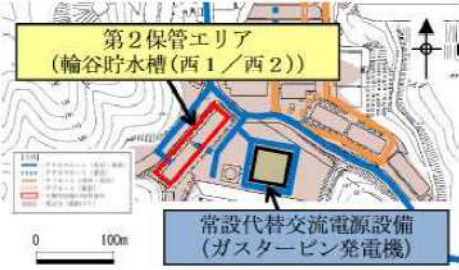
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 沈下に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管エリアにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動による影響については、各保管エリアの支持地盤に液状化及び揺すり込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（盛土、旧表土）が存在するか確認する。</p> <p>盛土、旧表土については液状化強度試験により「非液状化」又は「繰返し軟化」に分類されるが、各保管エリアの支持地盤に盛土又は旧表土が存在する場合には地下水位以深の盛土及び旧表土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>c. 沈下等に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の埋戻土（掘削ズリ）の範囲を第3-5図に示す。第1保管エリアでは埋戻土及び切土地盤（岩盤）上に、第2保管エリアでは埋戻土上に設置された輪谷貯水槽（西1/西2）上に、第3保管エリアでは切土地盤（岩盤）上に可搬型設備を保管する。また、第4保管エリアでは埋戻土上を避けて切土地盤（岩盤）上に可搬型設備（α及び予備を除く。）を保管する。</p> <p>また、第3-7図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在することから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。</p> <p>第2保管エリアは、盛土地盤に支持された輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。</p> <p>第3保管エリアの可搬型設備は、切土地盤（岩盤）上に保管することから、不等沈下及び傾斜に対する評価対象から除く。</p> <p>第4保管エリアの可搬型設備（α及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、切土地盤（岩盤）上及びコンクリート置換部を走行することから、不等沈下及び傾斜に対する評価から除く。</p> <p>沈下の影響因子としては、飽和地盤の液状化によるものと、不飽和地盤の揺すり込みによるものを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飽和地盤の液状化による沈下量は、最大せん断ひずみと体積ひずみの関係^{※1}から沈下率(A)を設定し、飽和層の厚さ(h_1)を乗じて沈下量を算出する。 ・不飽和地盤の揺すり込みによる沈下量は、海野ら^{※2}の知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率(B)を設定し、これに不飽和地盤の厚さ(h_2)を乗じて算出する。 ・液状化及び揺すり込みによる沈下により保管場所に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により登坂可能な勾配(15%^{※3})及び走行可能な段差量(15cm^{※4})とする。 <p>※1 Kenji Ishihara, Mitsutoshi Yoshimine: Evaluation of settlements insand deposits following liquefaction during earthquakes, Soils and Foundations, 1992</p> <p>※2 海野 寿康, 風間 基樹, 渦岡 良介, 仙頭 紀明: 同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係, 土木学会論文集 C, 2006</p> <p>※3 濱本 敬治, 上坂 克巳, 大脇 鉄也, 木下 立也, 小林 寛: 小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討, 国土技術政策総合研究所資料, 2012</p>	<p>c. 沈下に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管エリアにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動による影響については、各保管エリアの支持地盤に液状化及び揺すり込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（1,2号埋戻土,3号埋戻土）が存在するか確認する。</p> <p>各保管エリアの支持地盤に1,2号埋戻土又は3号埋戻土が存在する場合には地下水位以深の1,2号埋戻土及び3号埋戻土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、保管エリアごとの説明は後段に記載。評価方法に相違はない。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による記載内容の相違。評価方法に相違はない。

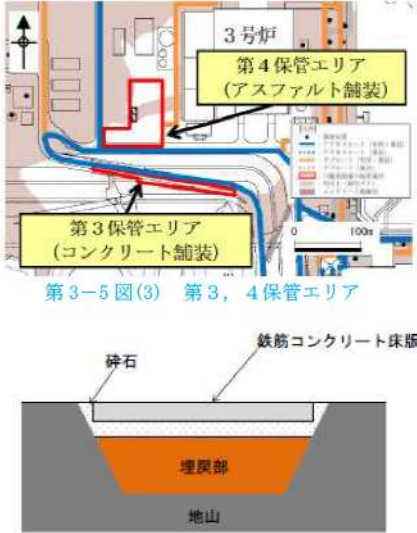
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※4 依藤 光代, 常田 賢一：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について,平成19年度近畿地方整備局研究発表会, 防災・保全部門, 2007</p> <p>第2保管エリアには, 半地下構造物である輪谷貯水槽(西1/西2)があることから, 液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりに対する評価を実施する。</p> <p>第1保管エリア, 第3保管エリア及び第4保管エリアには, 地中埋設構造物が存在しないことから, 液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。</p> <p>別紙(32)を踏まえた, b. 液状化を仮定した噴砂による不陸については, 第2保管エリアは輪谷貯水槽(西1/西2)の上であること, 第3保管エリアは切土地盤(岩盤)により構成されること, 第4保管エリアの可搬型設備(α及び予備を除く。)は, 切土地盤(岩盤)上に保管し, 通行範囲の埋戻部はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから, 噴砂による不陸の影響はない。一方で, 第1保管エリアは一部に埋戻部が存在することから, 詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端で浅となる場合, 噴砂による不陸の影響の評価を実施し, 不陸の発生が想定される場合は, あらかじめ路盤補強等の対策を行う。</p> <p>第3-6図に噴砂による不陸の対策例を示す。</p>  <p>第3-5図(1) 第1保管エリア</p>  <p>第3-5図(2) 第2保管エリア</p>		


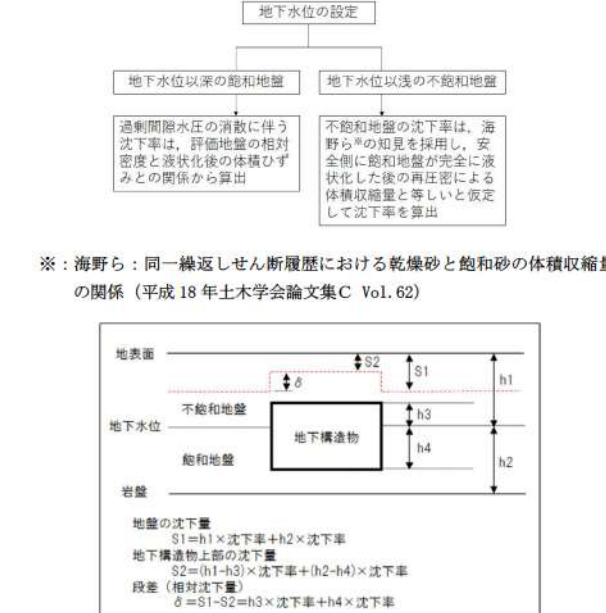
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-5図(3) 第3, 4保管エリア</p> <p>第3-6図 噴砂による不陸の対策例</p> <p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 	<p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（1, 2号埋戻土、3号埋戻土）を保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤をすべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 <p>第5-3図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p>	<p>【女川】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は沈下量算出の考え方を別紙に記載。泊は島根をベースに本文中に記載。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による記載内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-7図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー</p> <p>【液状化による沈下量の算出法】 第3-8図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992) を、第3-7表に液状化対象層の相対密度の調査結果 (別紙(29)参照) を、第3-9図に想定する沈下率を示す。なお、埋戻土(粘性土)及び旧表土は、粘性土を含むため液状化しないが、保守的に埋戻土(掘削ズリ)に置き換えて沈下量を算出する。砂礫層は、粒径加積曲線が埋戻土(掘削ズリ)と同様な傾向を示すことから、埋戻土(掘削ズリ)に置き換えて沈下量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化後の排水に伴う沈下については、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ(沈下率)の関係 (Ishihara et al., 1992) を用いて設定する。 相対密度は、埋戻土(掘削ズリ)の調査結果から、平均で71.3%となり、ばらつきを考慮すると54.1%となる。 沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、相対密度の平均値71.3%から2.5%となるが、ばらつきを考慮して算出した相対密度54.1%から保守的に3.5%とする。 	 <p>第5-3図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー</p> <p>【液状化による沈下量の算出法】 第5-4図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992) を、第5-5表に液状化対象層の相対密度の調査結果を、第5-5図に埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果を、第5-6図に想定する沈下率を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化による沈下は、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ(沈下率)の関係 (Ishihara et al., 1992) を用いて沈下率を設定し、これに飽和地盤の厚さを乗じて算出する。 相対密度は、1, 2号埋戻土及び3号埋戻土の調査結果から、1, 2号埋戻土は平均で106.0%となり、ばらつきを考慮すると89.3%となり、3号埋戻土は平均で101.1%となり、ばらつきを考慮すると82.2%となる。 沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、ばらつきを考慮して算出した相対密度から保守的に設定した沈下率算定用相対密度80.0%より1.7%とする。 	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

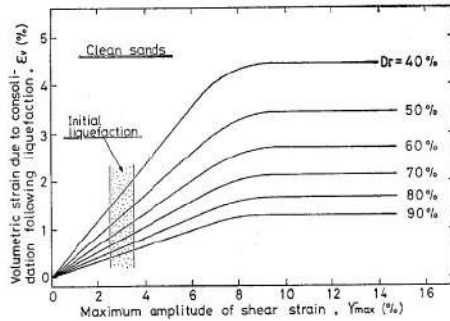
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

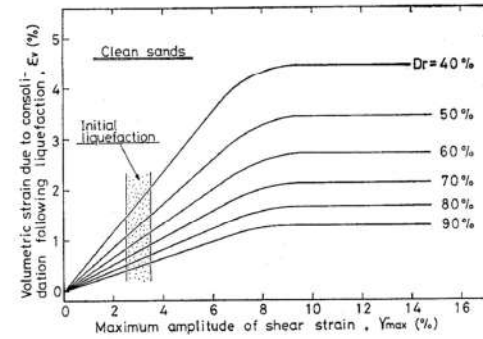
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3-8図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)



第5-4図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)

第3-7表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 [%]		備考 (調査位置)
	平均	平均-σ	
埋戻土 (掘削ズリ)	71.3	54.1	防波壁周辺

第5-5表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 (%)		
	調査結果		沈下率算定用
	平均	平均-σ	
1, 2号埋戻土	106.0	89.3	80.0
3号埋戻土	101.1	82.2	80.0

【島根2号炉 別紙(29) 1.0.2-399より転載】



第3図 埋戻土 (掘削ズリ) の相対密度の調査位置及び調査結果

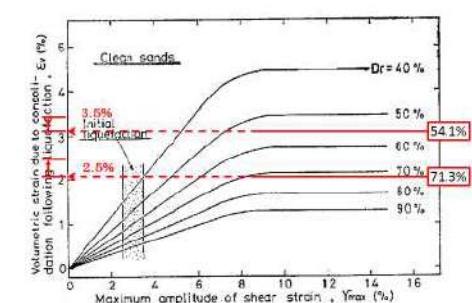
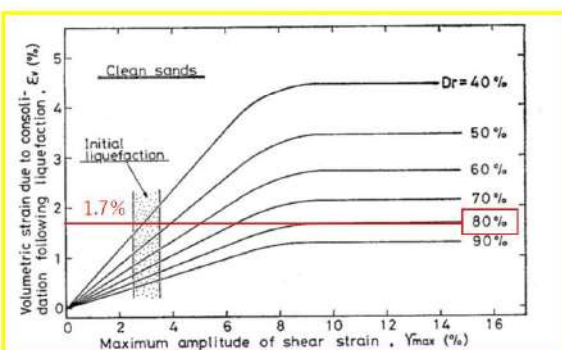


第5-5図 埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果

【島根】資料構成の相違・島根は相対密度調査位置及び調査結果を別紙に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-9図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位以浅の不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第3-10図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 液状化による沈下：沈下率 3.5% （【液状化による沈下量の算出法】参照） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（海野ら，2006） 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 揺すり込みによる沈下：沈下率 3.5% </div> <p>第3-10図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	 <p>第5-6図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位以浅の不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第5-7図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 液状化による沈下：沈下率 1.7% （【液状化による沈下量の算出法】参照） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（海野ら，2006） 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 揺すり込みによる沈下：沈下率 1.7% </div> <p>第5-7図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

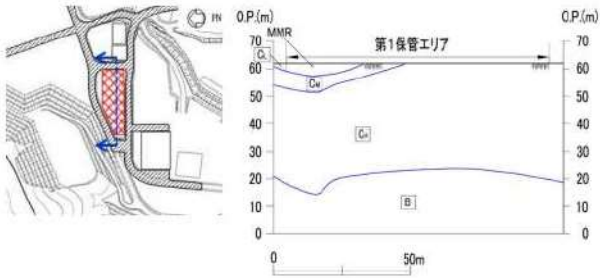

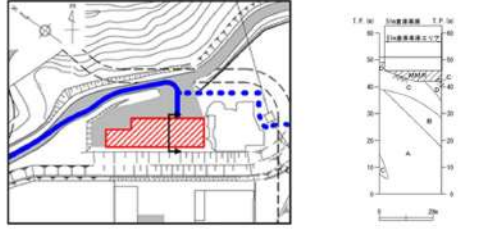
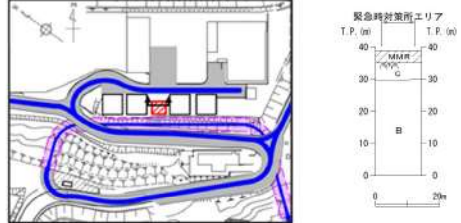
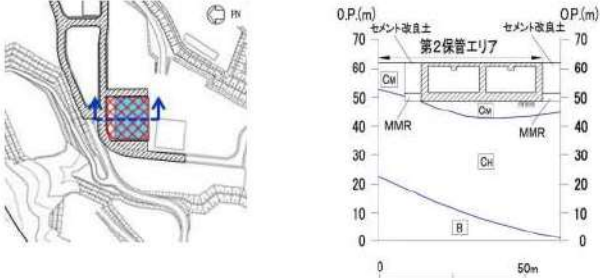
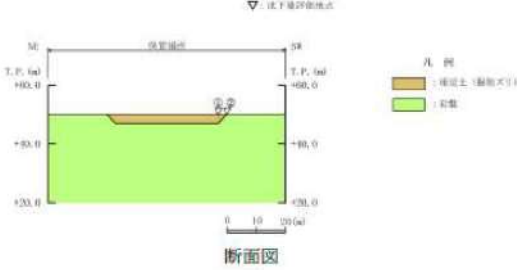
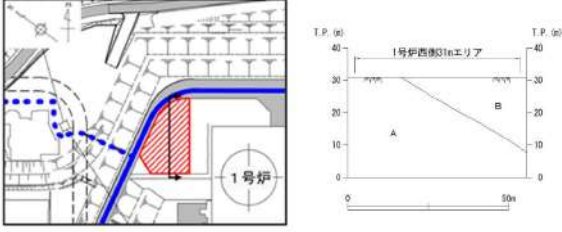
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤又は置換コンクリート（以下「MMR」という。）の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤に直接支持され基準地震動 Ss に対して機能維持する淡水貯水槽、岩盤及び淡水貯水槽周囲のセメント改良土の上に保管されることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第3保管エリアにおける可搬型設備は岩盤又は MMR の上に保管され、保管エリア下部には2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-7図、第5-8図、第5-9図、第5-10図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 986 683 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【不等沈下の評価結果】</p> <p>沈下に対する影響評価結果を第3-8表に示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在する。地山と埋戻部の境界では、第3-11図のように擦り付ける工夫がなされていることから、許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアは、輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから、車両通行の許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <div data-bbox="784 622 1220 734"> <p>第3-11図 地山と埋戻部との境界部の状況</p> </div> <p>第3-8表 沈下に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 941 1209 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1、2号炉北側 31m エリアにおける可搬型設備は、岩盤又はマンメイドロック（以下「MMR」という。）等の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア(a)及び2号炉東側 31m エリア(b)における可搬型設備は、岩盤の上に保管され、保管エリア下部には道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア(b)下部にはCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-8図、第5-9図、第5-10図、第5-11図、第5-12図、第5-13図、第5-14図、第5-15図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 989 1937 1181"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側 31m エリア</th> <th>1、2号炉北側 31m エリア</th> <th>2号炉東側 31m エリア(a)</th> <th>2号炉東側 31m エリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1444 1212 1859 1260" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア(a)	2号炉東側 31m エリア(b)	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違・島根は保管エリアごとの説明を前段に記載。泊は女川と同様に、評価結果に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア(a)	2号炉東側 31m エリア(b)																																													
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

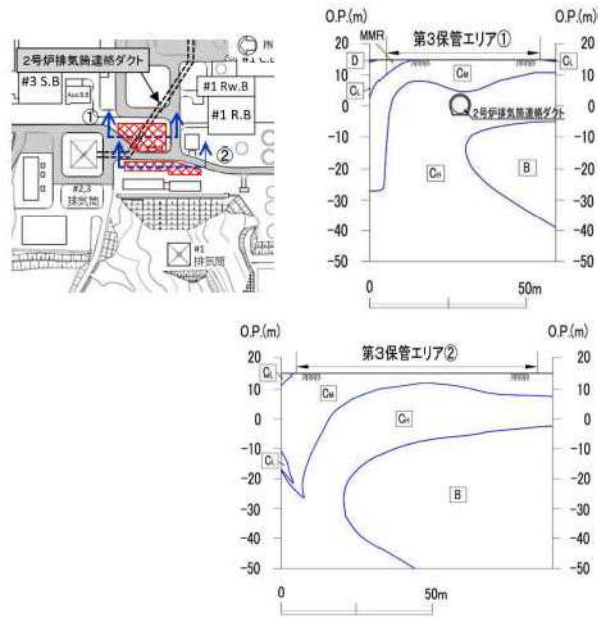
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5-7図 第1保管エリア平面図及び地質断面図</p>	<p>【傾斜の評価結果】</p> <p>第1保管エリアにおける傾斜が発生する箇所として埋戻部が2箇所存在することから、広範囲に傾斜が生じる埋戻部を評価地点とし、傾斜の評価地点を第3-12図、評価結果を第3-9表に示す。評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/岩盤傾斜面の幅）を仮定しても最大で3.5%であることから通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける傾斜の評価地点を第3-13図、評価結果を第3-10表に示す。液状化及び揺すり込みによる傾斜については、評価地点（両端及び中央部の3地点）においておおむね一樣に沈下することから、通行への影響はない。また、評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/保管場所の幅）を仮定しても最大で4.1%であることから通行への影響はない。</p> <p>傾斜に対する評価結果を第3-11表に示す。</p>  <p>第3-12図 第1保管エリアの傾斜評価地点</p>	 <p>第5-8図 51m倉庫・車庫エリア平面図及び地質断面図</p>  <p>第5-9図 緊急時対策所エリア平面図及び地質断面図</p>	
 <p>第5-8図 第2保管エリア平面図及び地質断面図</p>	 <p>第3-12図 第1保管エリアの傾斜評価地点</p>	 <p>第5-10図 1号炉西側31mエリア平面図及び地質断面図</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

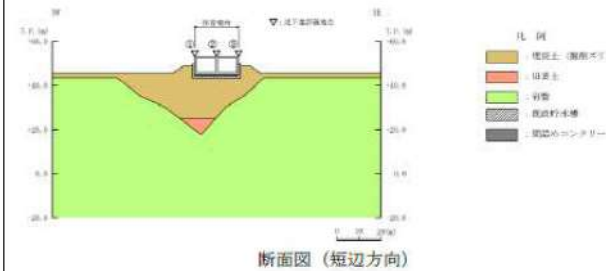
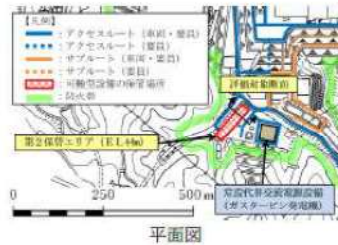
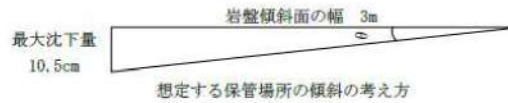


第5-9図 第3保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-9表 第1保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

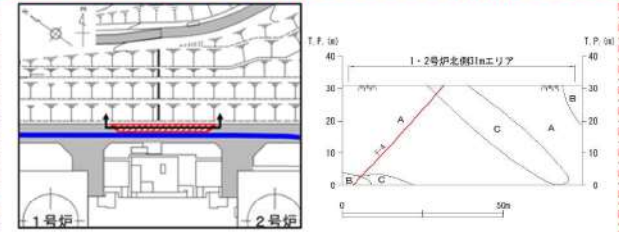
沈下対象層	① 北東側		② 南西側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位 以深 埋戻土 (掘削ズリ)	3.0	10.5	0.0	0.0
岩盤傾斜面の幅	3.0m			
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/岩盤傾斜面の幅)	3.5%			



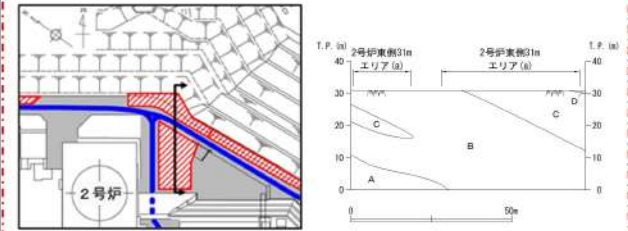
第3-13図 第2保管エリアの傾斜評価地点

泊発電所3号炉

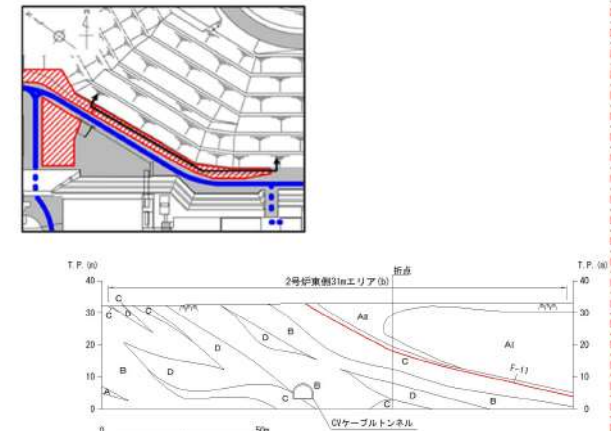
相違理由



第5-11図 1, 2号炉北側31mエリア平面図及び地質断面図



第5-12図 2号炉東側31mエリア(a)平面図及び地質断面図



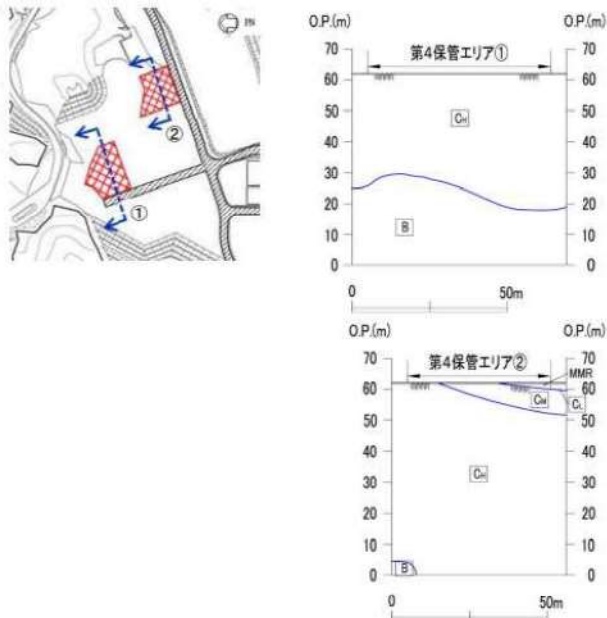
第5-13図 2号炉東側31mエリア(b)平面図及び地質断面図

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

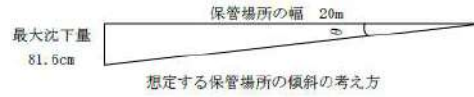


第5-10図 第4保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-10表 第2保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

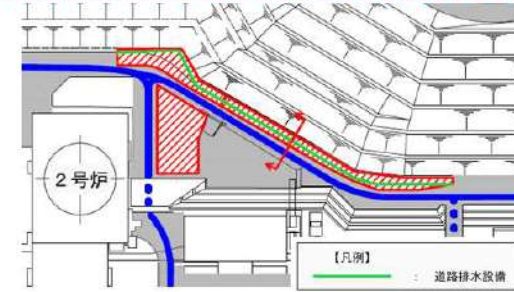
沈下対象層	①北西側		②中央部		③南東側		
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	
地下水位以深	埋戻土(細粒ズリ)	17.7	62.0	17.7	62.0	9.5	33.3
	旧敷土	5.6	19.6	-	-	-	-
総沈下量		81.6cm		62.0cm		33.3cm	
最大沈下量				81.6cm			
保管場所の幅				20m			
保管場所の傾斜(θ)				4.1%			
(最大沈下量/保管場所の幅)							



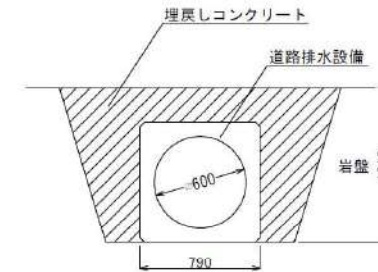
第3-11表 傾斜に対する影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア
⑤液状化及び揺すり込みによる傾斜	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし

泊発電所3号炉



第5-14図 2号炉東側31mエリア(a),(b)における道路排水設備位置図



第5-15図 道路排水設備断面図

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>e. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の盛土及び旧表土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1, 第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、第2保管エリア下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>第3保管エリア下部には、第5-9図に示すとおり2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 1050 683 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>第2保管エリアには、輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、揚圧力683kN/m以上に対して、浮き上がり抵抗力2,468kN/mであるため、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。（第3-12表）</p> <p>第3-12表 浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 1021 1216 1126"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化に伴う浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>d. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の埋戻土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア及び1,2号炉北側31mエリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-12図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1346 1043 1946 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果						51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は島根と同様に設置許可段階において地下水位を地表面に設定。</p> <p>【島根】記載内容の相違・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																													
⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし																																													

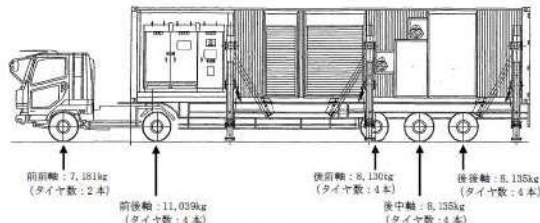
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>f. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい熱交換器ユニットの地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動 S_s による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から熱交換器ユニット（約 43t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動 S_s による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、熱交換器ユニットの常時接地圧を第 5-11 図に示す。</p> <p>なお、第 2 保管エリアは、岩盤に直接支持され基準地震動 S_s に対して機能維持する地下構造物である淡水貯水槽上に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1 輪当たり 3,910kg）をタイヤの接地面積（0.295m×0.2m）で除して算出（第 5-11 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>d. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑧地盤支持力の不足</p> <p>(a) 接地圧の評価方法</p> <p>第 1, 3, 4 保管エリアについては、第 3-14 図に示す可搬型設備のうち接地圧が最も大きい移動式代替熱交換設備（42,620kg）を代表として常時・地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：移動式代替熱交換設備の前前軸重量（7,181kg）から舗装による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>第 2 保管エリアについては、盛土上の輪谷貯水槽（西 1/西 2）の上であることから、盛土の地盤支持力に対して可搬型設備と輪谷貯水槽（西 1/西 2）の重量を足した地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレーナの合計重量（21,194kg）に輪谷貯水槽（西 1/西 2）1 槽分の重量を加え、輪谷貯水槽（西 1/西 2）1 槽分の面積による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>※1：基準地震動 S_s の地震力による各保管場所の地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算出。（第 3-13 表）</p> <p>第 3-13 表 保管場所における地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数</p> <table border="1" data-bbox="712 1284 1317 1460"> <thead> <tr> <th colspan="2">保管場所</th> <th>地表面での鉛直最大応答加速度</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>707Gal</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>666Gal</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 保管エリア</td> <td>1,055Gal</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 3 保管エリア</td> <td>452Gal</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 保管エリア</td> <td>465Gal</td> <td>1.48</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数	第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73	埋戻部	666Gal	1.68	第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08	第 3 保管エリア		452Gal	1.47	第 4 保管エリア		465Gal	1.48	<p>e. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい可搬型代替電源車の地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から可搬型代替電源車（約 48t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、可搬型代替電源車の常時接地圧を第 5-16 図に示す。</p> <p>なお、51m 倉庫・車庫エリアは、MMR を介して岩盤に支持され、基準地震動に対して倒壊しない設計とする建屋である 51m 倉庫・車庫の中に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1 輪当たり 3,042.5kg）をタイヤの接地面積（0.275m×0.2m）で除して算出（第 5-16 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。 <p>【島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して機能維持する構造物の中に可搬型設備を保管するため、評価対象から除外。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧について、島根は舗装による荷重分散を考慮。泊は女川同様、タイヤの接地面積から算出。 <p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、鉛直震度係数の説明を「(a) 評価方法」の本文中に記載。 泊では、地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(c) 評価基準値の設定」に記載。
保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数																							
第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73																							
	埋戻部	666Gal	1.68																							
第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08																							
第 3 保管エリア		452Gal	1.47																							
第 4 保管エリア		465Gal	1.48																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 評価基準値の設定</p> <p>第1、第3及び第4保管エリアはC₄級以上の岩盤及びMMRで構成されているため、C₄級以上の岩盤及びMMRについて個別に支持力評価を実施する。</p> <p>C₄級以上の岩盤の支持力及びMMRの支持力は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1及び第4保管エリアにおけるC₄級以上の岩盤部については、牧の浜部層におけるC₄級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,400kN/m²とする。 第3保管エリアにおけるC₄級以上の岩盤部については、狐崎部層におけるC₄級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 MMRについては、MMR下部のC₄級岩盤の支持力試験結果に基づき設定する。 	<p>第3-14図 移動式代替熱交換設備の仕様</p>  <p>(b) 評価基準値の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤（一部、埋戻部）に設置されていることから、岩盤部と埋戻部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。また、埋戻部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第2保管エリアの可搬型設備は、盛土上の輪谷貯水槽（西1/西2）の上に設置されることから、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第3保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤に設置されているが、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第4保管エリアは岩盤（一部、埋戻部）であり、可搬型設備は岩盤部に設置されていることから、岩盤部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 	<p>(c) 評価基準値の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所エリアの可搬型設備はMMRを介して火砕岩類C級岩盤に設置されていることから、MMR下部の火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1号炉西側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類B級～A級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類B級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1、2号炉北側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類C級～A級岩盤に設置されていることから、火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(a)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(b)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級及び安山岩A_H級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 	<p>【女川及び島根】 地盤の相違 ・プラントの相違による評価基準値の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

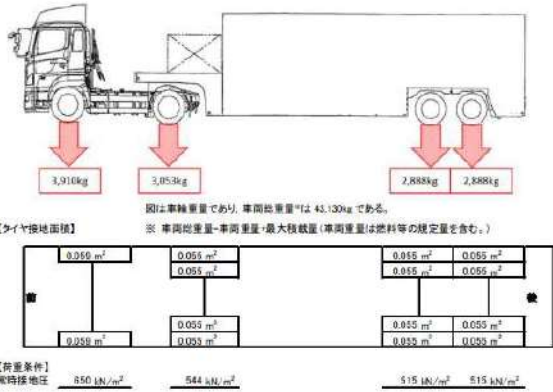
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

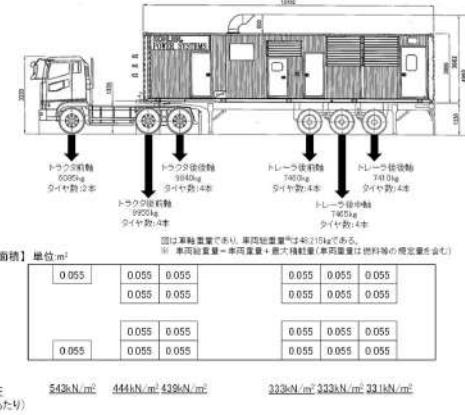
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第5-11図 熱交換器ユニットの常時接地圧



第5-16図 可搬型代替電源車の常時接地圧

第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数
第1保管エリア	F ₀ 級以上の岩盤	Ss-D1	427	1.44
		Ss-D2	403	1.42
		Ss-D3	377	1.39
		Ss-F1	206	1.30
		Ss-F2	403	1.42
		Ss-F3	384	1.40
	MMR部	Ss-N1	290	1.30
		Ss-D1	431	1.44
		Ss-D2	407	1.42
		Ss-D3	384	1.40
		Ss-F1	291	1.30
		Ss-F2	408	1.42
		Ss-F3	388	1.40
		Ss-N1	293	1.30
第3保管エリア	F ₀ 級以上の岩盤	Ss-D1	469	1.48
		Ss-D2	449	1.46
		Ss-D3	442	1.46
		Ss-F1	314	1.33
		Ss-F2	408	1.45
		Ss-F3	421	1.43
	MMR部	Ss-N1	313	1.32
		Ss-D1	525	1.54
		Ss-D2	501	1.52
		Ss-D3	506	1.52
		Ss-F1	340	1.35
		Ss-F2	473	1.49
		Ss-F3	454	1.47
		Ss-N1	338	1.35

第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数
緊急時対策所エリア	火砕岩類 C級岩盤	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)		
1号炉西側31mエリア	火砕岩類 B級以上の岩盤			
1, 2号炉北側31mエリア	火砕岩類 C級以上の岩盤			
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類 D級以上の岩盤			
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類 D級以上の岩盤			

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違
 ・常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。

【島根】記載箇所の相違
 ・島根は保管場所の地表面における鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(a) 評価方法」の本文中に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動 Ss</th> <th>鉛直最大応答加速度 (gal)</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第4保管エリア</td> <td rowspan="6">B₂級以上の岩盤</td> <td>Ss-D1</td> <td>505</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>466</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>443</td> <td>1.46</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>322</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>454</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>431</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">MMR部</td> <td>Ss-N1</td> <td>331</td> <td>1.34</td> </tr> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>509</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>471</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>436</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>323</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>451</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>427</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>333</td> <td>1.34</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数	第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52	Ss-D2	466	1.48	Ss-D3	443	1.46	Ss-F1	322	1.33	Ss-F2	454	1.47	Ss-F3	431	1.44	MMR部	Ss-N1	331	1.34	Ss-D1	509	1.52	Ss-D2	471	1.49	Ss-D3	436	1.45	Ss-F1	323	1.33	Ss-F2	451	1.47	Ss-F3	427	1.44	Ss-N1	333	1.34	<p>(c) 地盤支持力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤支持力について評価した結果、第3-14表のとおり地震時接地圧は評価基準値内であり、影響がないことを確認した。 					<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>					<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川同様に、支持力評価結果、影響評価結果をそれぞれ記載。</p>																													
保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数																																																																																										
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52																																																																																										
		Ss-D2	466	1.48																																																																																										
		Ss-D3	443	1.46																																																																																										
		Ss-F1	322	1.33																																																																																										
		Ss-F2	454	1.47																																																																																										
		Ss-F3	431	1.44																																																																																										
	MMR部	Ss-N1	331	1.34																																																																																										
		Ss-D1	509	1.52																																																																																										
		Ss-D2	471	1.49																																																																																										
		Ss-D3	436	1.45																																																																																										
		Ss-F1	323	1.33																																																																																										
		Ss-F2	451	1.47																																																																																										
		Ss-F3	427	1.44																																																																																										
		Ss-N1	333	1.34																																																																																										
<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div>																																																																																														
<p>第5-9表 保管エリア支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>962 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>1,001 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	第1保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MMR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	第3保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²	MMR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²	第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MMR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	<p>第3-14表 地盤支持力の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>地震時接地圧 (N/mm²)</th> <th>評価基準値 (N/mm²)</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>1.1</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>1.0</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>0.4</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果	第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし	埋戻部	1.0	1.20	問題なし	第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし	第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし	第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし	<p>第5-9表 保管場所の支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所エリア</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="14" style="text-align: center;">追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号炉西側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>B級以上の岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2号炉北側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級以上の岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>火砕岩類</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>火砕岩類</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)	13,700kN/m ²	C級岩盤	13,700kN/m ²	1号炉西側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	B級以上の岩盤	13,700kN/m ²	1、2号炉北側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	C級以上の岩盤	13,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	11,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	11,700kN/m ²
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																											
第1保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
第3保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																											
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果																																																																																											
第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし																																																																																										
	埋戻部	1.0	1.20	問題なし																																																																																										
第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし																																																																																											
第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																											
第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																											
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																											
緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)	13,700kN/m ²																																																																																											
	C級岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
1号炉西側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																																																											
	B級以上の岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
1、2号炉北側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																																																											
	C級以上の岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																																																											
	D級以上の岩盤		11,700kN/m ²																																																																																											
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																																																											
	D級以上の岩盤		11,700kN/m ²																																																																																											
<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="5">評価結果</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1、2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果					緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑦ 地盤支持力の不足	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)																																																										
被害要因	評価結果																																																																																													
	第1保管エリア		第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	影響なし		影響なし	影響なし	影響なし																																																																																									
被害要因	評価結果																																																																																													
	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)																																																																																													
					<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、保管エリア下部に淡水貯水槽があるが、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>第3保管エリアについては、保管エリア下部に2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されており、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p>	<p>e. 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果を第3-15表に示す。</p> <p>建設工事の記録やプラントウォークダウンの結果、第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには損壊が想定される地中埋設構造物が存在しないことから、地中埋設構造物の損壊による影響はないため、評価対象から除く。第2保管エリアにおける地中埋設構造物の損壊の評価地点を第3-15図に示す。第2保管エリアには輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、基準地震動 S_s に対して損壊しない設計とする。なお、輪谷貯水槽（西1/西2）の耐震評価結果は詳細設計段階で示す。（別紙(28)参照）</p> <div data-bbox="846 794 1236 1343" data-label="Figure"> </div> <p>第3-15図 第2保管エリア 損壊評価地点</p>	<p>f. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1、2号炉北側 31m エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア (a) 及び2号炉東側 31m エリア (b) 下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア (b) 下部には、CV ケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉							相違理由
第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果					第3-15表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果					第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果							
被害要因	評価結果				被害要因	評価結果				被害要因	評価結果						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		5m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	
⑧ 地下構造物の損壊	該当なし	影響なし [Ss機能維持]	影響なし [Ss機能維持]	該当なし	⑧地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし			
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

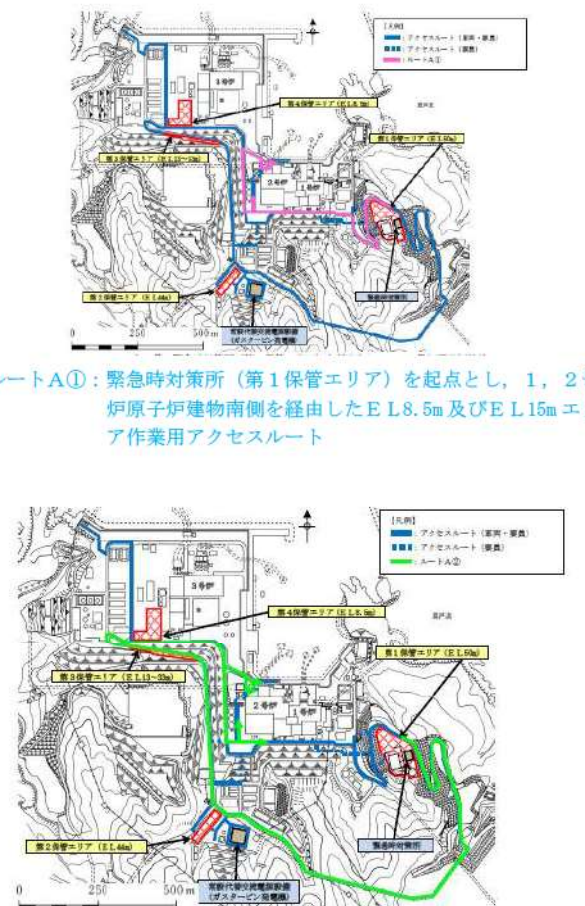
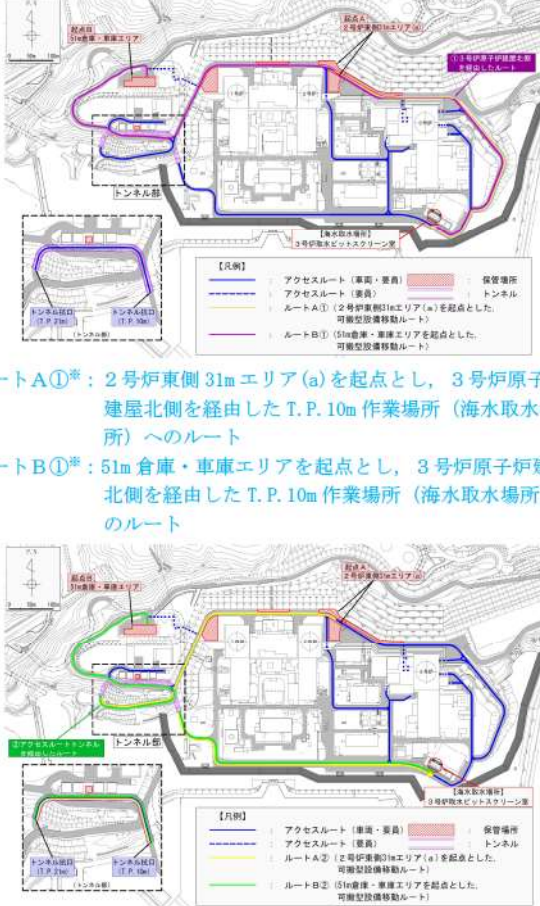
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 屋外アクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外アクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>4. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）はおおむね幅員7mの道路であり、第4-1図に示すとおり緊急時対策所及び4箇所の保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ガスタービン発電機用軽油タンク、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(5)参照）</p>	<p>6. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外のアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外のアクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）は幅員6m以上の道路であり、第6-1図及び6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(23)参照）</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根と同様にアクセスルートの概要を記載。

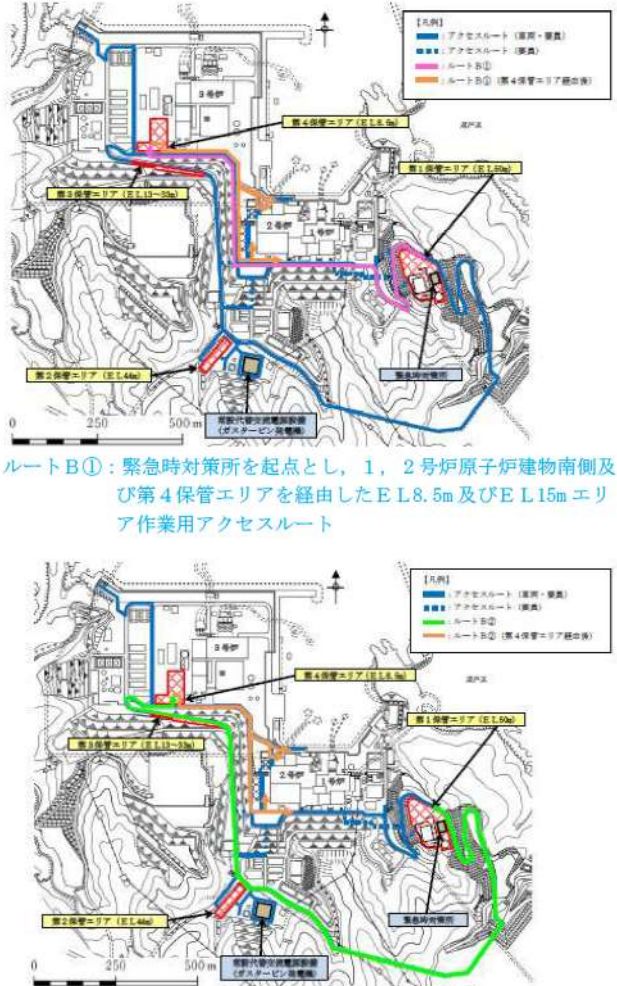
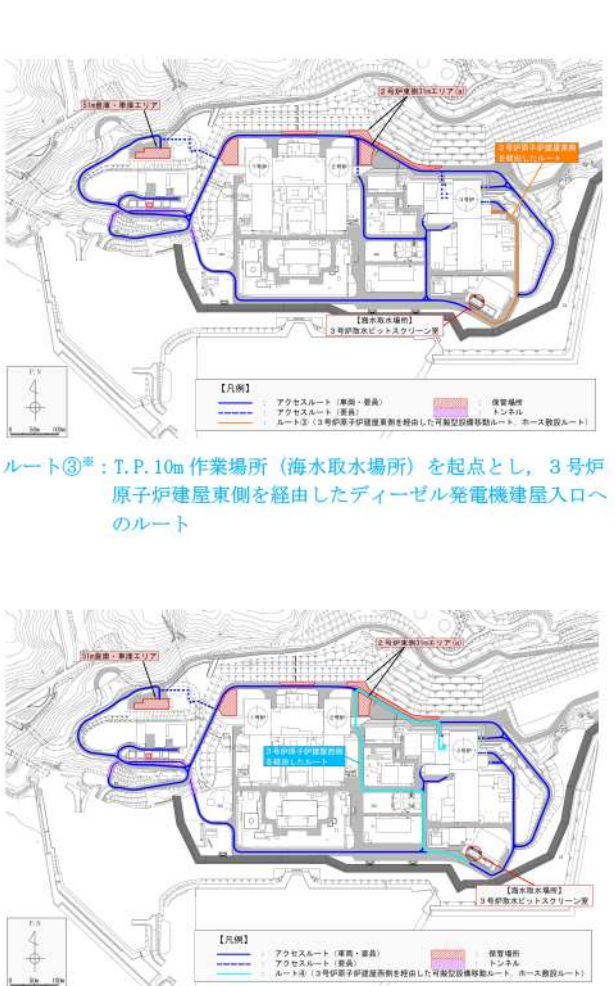
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ピットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-1図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ アクセスルート（車両・歩員） ■ アクセスルート（歩員） ■ ルートB① ■ ルートB②（第4保管エリア経由後）</p> <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>【凡例】 ■ アクセスルート（車両・歩員） ■ アクセスルート（歩員） ■ ルート③（3号炉原子炉建屋東側を經由したディーゼル発電機建屋入口へのルート） ■ ルート④（3号炉原子炉建屋西側を經由した原子炉補助建屋入口へのルート）</p> <p>ルート③*：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を經由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p> <p>ルート④*：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を經由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-2図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

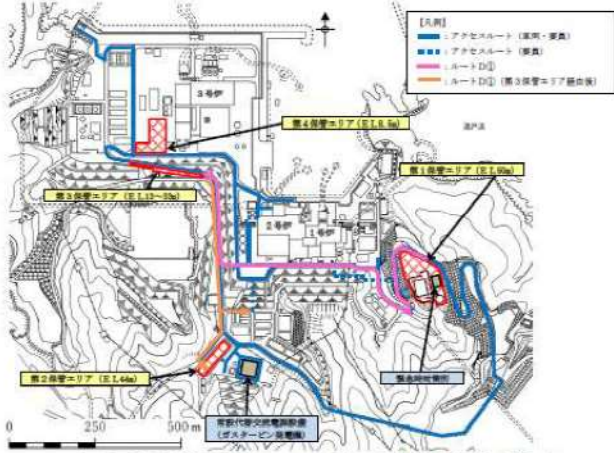
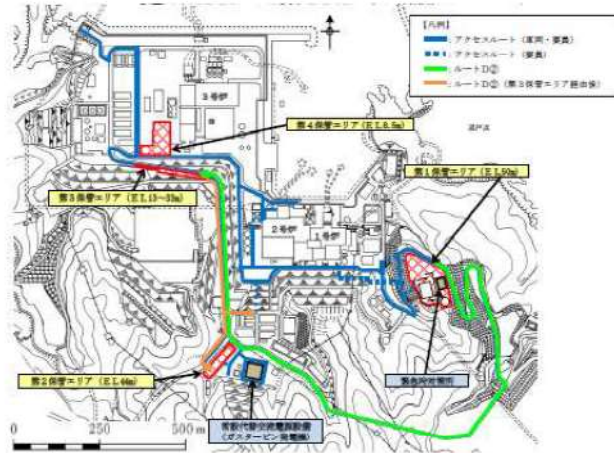
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE.L.13～33m及びE.L.44mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE.L.13～33m及びE.L.44mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、第4-2図に示すとおり新規制基準を満足するのみに止まらず、緊急時対策要員の安全性及びアクセスの多様性確保の観点も踏まえたサブルートを整備している。</p>  <p>第4-2図 保管場所からのアクセスルート概要(サブルート含む。)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、緊急時対策所～保管場所～2号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>また、第6-3図に示すとおりアクセスの多様性確保の観点から、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを整備している。</p>  <p>第6-3図 屋外アクセスルートの概要(サブルート及び自主整備ルート含む)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、保管場所～3号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はサブルート及び自主整備ルートを整備している。 <p>【島根】設計表現の相違・プラントの相違によるアクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>(1) 屋外アクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外アクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外アクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>なお、重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p>	<p>(3) 地震による被害想定の方針、対応方針</p> <p>地震によるアクセスルートへの影響について、第4-1表のとおり、網羅的に①～⑦の被害要因に対する被害事象、影響評価の方針及び対応方針を定めた。</p> <p>なお、サブルートは地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>(3) 屋外のアクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外のアクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外のアクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、地震時に期待しないルートと位置付けているサブルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けている自主整備ルートは、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 																																																																				
<p>第6-1表 屋外アクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>第4-1表 アクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p>	<p>第6-1表 屋外のアクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構築物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構築物による通行不能	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>懸念される被害事象</th> <th>影響評価の方針</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> <td>・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水等による通行不能</td> <td>・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な隔離距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動Ssに対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動Ssに対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>④道路面のすべり</td> <td>道路のすべりによる通行不能</td> <td>・アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な隔離距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。	③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動Ssに対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動Ssに対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	④道路面のすべり	道路のすべりによる通行不能	・アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑥地盤支持力の不足	-	-	-	⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外のアクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構築物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地下構造物等の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象	地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	②周辺タンク等の損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構築物による通行不能	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害要因、被害対象の相違。
自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構築物による通行不能																																																																					
	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																					
被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針																																																																				
①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な隔離距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。																																																																				
③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動Ssに対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動Ssに対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
④道路面のすべり	道路のすべりによる通行不能	・アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑥地盤支持力の不足	-	-	-																																																																				
⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	-	-																																																																				
自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	②周辺タンク等の損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構築物による通行不能																																																																					
	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様に屋外アクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス及び基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。 上記以外の構造物については、基準地震動S_sにより損壊し、屋外アクセスルート上にがれきが発生するものとして屋外アクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(10)参照） その結果、屋外アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(3.7m)*を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※必要な道路幅 3.7m は可搬型重大事故等対処設備において最大車幅(2.5m)となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅</p>	<p>(4) 被害想定</p> <p>①周辺構造物の損壊(建物、鉄塔等)</p> <p>a. 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、アクセスルートへ影響を及ぼさないと評価する。 耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定*1する。 上記以外の周辺構造物については、基準地震動S_sにより損壊するものとし、アクセスルートが設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定する。 その結果、必要な幅員(3.0m*2)を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価する。</p>	<p>(4) 屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様にアクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス(S_s機能維持含む)又は基準地震動により倒壊・落橋に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス(S_s機能維持含む)又は基準地震動により倒壊・落橋に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。 上記以外の構造物については、基準地震動により損壊し、アクセスルート上にがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(9)参照） その結果、アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(4.0m)*を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※：必要な道路幅 4.0m は可搬型重大事故等対処設備のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m(150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮)を考慮して設定</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設計方針の相違 ・設備の相違に伴う評価方法の相違。 【島根】記載内容の相違 ・必要な道路幅の相違。</p>